

はしなく其變化は北朝となりて、武家方の君に奉ずる様に成行きたり。

〔兩統天子の兩六波羅御座〕 中務の宮は正成が許におはしましたつれど、御門のかくならせ給ひぬれば、今は甲斐なしとて(増)出で、還り給ふを、右馬助の家人宗像四郎楠木城外にて捕へたり(北條記)、洞院公敏、四條隆資等は行方知れず(補)、三日に貞直、貞冬、高資等、宇治より帝兩親王以下を具し奉り(光明寺殘篇)、四日六波羅南方へ入れ奉る。光嚴帝別記に、

四日(丙)此曉、先帝已奉入(三)時益宿所(云云)、見物者等云、先師賢卿乘破輿令迎取、已忠顯隆資(誤)等騎馬、次具行卿又乘輿、次妙法院乘輿(四方輿云云)、次及寅終頭、先帝又乘輿、數萬騎武士打圍之、就中貞直著鎧不著甲、在御輿前、其外軍士圍繞前後左右、每手取松明、又在地人燒松明、宛如白晝云云、是見物縹素之說也。

増鏡に「すさまじげなる武士ども衛府の佐の心地して御輿近く打圍みたり、風輦にはあらぬ綱代輿の怪しきにぞ奉れる、六波羅の北なる檢皮屋には兩院春宮おはしませば、南の板屋のいと怪しきに御仕つらひなどしておはしませするも、最惜う忝けなし」(後文に又春宮は世を憤みて六波羅に渡らせ給ふ、ておはし、衛士の焚火も影だに見えず)と兩統の天子六波羅北と南とに御座ありて、榮枯盛衰を湊合して春宮の土御門殿にて踐祚を後の事となしたれど、失檢なるべし。他の確かなる書は、みな笠置の陥らぬ十餘日前に早く踐祚を記し、光嚴帝宸記も十日初めより先帝とあり、朕とあり、早く壽永の故事の如く劍指な

くて踐祚の儀を行はせられしこと疑ひなし。是に就いて兩帝の眞偽を論ずるもの當時より區々たり、其は後に詳述すべし、たゞ北畠親房の神皇正統記に、以前の事を略叙しあるを録しおかん。曰く「後宇多院崩れさせ給ひて、いつしか東宮の御方に候ふ人々にそはく、に聞えしが、關東に使節を遣はされ、天位を争ふまでの御中らひになりき、東にも東宮の御事を引立て申す輩ありて御憤りの始めとなりぬ、元亨甲子の九月の末つかた漸事顯れにしかども(此事は前に述おけり、後宇多帝崩御も其年にて、事の始まり猶早し、御憤りは太子の位争ひ、奉り行ふ中に言ふ甲斐なき事出で來にしかど、大方は事なくて止みぬ、其後程なく東宮薨れ給ふ、神慮にも叶はず、祖皇の御誠めに違はせ給ひけりとぞ(祖皇は後醍醐) 覺えし、今こそ此の天皇疑ひなき繼體の正統に定まらせ給ひぬれ、されど坊には後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ。かくて元弘辛未の年八月俄に都を出でさせ給ひ(略)、九月に東國の軍多く集り上りて事難くなりければ、他所に移らしめ給ひしに、思ひの外の事出で來て六波羅へとて承久よりこのかたしめたる所に御幸なる、御供に侍りし上達部上の男共も、或は捕れ或は忍び隠れたるもあり、かくて東宮位に即かせ給ふ」と。又後の遷都の條に、されど新帝は僞主の儀にて正位には用ゐられずと判定せり、是は南朝方の説なれど、其の是非は久しき問題となれり。但し祖皇の誠とは後嵯峨帝の龜山帝に皇統を譲り給ひし事なるべければ、後宇多帝の邦良太子を立て、其統と帝の統と遞立の誠もあれば、此天皇を疑ひなき繼體の正統に定まるとは斷定するを得ず、今は三統遞立の鏈れと成行き、帝は是



を根本より打破せんと思召されて、先づ北條氏を倒さんと計らひ給へるなり、南北兩統の眞偽は一方の論のみを偏聽し難し。

### 第十九節 光嚴帝即位

皇太子踐祚と銀璽渡御の申入——銀璽授受と南北正閏——親王公卿の處分——新帝内裏御幸——京師近畿物情騒然——楠木城に發向——此變西國に波及す——赤坂城陥り近畿略ぼ靜謐——南北正閏論の論據——關東光嚴帝踐祚を計る——三統遞立の輪廻——兩統の争——全國の大亂を招く

〔皇太子踐祚と銀璽渡御の申入〕 帝の笠置寺潛幸により、京都は壽永の例によりて皇太子踐祚あり、兩統の争ひいよく破裂して天下の騷亂と成行き、笠置に集まりたる僧徒武士の散りたるは、處々に其黨を誘ひたらんも、暫しは隱伏して露はれず。今度は壽永とは事變りて、數旬の内に事落居し、新帝よりは即ち劍璽の渡御を申入れらる、光嚴帝別記の十月に、

〔四〕今日劍璽可奉渡云云、被仰武家、猶有悵惜之間、難得旨申之。

五日〔未〕今日入夜西園寺大納言參申、劍璽可奉渡之由、先帝已御承諾云云〔略〕

六日晴、今日神璽寶劍等、自六波羅渡之任、元曆之例、上卿〔細川大納言具親〕參議被參向、未刻許、自武家刻限之事、尋申之間、即可參向之面面、被催促、面面故障之間、召光顯〔室〕候、重被仰下旨申心

狀申、刻許堀川大納言、光顯朝臣、辨房光、近衛次將實繼朝臣、季隆、職事隆蔭朝臣、定親等、向六波羅時、奔宿所。戌半許、隆蔭朝臣歸參申云、乘燭之後、面々向六波羅、先職事等檢知云云、但其體先々劍璽役勤仕人可見知之間、實繼朝臣伺可檢知之由、隆蔭申之、仍隆蔭實繼等定親三人檢知之、劍璽各納新櫃、置御冠宮臺上、櫃加封有、職事等切解見之、其體無相違、更無破損、但御劍石突落了璽宮絨緒少々切云云、其外無破壞之事、即實繼朝臣取劍、季隆取璽、於砌波下納大藏省辛櫃〔略〕、此事また元弘劍璽渡御記に、酉半刻、兩人〔房光〕相伴參向六波羅南方、於釘貫〔堀門を結たるを云〕外下車、入棟門、昇中門廊、相續實繼朝臣季隆等參、各徘徊廊邊、奉守護之武士、此間下地敷敷皮群居、隆蔭尋武士云、劍璽有御座于何處哉、御坐于此簾中云云、與先帝御座之屋隔五六間也。〔中間廊南有五間屋、西面二間上格子懸、廣武士候其下也〕重尋云、簾中猶有人哉、答云無人云云、然者已臨昏、無覺束、可上簾歟、定親卷之とあり、帝の御座所のありたりを伺ふべし。又、劍櫃長不入辛櫃、四寸餘出の文もあり、此時に渡御の璽宮は、後に復位の口實によれば、眞物は入置かれざりし由なり、兩朝の正閏を是にて別定せられ來りし要項なれば、第四節に於て璽宮の圖を添へて録し置きたるをば參照すべし。光明寺殘篇に、於六波羅南方、評定衆以下在京人、奉警固之とあり。別記の次に、

元曆之亂、經三ヶ年之後、寶劍遂失了、今度踐祚之後、不及廿日、乍兩種無爲、宗廟之冥助、尤足感悅者也。於禁中、先於直廡所出櫃中、次將取之、可授内侍之由、關白昨日兼所申定



也、任三元曆例、先可奉入内侍所、歟之由、關白申之、即云於三元曆者、内侍所相共有入洛之儀之間、便先奉入内侍所也、今度可相違、何況劍璽自戰場取之、舊主懸首至山中云云、專有觸穢之疑、奉入賢所、若可有憚哉、關白諾之、仍可爲直廬之由治定(中略)。典侍冷子取之置之夜御殿、一如讓位之時云云、尙々欣悅無極者也。

〔劍璽授受と南北正閏〕 攝家院政を争ひて保元の亂起り、武家天子を挟みて元曆の亂あり、此に至り兩統の位争ひにて北條氏の衰運を促し、南北の正閏は劍璽授受到に決せらるる事とは成行けり。先帝と新帝との間に第一次の劍璽授受の大事は前述の如し。

斯くて先帝の實否を奉見るの奏請あり、大軍を以て天子、并せて皇子を捕ふ、異常の變には異常の事と謂ふべし、光嚴帝別記に、

(前文のついで)抑今日上卿已下參向之時、武家中云、先帝之實否可奉見、此趣且奏聞了之由觸之而具親卿以下皆曰、今日爲劍璽供奉所參也、此事不奉仰難治云云、此事五日奏聞之、先帝、并中書王、妙法院宮等、武士等都不奉見知旨、有不審、被差遣可然之仁、可奉見之御返事云奉檢知之條、無先規之事儀、未勘得之間、有御斟酌、可然之仁、自武家内々可招請歟之由被仰之。而後日公宗卿相計、爲定卿一族爲外家、中書王、并尊澄親王、可見知歟、彼一族之中、可招請歟、先帝又以其次、可奉見歟之由相計之、爲其儀問答云云、行向之處、猶有議招請公宗卿云云、是

後日事也、以次記之

八日 後聞、今夕公宗卿行向六波羅、奉見先帝、併爲天魔之所爲、可有寬宥之沙汰旨、可仰武家之由被仰之云云、可嘆息事也。

同宸記に九日辛亥、西園寺大納言申云、去夕六波羅招請之旨、行向之處、即令見先帝給、種々被仰、女房參事被仰云云、先々爲參、有議而歸了、是招□□宗可宜被存候故歟。

別記十日、今夕公重(西園寺)卿向貞冬宿所、見尊良親王、所陳多々、子細兼日不知之、凡天魔之所爲、可有寬宥之沙汰旨、頻被陳不足言、嗟呼悲夫。

十一日 兼運僧都參中、今日招請六波羅之間、罷向之處、尊澄親王實否、可檢知之由申之、仍行向見之、言談之旨、大略同中書王之詞、頻涕泣云云誠不便之體也、此人本非張行之仁之由風聞、今體又符合歟。

〔親王、公卿の處分〕 尋いで尊良親王を佐々木時信の邸に、尊澄法親王を長井高廣の邸に預く。又供奉の公卿等、花山院入道は長井遠江入道に、北畠具行は小田貞知に、萬里小路藤房は北條時益に六條忠顯は京極佐渡入道(高氏)四條隆量は佐々木貞氏(近江守)に預け、師賢の諸大夫左衛門大夫氏信は海部但馬權守に、藤房の侍近藤宗光は中條因幡三郎に、具行の侍對馬重定は下野三郎に預けらる(光明寺殘篇)。増鏡に「十月十二日に令旨されて、前の御代の人々大中納言宰相すべて十人、宣房、公明、



藤房、具行、隆資、實世、實隆、季房、隆重(重は貞の諱)忠顯司やめらるゝ由聞ゆる」とは誤りなり、令旨は宣旨ならざるべからず、此諸人は武家出對中なれど未だ解職とはならず、光嚴帝別記に今月五日小除目に、納言有五關、所謂公明、藤房、具行、隆資、實世等卿也、未及解官之先、去職之節勿論とあり、同宸記の同十一日に、公宗卿參申、先日被仰下、宣房卿已下解官、事可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>時宜旨申とありて、來年四月に處分定まれり。

〔新帝内裏御幸〕 さて劍璽渡御も濟みければ、新主は土御門殿より内裏へ御幸あることとなり、其事を帝宸記には、

十二日甲寅、今日御幸富小路殿、歷覽皇居之體。

十三日乙卯、行幸富小路皇居、立車於前内府(洞院公賢)第門前、申半行幸過還御、委在別記。

別記十三日天薄陰雨不降、今日遷幸二條富小路皇居之日也、刻限眞良可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>寅刻、旨相催之(中略)。午半刻、行幸漸具旨聞之上皇、御直衣、朕同之、女院、南御方等乘車、公卿遲參之、可<sub>レ</sub>怪無極、然而以<sub>レ</sub>牛飼許<sub>レ</sub>出御、立御車於前内府門前、數反以<sub>レ</sub>御使<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>催促、及<sub>レ</sub>申刻、前陣來、先宣職々如<sub>レ</sub>例、(中略)。

とあり、上皇は直に還御ありて、新主は殿上に勸盃ありて、還幸ならざりき。

〔京師近、物情騷然〕 此比京都は尙物騷なり、笠置より引揚げたる大軍入込むが上に、畿内、及

び伊賀、伊勢邊の兵災も未だ潜熄せざる故なるべし。宸記に、

十四日 今日辰刻許、世間物忿、尋問之處、去夕關東、飛脚到來之間、武士等騷動、國時知宿所、欲<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>合戰、而自<sub>レ</sub>六波羅<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>制止之間、先屬<sub>レ</sub>靜謐、云云、衆口嗷々、不可<sub>レ</sub>記之。

此日は楠木城へ進發の準備最中なり、光明寺殘篇に按察使大納言(洞院公敏)剃髮(法名宗肇)、二階堂道蘊の宿所へ出對され(補任にし出)、又六波羅の兩使北方に至り、貞直、貞冬、高貞に相談す、貞冬高貞は領狀し、貞直は所勞の趣見ゆ、明日より四軍進發の相談なりしなるべし。次に、十五日楠木城と題して、一手東、自<sub>レ</sub>宇治<sub>レ</sub>至于<sub>レ</sub>大和路、陸奥守、河越參河入道、小山判官、佐々木近江入道、佐々木備中前司、千葉太郎、武田三郎、小笠原彦五郎、諏訪祝、高坂出羽權守、島津上總入道、長崎四郎左衛門尉、大和彌六左衛門尉、安保左衛門入道、加治左衛門入道、吉野執行(十六氏)、一手北自<sub>レ</sub>八幡<sub>レ</sub>至于<sub>レ</sub>佐郎路、武藏右馬助、駿河八郎、千葉介、長治駿河權守、小田人人、佐々木源太左衛門尉、伊東大和入道、宇佐美攝津前司、薩摩常陸前司、工藤二郎左衛門尉、湯淺人々、和泉國軍勢、一手西南自<sub>レ</sub>山崎<sub>レ</sub>至于<sub>レ</sub>天王寺路、仙馬越前入道、遠江前司、武田伊豆守、三浦若狹判官、澁谷遠江權守、狩野彦七左衛門尉、狩野介入道、信濃軍勢、一手伊賀路、足利治部大輔、結城七郎左衛門尉、加藤丹後入道、加藤左衛門尉、勝間田彦太郎入道、美濃軍勢、尾張軍勢」とあり。たゞ楠木城のみなれば、八幡宇治の大手搦手にて足るべきに、天王寺に向ひ、伊賀路に向へるは、攝泉賀勢の處々にも蜂起の兵ありし故なり。



〔楠木城に發向〕 楠木城には大塔宮四條中納言、及び少將(眞)等と一處に坐はせしこと確かなり、故に大軍は楠木城を主として四手に分れて發向したりしなり。光嚴帝宸記の十九日に

裏書御事書ヲ以仰云、天下未靜謐、歟、楠木城合戰落居之程、雖給御返事、暫可ニ在京、旨被仰之、畏承之旨申之、後日公宗卿語云子細被仰含、高景爲上首之故也(秋田高景、をいふ)、猶御書中諭道蘊、是先日函、道□□持參之故也云云。

楠木城又は楠木が館とは、石川郡赤坂なり、其址は南は葛城山に依り、東南は斷崖三百尺、北に一徑を通すと、河内志に見ゆ、正成此地形の險を相して城柵を築き置きたり。兩親王の此に徙り給ふ後、帝も懸て遷御ある用意なりけれども、笠置へ馳参りたる大和伊賀伊勢近江等の兵氣にもかゝれば、未だ決行せられざる間に、大軍掩ひ至りて陥むれたり。昔し源頼朝の箱根石橋山に敗軍の時、土肥實平が人數を率ゐ給は、此の山に隠れんこと定めて逃げ難からん、御一身に於ては縦ひ旬月を涉るとも、實平計略を加へば隠し奉るべしとて、涙を揮うて諸士を分散せしめたる事を思ひ合すべし。葛城の嶮は吉野熊野高野に連なり、箱根に數倍す、勝手を知りたる正成なれば、間道を傳ひて帝の一行を隠す計略は定まりたりしならん、東軍四手の進軍も、葛城と吉野高野の間道を遮斷することはなし得ざりしなるべし。

〔此變西國に波及す〕 東軍の天王寺、讚良、大和、伊賀に向ひたりとて、近畿諸國は靜謐と思ひ、

亦楠木城に大塔宮始めを攻落せりとて、畿内他處は靜謐とは速了すべからず、北條氏の末路となり、諸國に不平の徒は種々あり、津輕の隅より兵亂を動かし、笠置の戰に動搖を生じ、今は一月餘に及びたれば、諸國、殊に西國まで動き始めたり。東軍の京都に集まるは、六波羅を保護するのみに非ず、幕府の畿内を靜謐にして宸襟を安んずるは最大の責任なり。畿内は朝廷の直隸國にて、古へは内國と稱し、特別の國々なり、其他は外國と稱し、外國には夜討寇盜、亂妨狼藉、一揆徒黨の起るは殆ど常の如くなれども、大亂に至らざれば朝廷は知食さぬ故に宸襟もさして惱まし給はず、是は古往今來歴史の慣例なり。此時笠置の變が西國に影響したる徴は、薩摩肥前古文書に、九州探題赤橋英時京師の變を聞きて恐怖し、管内の兵を徵集し、追々と博多に到着し、十八日に又諸大名より一人づつ博多に參會せしめしに、大隅の佐多親經が、不參に因て、田宅を收公せられしことなど見ゆ、此の如く恐慌は西國に及べり、佐多氏は承久に官軍に屬せし家にて、既に異心ありたりしなり。

〔赤坂城陥り、近畿略ぼ靜謐〕 大軍進發の後、廿一日に至り赤坂城陥り(北條)、大塔宮、四條隆資、楠木正成等みな逃がれて行方を知らず。太平記に、赤坂落城の時、古へ山背大兄王の斑鳩宮を逃るる時に馬骨を宮に投じ、火を縱ちて焚死を欺かれし故事を敷衍し、前の平地に向ひて逃れたる様に捏造したれど、人骨馬骨の見分けは山背王の時さへも做し得たる程なりと思へば、今此に再演することのあるべしや、又大塔宮は奈良の般若寺に入り、經箱に隠れて吉野へ走るとの談も、今は小



兒の夜話にも上らぬ程の嘘誕なり。思ふに兵士に山の口を防禦せしめ、早く山中の間道より吉野又は高野を指して逃れたるにてありしなるべし。斯くて赤坂陥あり、畿内略掃蕩につきたれば、輦轂の下は此にて靜謐に歸し、幕府の至尊に對する職責を略畢りたるを以て、是にて大軍は引還すこととなりたり。

〔南北正閏論の論據〕 光嚴帝の踐祚は南北朝の發端にして、從來、正閏論の論據たりしものなり、然るに異なる傳へは、増鏡（一節は第十八節の末に注し置きたれば參看せよ）先帝を六波羅へ遷したる次に「さて例の東より御使上れり、代々の例とかやとて、秋田の城介高景、二階堂出羽入道道雲とかやいふ者ぞ參れる、西園寺大納言公宗に事の由申して、春宮御位に即き給ふ、さるべき御事と言ひながら、今明とは見えざりつるにいとめでたし。さて六波羅より此度は世の常の行啓の儀式にて持明院殿へ入らせ給ふ、兩院も引繕ひたる御幸のよしなり、ひしめきたちぬる世の音爲を聞食す先帝の御心地たとしへなく妬く人わろし、本の内裏へ御帝遷らせ給ふ、上達部残りなく仕奉る、院も常磐井殿におはしまいて世の政を聞食せば、後宇多院の昔し思出でられて哀れなり」と、是は錯亂したる書様なり、六波羅より一旦持明院殿に行啓はなき事にて、本の内裏は富小路殿なるに、踐祚は土御門殿にてあり、新院は常磐井殿に遷りて院政を聽すこと、諸書に明記したり、皆十月十八日の事にて、遷幸劔璽渡御の後に富小路内裏へとあり。此踐祚は壽永の例に遵ひたる如く、其事も全く相似て、南北に兩帝在

す形なりしに、程なく劔璽渡御ありて、正閏の論題は起れり。

〔關 光嚴帝踐祚を計らふ〕 初め關東より踐祚を計らひたるは、變を聞きて挾天子令諸國の權宜を逸せざらんこと、慌て、兩使に含めて、手順の前後したるにや、光嚴帝宸記に、

（十）廿日壬戌、晴、戊始東使兩人（高景、貞藤法師道藏）參入、西園寺大納言持御事書、召兩使於切妻、給之、道聽取之云云、於殿上之戸邊注伺之、不三分明御事書。

一 踐祚事

一 政務事（新院の御政務をいふ）

已上兩條取計申云云、殊被悦思食。

一 立坊事 □□被申土御門内親王了、院宣不<sub>レ</sub>被直下□□之故也、馬二疋□□兩使、是□□御所之故。

是は公宗より兩使へ新院の御答を渡し、光嚴帝戸邊にて窺き給ひたるなり。三十日を経て御答は延引に過ぐ、蓋し踐祚政務を實行したる後に關東に報じ、承諾の御請書を上り、其御答の事書なりしなるべし。土御門内親王は後宇多の皇女媒子内親王にて、邦良太子の妃なり、尼となりて先坊の土御門宮に在す、此立坊は持明院方の本意に非ざりしならん。

〔三統遷立の輪廻〕 増鏡に、龜山院の御流絶べきには非ずとにや、先坊の一宮を太子に立まつる、



御乳夫の雅藤宰相の法性寺の家に渡らせ給へるを、土御門高倉の先坊の御跡へ入奉りて、十一月八日坊に定り給ふ、今は思絶ぬる心地しつるにいと目出たし、松が浦島に年經給ひぬる入道の宮も、御祖の心地にておはしますべければ、太上天皇にナゲラ准へて崇明門院と聞ゆ、萬づ爛柯マンカにし昔を改めたる宮の内なり(中略)、傳に久我右大臣長通、大夫に中院大納言通顯なり給ふ、なべて世に年比埋もれたりし人、いつしか司位様々に思儘なる氣色ども、目の前に移り變る世の有様、今更ならわどいとしく(一)と云云、三統遞立の輪廻を描きて事實に違はず。光嚴帝宸記にも前のつゞきに、

廿一日癸亥、以通顯卿、自内親王、立坊事被申之、内親王院號可爲三廿五日云云、

廿五日丁卯、崇明院號(康仁)親王事マ通顯卿、公重卿、有光、光顯□□□名字在淳勤申之、廉字い字脫文尺仄者不可然朕仰之(中略)内々有忠入道撰申繼字、欲被用之處、繼仁親王名字也何、如カ、、、朕内々康字可爲、哉と申入(文德光孝等所存也とあり)

十一月四日乙亥自今夕立坊御祈、五壇法被行之、又立坊定云云(中略)於崇明門殿上行之、院司右大辨宗兼朝臣書之云云、是寬元后宮之時、大進書之例也。通顯卿同申定宮司等事。

真書中壇道昭僧正、降三世公嚴僧正、軍荼利行順法印、大威德經禪法印、金剛夜叉忠性法印(密字之請不利功之間、度々延引之上、本所に被備云云、仍不能申止也。)八日己卯、晴、立太子節會也、内辨右大臣除目、御前儀同先例(下略)

真書傳、右大臣源長通、學士藤原宗倫四品、大夫大納言源通顯、權大夫、權中納言藤原公重、亮右大辨藤原宗兼(以下略)、學士以下被載、小折紙傳以勅語被任之。

六條有忠、其他後宇多帝の先坊へ遺囑せられたる公卿出家の事は、第十二節を參看すべし。  
〔兩統の争、全國の大亂を招く〕 宸記の趣きは、龜山統にも土御門方一派の公卿は當代に志を得ずしてあるに因て、關東は此際に公家の歡心を得んと、後宇多帝の遺志を奉戴して、兩統の和睦を講じ、持明院方も亦此機會に公卿の一致を圖り、立坊を康仁親王に定め、自流同様に懇親に處置せられ、是にて兩統の争ひは一變し、文保以來の御不和は消滅せる光景なれど、時運は既に去り、全國の大亂と成行かんとは、神ならぬ時の人々は思知らざりし所なるべし。

### 第二十節 花園上皇の院政

北條氏頓滅——戦後に於ける關東の處置——京都騷擾——天下尙動搖の兆あり——北條氏戦後處置の方針——先帝の宸衷——千秋萬歳の事——先帝隱岐に御運發、新帝御即位——評定衆七員となる

〔北條氏頓滅〕 斯くて與謀の公卿を宥め、先帝を遷すなど、關東の意向を察するに、務めて寛容の沙汰をなして、公家貴僧の心を和ぐる計らひと思はるれど、北條氏の運命既に傾き、亂緒は既に挑げられ、近畿の物騒は漸次に廣がり、それを威服せんとする状態は油の盡きたる燈の俄に光をま



したる如く頓滅に至りけり。

〔戦後に於ける關東の處置〕

楠木城陥れる後は、關東の沙汰にて大佛宣政(左近大將監)、江間越前守、千葉貞胤、小山秀朝、河越三河守、結城親光(七郎左衛門)、長治駿河守、佐佐木清高(隱岐守)、佐佐木近江守、小田尾張介、佐佐木時信、土岐頼貞、小笠原又五郎、加治鎮信(源太左衛門)、京極高氏、狩野紹琳等、二十餘將を京師に駐在せしめ(光明寺殘黨)、十一月六日より大佛貞直は引還す。光嚴帝宸記に、

(月十一)五日丙子、陸奥守貞直、明曉下向之由、西園寺大納言申定、仍被引御馬、足利高氏先日下向、不給御馬、一同之上、不申暇之故也。

裏書齋宮事、如元可有沙汰之旨、關東申之。又中宮可奉移香事家可申、扶持之可申當云云、云仍兩條被仰返事之處下ナシ

此文にては、貞冬高氏等は前日より引拂ひ、貞直は最後に發足したるなり。初め萬里小路秀房、西園寺中宮を齋宮権子内親王野宮の側らに徙せしに、前月十六日季房出家して翌日武家に出對す(補任)、其以前に中宮は野宮を退き給ひたりしならん、移徙の處は宸記にも明かならず、明年五月廿日禮成門院と院號定あり、八月尼とならせらる。

與謀公卿の武家出對のために、關東より長井右馬助高冬、問注所信濃入道道太(名は時連)、上洛す(北條)、光嚴帝宸記に、

十日辛巳晴今日武家進關東狀、其狀函上書、越後守殿沙彌崇鑑云云。此函武家、并西園寺大納言不可開之直可進御所云云、件狀云、被殘留内裏御具足之内、蠻御手密々可被申出、定被付置御封之歟、如其可被下云云、而件手箱不上、仍以筆被仰御返事之歟、蠻御手箱事、於仁壽殿御厨子、手箱納物無之、其外蠻御手箱不見、若令紛失尤不云云、公宗卿即給御返事於武家、使者兩檢斷云云、於中門外

裏書入夜公宗卿重參申云、武家申、關東狀可拜見之由、御返事被仰云、關東所遣之狀、被下武家一段、無先規之旨、狀以也、但非殊事、有尋申入之事之旨、被下御返事也、此様大納言即仰之、次私尋關東申出、可拜見、有申旨云云、武家申之上者、可進件狀之由、内々可仰歟と朕不可仰之、大納言承諾退了。

喪心の高時より表書を仲時宛にして奉れる親展の密書は、執權守時にも謀らずして内管領長崎父子の所爲なりしなるべく、新院新主堅く秘して、仲時にも漏し給はざりしは、先帝にかゝりし事なればなるべし。何事も先例を按ずる時代に在りては、踐祚は壽永の例なれば、先帝は承久の例なるも、案内の指定と謂ひて可なり、蓋し此密書を進めて先帝の遷國、及び落飾を勧めたるには、豫め宸衷を伺ひてのこと、臆測せらる。増鏡に「十月十二日令旨(東宮)」下されて、前代の人々十人の司罷らる」との誤りは前節にいへり、兩檢斷の下向は主として其尋究のためなりしなり。



〔京都騷擾〕 時に京都は物騒にして、上皇新主警戒せられ、近畿の兵亂は猶繼續したり、光嚴帝宸記の其次に、

十三日、甲申、晴、自今日於長講堂供花、是每年秋季分也、去九月依天下亂、延引、今月行之、而御堂事内々仰合武家之處、所々惡黨猶未靜謐、旅御所尙暫可有御用意歟云云、西園寺大納言申之、仍無御幸。

十六日丁亥、晴、今日白地幸長講堂、爲供花也（中略）、夜頃有怖畏、仍未事了之前起座、御月忌聽聞、被召關白對面、抑今日警固事仰武家、仍武士等多候門之内、於路頭警固者、有事煩之間不仰之、及晚歸院（下略）

廿日辛卯、晴、供花結願、上皇有御幸、朕依風氣、不向寺門、入夜還御、武士等被召具云云、御幸之時、於路頭有小喧嘩事之故也、非別事歟。山門院宣事、被仰合武家（下略）。

廿一日壬辰、山門事、神輿歸座存壹儀、衆徒隱謀、與同之條、非無疑殆、可注進交名之由、被下院宣之條、不明白狀、然而如此記載院宣、不可有子細旨申之（中略）、但雖警固武士、狂不審、可有怖畏、□□申之、又改元事關東事書、元德之答、強非別子細、只改元詔書不遣之故也、然者若御即位可延引歟、旨有沙汰、明日可被仰合關白已下云云。

廿二日癸巳、晴、御即位延否事、以職事被仰合關白、三公、前右府等、面々延引可宜旨申之、仍可

爲明春三月旨治定（下略）

廿五日丙申、今夕入夜、東使道大京著云云。

廿六日丁酉、今日東使高冬入洛云云。

廿七日戊戌、今日日吉神輿、悉以歸座、末寺末社開門戶云云。

廿八日己亥、晴、亥刻許、西園大寺納言參申、東使申旨事書、有三通、一云踐祚以後無爲、可賀申入云云、一云齋宮御事、始終落居之儀、可有御計旨可申入云云、又一先帝繼素已下十餘條書連一通、可爲聖斷旨申之、可爲關東□□被仰之、公宗卿可書遣旨被仰之、先々執權之仁書之、而今度爲重事、執奏可書歟旨朕申之、可然旨有仰、仍□□之、御返事頻急申、明日猶可談兩使旨申、退出云云。

高冬道大の到着は高時の密奏より十五六日の後なり、日吉神輿の動座は宸記其他に考ふる所なし、先帝及び與謀の宮公卿處分は今月關東の議を兩使に付して聖斷を仰げり、數節の宸記中に兵亂を含める稍重大なる事態を看出さんことを要す。

〔天下尙動搖の兆あり〕 凡そ朝廷の文書に地方の兵亂を記する、詞遣ひは甚だ輕微に聞ゆるものなり、是は賤者の舉動なるに因り、又武家より宸襟を驚かさざる心遣ひの習例にも因る、譬へば古史に浮浪盜賊といひ、文書に凶徒惡黨といふは、みな兵亂の替語にて、夜討強盜、亂妨狼藉は合戰



の替語と見て、大なる間違ひなし。前にも述べたる如く、武家は輦轂の下を守護する職責により兵馬の權を專握するに至りたれば、畿内近畿に動亂を生ずれば京都不安なるにより、諸國よりも取分け鎮壓を加ふる責任を有す。笠置の變に、兩上皇を守護し、關東よりの大軍四路に分れて近畿の動亂を撲滅したるは、六波羅の防衛上に措大の擧をなしたるのみと謂ふを得ず、皇室に對する守護の任は宜しく然るべかりしなり。楠木城落ちて大塔宮失踪し、其後所所惡黨猶未靜謐とあるは、畿内近畿に蜂起の兵猶多く、戒嚴を解くべからず、亂端の既に啓けたるを徵すべし、叡山の神輿を動かしたるにて、南都も不穩なるを推知すべし、關東の徵發に上りたる武士が、喧嘩、小喧嘩を起し、雖警固、武士狂不審とあるは、北條氏の威令既に諸大名の間に緩弛したるを證すべし、故に笠置楠木城の陥りたりとて、變亂全く落居したりと速了すべからざるに、二十餘將を留めて、貞直貞冬高氏等の東歸せるは、苟且の處置にて、遠近の諸國の是を見聞するもの、早く天下の亂は始まると見て、ますく心を生じたるべし。太平記に、笠置の陥らぬ以前に備後より早馬來り、櫻山四郎入道慈俊一宮(品治)に楯籠り、當國を打從へしに、楠木自殺の報を聞いてみな落失せければ、一族若黨廿三人自殺したる旨を記せり、福山志にこれを引いて、二年正月廿一日に自殺と言傳ふとあるは、他の確徵を得ず、俄に信じ難けれども、此比より遠國に動搖を生じたりしことは、推測するに難からず。

「北條氏戰後處置の方針」 十二月十五日、北條高時の長子萬壽齋元服して邦時と名乗る(北條)、七歳の幼子に元服さするは、執權を取易えんと長崎氏の巧みたりしならん。光嚴帝宸記に

廿七日今日東使奏聞關東事書、先帝并宮々配所、先帝(隱)一宮(佐)妙法院宮(護)緇素罪名、追可可言上。伺黨之有無、可世上纏綺之無其隱、可奏聞、又相尋公敏具行等卿云云、又先帝、御遠行之間、可有御落飾、可歟、内々公宗卿可尋申云云。

前月十日密奏の後、廿八日事書にて御遠行の院裁を仰ぎ、今月廿七日隱岐に定めて奏請したる次第なり。

裏書今日關東御返事到來、評定衆可申之、被仰下二人數、不可有相違云云、次洞院前内府事追可可言上次吉田一品事爲里家之仁、可被召仕、可歟、旨先參可之上、不及子細云云、諸國興行、可仲人體等事長承云云、因幡越前長門等事追可可言上云云。

要處の文字盡くし讀み難けれど、院政の輔佐たる評定衆に屈指の名卿を公選し、其中に先帝に與同の嫌疑ある兩卿加はり、關東も亦院政の初めに諸國興行の事を議定し天下の人望を收むるには、名望ある議奏を選定する必要あるを以て、大方は承諾を表したるなり。但洞院公賢の弟公敏子實世、共に六波羅出對中につき、追可可言上と申し、先帝極信近の乳夫吉田定房は人體なりとて長承したりしは、最初密告の故にもありしならん、此兩卿は當時屈指の人物なりしことを記憶すべし。變



動以後關東の所置を夷考するに、人心動搖せしを以て、務めて至尊及び貴族貴僧の心を取りて、伏見土御門の黨派を協和し、寛宥の沙汰をなし、後難を熄滅せんと、頻に首を鳩めつゝありしが如し。

〔先帝の宸衷〕

西園寺公宗をして先帝落飾を勸め奉りたるは事實なるべし、花園上皇よりの勸告

に非ざるは宸記にて明かなり。太平記に「先皇をば承久の例に任せて隱岐國へ流し進らすべきに定まりけり、臣として君を無にし奉る事、關東も流石恐れ有とや思ひけん(其の承久の例なり)、此爲に後伏見院の第一の御子(東宮)を御位に即奉りて、先帝御遷幸の宣旨(花園上皇の院宣なるべし)をなさるべしとそ計ひ申

ける。天下の事に於ては、今は重祚の御望み有べきにも非ざれば、遷幸以前に先帝をば法皇になし奉るべきとて(落飾は重祚の望みを絶つてど、院政には妨なし)香染の御衣を武家より調進したりけれ共、御法體の御事は暫く有まじき由を仰られて、衰龍の御衣をも脱せ給はず、毎朝の御行水をめして、假の皇居を淨めて石灰の壇に準へて大神宮の御拜有ければ、天に二つの日なけれ共、國に二りの王御座す心地して、武家も持

扱ひてぞ覺えける、是も叙慮憑思食事有ける故なり」とあり。是は想像説に過ぎず、武家より法衣を調進し、劍璽を渡されて猶衰龍の衣を召すなど、皆故實を失へども、此時より帝は復位の思食おはして、竊に眞璽を御身に付け給へり、末尾の文は要領を得たり。光嚴帝宸記翌年正月に、十七日丁亥、晴、入夜世間物忿之由、是先帝令逃脫給云云、亥尅許門々番衆等、警衛閉諸門云云、子尅許開門、無爲之由風聞、本自巷説不覺、是不實云云、但風聞之説、自隱所偷令逃脫給、而無

程求出之、仍不實と披露云云。

帝の堅忍不撓なる精神漸く史上に發顯す、北條氏假令、衰朽せりとも、之を倒すには、かゝる君に非ざれば挫折し訖るべし。

〔千秋萬歳の事〕

十八日戊子、千秋萬歳參、舞猿樂等如例。

千秋萬歳は男踏歌の遺風なるべし、藤原明衡の新猿樂記にも出づ、烏帽子、大紋の直垂著て、貴人の家に来りて年の始めの祝事をうたふ、古くよりあることなり、略して萬歳といふ、大和萬歳、三河萬歳などあり、今は徳川氏の嘉例により三河萬歳とて三尾遠三國より出づ、土御門家より官位を受け烏帽子大紋をきる。猿樂は散更(さるこう)とて笑戯をなすをいふ、藤原氏の盛時より新猿樂といふ喜劇始まり、今狂言を開き、鎌倉の中比より大和圓満井座の新猿樂起り今の能樂となる、此に舞猿樂とあるはさるこうにて、宸記去年十二月五日北野十列の條に、後鳥羽院御記に如猿樂參之、然而近代不參歟とある猿樂に同じ、萬歳が參り祝言の後には舞をなし笑戯をなしたるをいふ、亦古き例なり、此事は風俗歌舞の歴史に頗る徴となるを以て録して辯じおくなり。

二月二日壬寅、晴、今日始終御前有評定弘、御所垂御簾、自西障子出御、後、關白(冬)前右大臣(兼)藤大納言(長)、西園寺大納言等、次第參著、依簾中不見、次被召長光朝臣於簾中、請申文書、神宮臨時祭事文書也、請了退下、西園寺大納言發音三ヶ條(料、神事興行事)有沙汰、又召長光被



書目六、是同下簡書目六之條、無例之間、被召藏人頭也、是又初例也、

實書今日參仕、人外、吉田一位、按察(實名)等人數也、定房卿、依所勞不參(或云不可參之所在云云)、資名卿依服假、神事憚之也。今日被始文殿、以殿上北面爲其所、

十一日辛亥、評定式日也、而前右府、吉田一位、西園寺大納言等、皆稱病不參、仍延引。

廿一日辛酉、晴、今日評定、關白、堀川大納言(具、今日初參一人)、藤大納言、按察、雜訴法、并評定越訴、庭中等、式日被定之(越訴に今の、上告の如し)、

〔先帝隱岐に御進發、新帝御即位〕 三月七日先帝隱岐に御進發(後に記す)、聽て新帝即位の禮を舉行せらる、同宸記に、

廿二日辛卯、天陰雨時々下、已刻行幸、酉半還宮、未及乘燭、即位之禮、無爲無事、雨又休止。

四月一日庚子、無評定。

廿日己未晴、評定、關白、前右府、吉田一位、堀川大納言、藤大納言、按察等候、評定之次、政事有失之由、風聞之由、又關東有形勢、仍出仕偏可補佐政道之由申之不能悉記、評定了、而定房卿於弘御所對面、政道可被行旨、種々申之。

〔評定衆七員となる〕 評定衆漸く七員になり今度は吉田定房始めて出仕し政道の大議に及び、獨り留りて弘御所に於て上皇新帝に種々の意見を陳したり、當時公卿中の超越したる政治家なりしを

知る。花園帝宸記(正和五年)に當時無忠臣、不忠不義之臣滿朝多と見え(第四節に出)、後宇多法皇の選拔の評定衆さへ萬里小路宣房は政道を轉ぜざる人にて現任に居るといへり(第六節に出)、先帝擇用の名臣宣房公賢二人は猶嫌疑中にて、北畠親房、其他法皇邦良太子に遺託の人は剃髮し、花園上皇院政の新評定衆は、唯、末班の日野資名が有名なるのみにて、公卿の頭顯は尸位多く、政道を轉じ得るもの僅かなるを見れば、宸記の文も酷論には非ず。

四月廿八日改元あり、光嚴帝宸記に宣命の詔を載せて、其改元弘二年、爲正慶元年、主者施行とあれば、元徳の號を用うるは關東のみなり。五月十一日に、評定如例有儉約沙汰云云、關白、前右大臣、前内大臣(瀧院公賢)、吉田一位、堀川大納言、按察等候と、是は前月吉田定房の陳せし政道の内なるべし、此日より洞院公賢も出仕せり。十二日に、今日有庭中並雜訴沙汰、前右府、一位堀川大納言、按察參、内々出御(召御小侍衣)於寢殿東面(先々被問召、奏事之處也)有此事、資明卿又候とあり。資明は資朝の弟にて當年參議となる、柳原家の祖なり、兄資名と北朝に事を用ふ、日野家の室町幕府に政權を得たるは其結果なり。



### 第二十一節 先帝兩宮を遠國に遷す

京都の警固嚴重——先帝遷御の御有様——兩宮の御遠流——先帝の御途次——太平記所説兒島高德の事——御道程に關する太平記の妄——隱岐へ御發船——京都尙靜謐に歸せず

〔京都の警固嚴重〕 天子を遠國に遷すは承久の例に遵ひたるにて、北條氏には祖先の目出たき例と謂ふならんも、時運は歴史を繰返すを許さず、是れ聽て大亂の爆裂材となるべしとは知らざりしならん。本年になりても京都は靜謐に復せず、警戒は依然と嚴重にして、朝廷の諸儀に、近衛衛府の形式にては畏怖あるを以て、武士をして警固せしむ。光嚴帝宸記に、

二月三日、及<sub>レ</sub>晚<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>樂光院、有<sub>ニ</sub>佛供養<sub>一</sub>（略）還御及<sub>ニ</sub>夜陰<sub>一</sub>之間、守護武士、可<sub>レ</sub>參<sub>ニ</sub>御供<sub>一</sub>旨被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之、今日爲<sub>ニ</sub>門守護、且被<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>武家、仍武士差<sub>ニ</sub>進持明院殿<sub>一</sub>也。

十六日（方忌北山行幸）裏書及<sub>ニ</sub>子初<sub>一</sub>行幸、過日被<sub>ニ</sub>仰<sub>ニ</sub>武家、仍警固武士差<sub>ニ</sub>進<sub>一</sub>之、皆直垂取<sub>レ</sub>劍或帶<sub>レ</sub>之云云（略）及<sub>ニ</sub>天明、還御之次、警固武士如<sub>ニ</sub>去夜<sub>一</sub>。

三月三日壬申天晴、御月忌無<sub>ニ</sub>御幸、警固等不<sub>ニ</sub>容易<sub>一</sub>之故也。桃李不<sub>レ</sub>忘<sub>ニ</sub>而依<sub>ニ</sub>亂世<sub>一</sub>、無<sub>ニ</sub>風月之興遊、太可<sub>レ</sub>悲。

〔先帝遷御の御有様〕

葦葎の下猶、此の如し、近畿の不穩は推して知るべし、北條氏に不服の徒

が陰に變亂を企つること日を追うて増加したりしならん、かゝる際に先帝兩宮を遠國に遷す事、愈、斷行せられたり、同宸記に、

（三）七日丙子、晴、今日已刻許、先帝令<sub>ニ</sub>進發<sub>一</sub>給、自<sub>ニ</sub>六波羅<sub>一</sub>出御、用<sub>ニ</sub>御車<sub>一</sub>、々々寄<sub>ニ</sub>公重卿<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>辭<sub>ニ</sub>宮司<sub>一</sub>參<sub>ニ</sub>云云（春宮大夫洞院公、重なり、年十六）召次御牛飼に、自<sub>ニ</sub>崇明門院<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>沙汰進<sub>一</sub>旨、武家申<sub>レ</sub>之、御牛、公宗卿進<sub>レ</sub>之、公宗卿不<sub>ニ</sub>扈從<sub>一</sub>、自<sub>ニ</sub>別路<sub>一</sub>參<sub>ニ</sub>向鳥羽<sub>一</sub>、行房朝臣、忠顯等供奉、但自<sub>ニ</sub>路頭<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>止、參<sub>ニ</sub>會鳥羽<sub>一</sub>云云、先帝御裝御直衣下詰云云、於<sub>ニ</sub>鳥羽棧敷<sub>一</sub>□供<sub>ニ</sub>御破子<sub>一</sub>之後、有<sub>ニ</sub>數刻<sub>一</sub>出御、今度、御輿、四方輿、被<sub>ニ</sub>卷<sub>ニ</sub>三方簾<sub>一</sub>云云、女房三人□輿、武士數百騎、圍<sub>ニ</sub>前後左右<sub>一</sub>、路頭十四日、於<sub>ニ</sub>出雲國<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>御乘船<sub>一</sub>云云。

裏書 先帝入<sub>ニ</sub>御鳥羽<sub>一</sub>事、承久之例、云云、但今度、事儀、聊相替歟、然而有<sub>ニ</sub>武家別申入旨<sub>一</sub>之間、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>、寢殿被<sub>ニ</sub>相憚<sub>一</sub>之間、於<sub>ニ</sub>棧敷<sub>一</sub>儲<sub>ニ</sub>破子<sub>一</sub>之旨、公宗卿申<sub>レ</sub>之。

破子（わりこ）は俗間の辨當の如し、公卿の宴席はいつも之を用ふ、道中十四日にて、出雲より御乗船の豫程とあるに注意すべし、御途次は増鏡に「彼承久の例にや、東より御使には長井の右馬助高冬といふ者なるべし、是は頼朝の大將の時より鎌倉に重き武士にて未だ若けれども、かゝる大事にも上せけるとぞ申しける。遂に隱岐國へ遷し奉るべしとて、彌生の初めの七日（略）卯の時計りに出させ給ふ、網代の御車に、御先供などは故院の御世より仕う奉りなれにし物ども有限り參れり、御車



寄に西園寺中納言公重候ひ給ふ、上は御冠に世のつねの御直衣、指貫ひ綾の御衣一襲奉れり(中)、御供には内侍の三位殿(阿野)大納言君、小宰相など、男には行房の中將、忠顯の少將ばかり仕う奉る、己が知之都の名残とも言ひ盡し難し。六波羅よりの御送りの武士、さならでも名あるつはものども、千葉介貞胤を始めとして、覺え異なる限り十人選び奉る、色々の綾錦の水干、直垂などいふもの、様々にをり盡し、染盡して、いみじき綺羅を好みと、のへたれば、斯くしても世に珍しき見物なり、六波羅より七條を西へ、大宮を南へ折れて、東寺の門前に御車抑へらる(中)、烏羽殿におはしまし著きて、御よそひ改め、破子など參らせけれど、氣色計りにてまゐらず、是より御輿にたてまつれば、止るべき御先供の空しき御車を泣々やり還るとて、暮までひたる氣色、いと堪へがたげなり」と。御供の行房は、行成の後にて一條と稱す、筆道の家なり、忠顯は次條に見ゆ、内侍三位は、後の新待賢門院なり、大納言、小宰相は、女房官品に、大納言局は上臈の付名、小宰相、小督、これ等は中臈小上臈かけたる名也と見えて、内侍に次ぎたる上臈中臈の付名と知るべし。

〔兩宮の御遠流〕 尊良親王は佐々木(角六)時信の邸に、尊澄法親王は長井高廣の邸より、土佐と讃岐とへ遷さる、光嚴帝宸記に、

八日丁丑晴、今日中書王、妙法院宮首途云云、武士警固如例、尊良親王爲明一人供奉、但參會歎、路頭不見云云、尊澄法親王僧侶少々相□云云、忠顯者入道有忠卿息也、父□位之間不相□□、爲明者自武

家、懸祖父大納言入道爲世之間、令出立云云。

増鏡に「又の日は(八)、中務の御子土佐の國へおはします、御供に爲明中將まゐる、日比かく怪しき御宿りに物し給ふを、忝けなく思ひ聞えつるに、遙なる世界にさへわたっておはしますせば、まして何様なるわざをして御覽せられんと主時信けいめいしさは、同じ日、懸て妙法院の座主尊澄親王も讃岐國へおはします。先帝は今日津の國昆陽の宿といふ所に著せ給ひ(中)、是より出でさせ給ひて武庫川、神崎、難波、住吉など過ぎさせ給ふとて、御心の中に思す筋あるべし、廣田の宮のわたりにても御輿駐めて拜み奉らせ給ふ、葦屋の里すゝめの松原、布引の瀧など御覽じやらるゝも、古き御幸とも思し出でらる、生田の森をば訪はて過ぎさせ給ひぬめり。湊川の宿に著かせ給へるに、中務の宮は昆陽の宿におはします、程間近く聞き奉らせ給ふもいみじう哀れに悲し、福原の島より宮は御舟に奉る、御門は輪田の岬、苅藻川を打渡して須磨の關にかゝらせ給ふ(中)。播磨の國へ著かせ給ひて、鹽屋垂見といふ所おかしきを訪はせ給へばさなんと奏するに、名を聞くよりからき道にこそとのたまはせて差覗かせ給ふ(中)、大藏谷といふ所すこし過ぐる程にぞ、人丸のつかはありける、明石の浦をすぎさせ給ふに、島隠れ行舟どもほのかに見えて(中)、野中の清水、ふたみの浦、(の浦)高沙の松など名ある所々御覽じ渡さるゝ(中)。十二日に加古川の宿といふ所におはします程に、妙法院宮讃岐へ渡らせ給ふとて、同じ道すこし違ひたれど此川の東野口といふ所まで參り給へるよし奏せ



させ給へば、いと哀れに相見まほしう思さるれど、御送りの武士ども許し聞えねば宮空しく歸らせ給ふ」とあり。此道行は雲の上人の歌の名所などに想像して綴りたる文にて、必ずしも隨行人の記行には非ざるべし、武庫より神崎難波住吉など地理いたく遠へ、兩宮と前後して進み給ひし光景を撮録しておく。室町時代までは山崎道を行けり、鳥羽より昆陽まで十里餘を翌八日に著御あり、夫より淡川宿(今の神戸)まで六里餘、川より加古川まで十里餘を四日目に著御ありしは遲きに過ぎたり。

〔先帝の御途次〕 次に「十七日美作の國におはしまし著きぬ、御心地惱ましくて此國に二三日やすらはせ給ふ程、初假の御宿りなれば物深からで、候ふ限りの武夫ども自からけ近く見奉る(中略)。廿一日雲清寺といふ所にていと面白き花を折りて忠顯少將奏しける、又小山の五郎とかやいふ武士に同じ花をやる(並に歌は累す)かくて猶おはしませば(略中)、久米の佐良山といふ所越させ給ふ(略中)、三日月の中山にて昔し後鳥羽院の仰せられけむ事思し出づるさへげに憂かりける例なり(歌略)とあり。此地理も今は地名かはりて實なるや覺束なし。太平記に綴りたる道行には、明石の浦の朝霧に、遠くなり行淡路方、寄來る浪も高沙の、尾上の松に吹嵐、跡に幾重の山河を、杉坂越て美作や、久米の佐羅山さら／＼に、今は有べき時ならぬに、雲間の山に雪見えて、遙に遠き峯あり、御警固の武士を召て山の名を御尋有に、是は伯耆の大山と申山にて候と申ければ、暫く御輿を留められ、内證深心の法施を奉らせ給ひ、行路に日を窮ければ、都を御出有て十三日と申に、出雲の見尾の湊に著給ふ

とあるは、猶更筆の綾ばかりなり。

〔太平記所説兒島高德の事〕 備前の兒島高德が美作國院庄の行在にて櫻樹に詩を書付けたる事を

太平記に述べたるは、今は小説として信するに足らざる談と認められたれども、其概要をいへば、其比備前の國に兒島備後の三郎高德と云者あり、主上笠置に御座ありし時、御方に参りて義兵を揚げしが、事未だ成ざるに、笠置も落され、楠も自害したりと聞えしかば(笠置行幸より楠木城陥るまで二ヶ月に及べること考ふべし)力を失ひて黙止けるが、主上を隱岐の國へ遷すと聞て、二心なき一族共を集めて評定し(略中)、いでや臨幸の路次に参りあひ、君を奪取奉て大軍を興し名を子孫に傳へん、さらば路次の難所に相待て其隙を窺ふべしとて、備前と播磨との境なる舟坂山の巔に隱臥、今や／＼とぞ待たりける。臨幸餘りに遅かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を経ず播磨の今宿より山陰道にかゝり、遷幸なし奉りける間、高德が支度相違してけり。さらば美作の杉坂こそ究竟の深山なれば此にて待奉らんとて、三石の山より直達に、道も無き山の雲を凌て杉坂へ付たりければ、主上はや院の莊へ入せ給ひぬと申ける間、力なく散／＼になりけるが、責ても此所存を上聞に達せばやと思ひ、微服潜行して時分を伺ひけれども、然るべき隙も無りければ、君の御座ある御宿の庭に、大なる櫻の木有けるを押削りて、大文字に一句の詩をぞ書つれたり、天莫空三句踐、時非無范蠡、御警固の武士共朝に是を見付て、何事を何なる者が書たるやらんとて、讀兼て則上聞に達してけり、主



上は聽て詩の心を御覺り有て、龍顏殊に御快く笑せ給へ共、武士共は敢て其來歴を知ざれば、思ひ咎むる事もなかりけり、抑此詩の心は云々と、吳越の故事を長々しく書立てたり。是は史記に齊の孫臏が伏弩を設け、樹を削りて龐涓死ニ此樹下一と書付けたる事より脱胎して構造したる小説なり、當時、警固の武士には京極道譽など随分學問もある大名ありき、など陳套なる句踐范蠡の故事を知らざる事のありしぞや。且、范蠡とは楠木正成をいへるにや、吉田定房をいへるにや、思ひくゝに解釋せられて一句に千般の思ひをのべなど、言ふべき名句にも非ざるなり。

〔御道程に關する太平記の妄〕 播磨出雲の往還は、太古再尊の紀伊に於ける、素尊の參天に於ける、大己貴の國作に於ける以來、歴史地理に頗る重要問題なり、増鏡の遷幸路次も考究の材料となす價乏し、殊に加古川より美作までの記述闕け、山陰路なるや、山陽路なるや、明かならず、播磨より美作を経て出雲に赴くには、頼山陽も姫路懷古詩に猶思經三略山陰道、北走三因幡二路作、又と作れるは、太平記に今宿より山陰道にかゝり遷幸ありといへる路にて、谿合の自然に於て古來の通路なりしなるべし、山陽路の備前より北に越ゆるは迂路に屬す。又帝御惱にて兩三日駐輦の處は、唯、美作國とあり、國とは國府なるべし、加古川より四日路にて津山あたりまで御著あらでは、餘す四日に出雲に達しがたし、美作國府の地點詳かならねど、國分寺、津山總社のある平原なるべければなり。増鏡に其後雲清寺を経て久米の佐良山を越ゆとあれば、國分寺より東ならんとも謂へど、久米

郡の佐良川佐良山は津山と院莊との間に當れり、彼文は久米の佐良山てふ歌の名所を想像的に綴りたる文にして、地理には合はず。三日月の中山は後鳥羽院の仰とあるは、後鳥羽院御道記に、美作國と伯耆の堺なる中山といふ處を越させ給ふとあり、是は大庭郡新莊の中山といふを是とす、播磨作用郡の三日月に混すべからず。太平記の文は史學研究の價全くなし。系譜學としては、和田備後守の三男備後三郎が苗字を分ちて、和田兒島と稱ふるならば備前の兒島を新に領したる所なるに、兒島は鎌倉の初め、有名なる佐々木盛綱氏の恩賞地にして、其裔加治源太左衛門の存すること太平記に見ゆ、他人の領地を苗字地となすことなし、以て其名字説は壞ぶる。歴史地理としては、播雲街道の山陰山陽兩線に、迂路の山陽線と速了して播磨境の舟坂に待ち、待期過ぎて山陰路を行かせらるとて、慌て、佐用の杉坂へ馳付く、此は赤松圓心の領地なりなど、終始輕忽にして狼狽の態を描出し、且行在を院莊といひ、因て俗説に行在になりたるにより院莊の名を得たりなど、いふは、蓮華王院領信濃の洗波莊を木曾義仲が馬を洗ひしにより洗馬と名付くといへると一副の無學談也。公務にての旅行者は、例へば官吏の巡回にても一旦管廳に交渉して定めたる路程を、俄に變改すること、容易に出來ざるに、遷幸の路程を最初十四日と制定め、十頭の大名護衛し沿路に供張の準備をなし、貴賤の路に聚りて送り奉る、其御路筋を俄に變更せらるべき事に非ず、若しかゝる事あれば、少くも兩日前に其觸ふなかるべからず、夫にも心付かず深山中に潜まりて待居たりとは哄笑の談



なり。遷幸沿路の光景は増鏡に「御道半になりぬれば、御送りの者ども上下都出しよりも、猶華やかに今嚴めかしうさうぞきかへりたり、大方は怪しう様異なる御幸なれど、道すがらの御設け、國々の心遣ひしたる氣色などは、かうさまの御ありきとは見えす、いとやんごとなくなん。さはいへど、今まで國の主にて世をもいみじう治めさせ給へりける名残にやあらむ、いと懇ろにのみ仕うまつれり、古への御幸どもにはかうはあらざりけりとぞ、古き事知れる人々いひ侍りける」とあり。沿路の國々かく心遣ひして迎へたるに、俄に幸路を變改するを得んや。

〔隱岐へ御發船〕 さて出雲より御出船の津は太平記、伯耆卷にみな三尾崎とある、是は東鑑に後鳥羽帝の著御大濱湊と同處にて、八束郡御大崎なり。増鏡に「四月一日の比出雲の國八すぎの津といふ所より御舟に奉る、大船二十四艘、小舟どもは數も知らず續きたり、遙に推出す程(略)、彼島におはしまし著きぬ。海づらよりは少し入りたる國分寺といふ寺を宜しき様に取拂ひて御在所に定む(略)、昔こそ受領ども、任の程其國を認め行ひしが、此比は惟名計りにて何くにも守護といふもの、目代よりはおぞましきを居たれば、武家のなびきにてのみ公けさまの事は萬づ疎かにぞしける。中務の御子も土佐におはしましつきて、御送りの武士に賜はせける(略)、か様の類數多聞えし」とあり。八杉津は八束津なるべし。

〔京都尚靜秘に歸せず〕 京都には即位の行幸を送りて、四月になりても、猶世の中は靜謐したる

様もなくいと勿々し、光嚴帝宸記に、

三日壬寅、今夕依三方遠、御逗留中園殿也、門警固事等、兼被仰武家、差進武士等。

八日丁未、近日可有怖畏之旨有其說、乃今夕通宵不眠、天明就寢。

十日裏書先帝宮々、十歲已上可城外、十歲已下可被預可然人々云云、中務卿親王息、同可預人云云。

増鏡に「内侍三位(阿野)の御腹にも御子達あまたおはします(略)、幼うものし給へば、遠き國までは遷し奉らねど、もとの御後見をば改めて、西園寺大納言公宗の家にぞ渡し奉つる、八になり給ふぞ御兄ならむかし。北山におはする程、夕暮の空いと心凄う山風あらゝかに吹きて、常よりも物悲しくおはされければ、庭松綠老秋風冷、蘭竹葉繁白雪埋、つくくと眺め暮らして入相の、鐘の音にも君ぞ戀しき、幼き御心にも、慕なく打潜み給へると哀れなり」とあり。此詩歌は記者の引きたる古句なるべし、八歳にて詩歌を賦し得べきに非ず、太平記に、其比京中の僧俗男女を疊紙、扇に書付けて、これぞ八歳の宮の御歌とて翫ばぬ人は無かりけりとあるは、例の敷衍なり。阿野内侍の腹には恒良、成良、義良、三皇子おはす、八歳の宮は成良なり、恒良は十一歳なるべし。増鏡に又「中宮の宣侍もいたう時めきて三位してき、其腹の若宮花山院大納言師賢御乳夫にて、殊の外にかしづかれ給ひしも、此比は引き忍びておはします、母君も世の憂に堪ず、様かへて心深く打行ひつゝ、



〔尾とな〕涙計りを友にて明かし暮らす」とあるは躬良にて同じく八歳なり、中宮宣侍は御子左爲道の女なり。

### 第二十二節 與謀公卿の處分

笠置連累の公卿悉く就縛——與謀公卿の處分——爲世爲定二卿——宣房卿——僧侶の處分——新羅者——日野資朝——日野俊基——北畠具行——殿法印良忠——粟室光顯——北條氏遂に維持すべからず

〔笠置連累の公卿悉く就縛〕 去年十月洞院公敏、萬里小路季房が、剃髮して武家に出對せしまでに、笠置連累の公卿は皆拘引に就けり、參議葉室光顯は其比、劍璽渡御の事等を主辦し、猶任用せられしに、長井高冬、問注所道太上洛して、更に叡山南部の僧に逮問を及ぼし、本年二月光顯も拘引せられたり、其事は光嚴帝宸記に、

〔三〕六日丙午、今日自武家、召捕慈嚴僧正、光顯朝臣、忠守法師、重頼法師等云云、或云、桓守僧正同被召出云云、後聞桓守不被召云云。

前内府洞院公賢は弟公敏、息實世、並に拘留中にて、院政評定衆の選にも、關東より追て言上すと申し、任命を控へられ、今又弟の慈嚴僧正も捕へられたれど、公賢には、同宸記三月十二日の除目に、入夜公宗卿參申、先日被仰下、實守卿（公賢の實弟兼子）事、内々相尋、東使之處、前内府不及緣座之儀。候上者、實守卿又不可有子細、仍俄被任權中納言とあり、公賢の嫌疑全く霽れ、却て兩前關白も存知なること發覺せり。

〔與謀公卿の處分〕 四月に至り與謀公卿の處分は行はれたり、同宸記に、

六日乙巳、今日西園寺大納言參、申東使申旨、聖慈嚴申詞慈嚴事詞於朕致僧持之上者年、依慈道親王說之之間最前申了、二條近衛兩前關白存知旨有其說、普門丸同宮童也存知密事、旨聖尋申旨等、奏聞之、又告申之旨。

八日に、新主の怖畏あると聞かせられ、終夜不眠は是等の故にやありしならん。

十日巳酉、晴、西園寺大納言參奏、東使申旨、事書有數通、旨趣依繁不委記、大綱也、中宮進御領四箇所并御所一條高倉二條前關白與同之間、其科可及家門、但以別紙有免前關白、被預香園院、中院禪閣等子孫不可爲家督。

前關白は二條道平なり、香園院は祖父師忠、中院禪閣は父兼基、並に存在す。

前内府出仕、不可有子細、實世卿止解官、可被預父公、藤大納言入道爲世なり、法名優元被免、爲定卿止出仕、可預大納言入道云云。

〔爲世爲定二卿〕 爲世爲定の事は増鏡に「爲定の中納言も先の御代には覺え華やかにて、いと時めさしに引かへ、しめやかに徒然と籠り居たれば、祖父の大納言爲世、度々院の御氣色賜はられけれ



と、いと深うなれば、心元なう思ひ詫びて、春宮大夫通顯の君して重ねて奏しける。和歌の浦に八十あまりの夜の鶴子を思ふ聲のなか聞へぬ、大夫は承りたる傳奏などにはいませざりけれど、此大納言歌の弟子にて、去りがたき上事の様も故あるわざなれば。直衣の懷に引入れて参り給へりけるに、後伏見院の上のどやかに出で居させ給ひて、世の御物語など仰せらる、折能くて思嘆く様など懇に語り申して、有つる文引出でつ、御氣色取給ふ、大方いとなごやかにおはします君のまいてなに計り罪ある人ならねば、かうじ思すまでは無けれど、聊も武家より執り申さぬ事を御心に任せ給はぬに、かく滞るなるべしいと不便にこそとのたまはせて、聽て、雲の上に聞へざらめや和歌の浦に老ぬる鶴の子を思ふ聲」とあり。

定名卿依<sub>三</sub>廣儀、上卿<sub>二</sub>優免、可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>拜趨<sub>一</sub>云云、公明同優免、可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>拜趨<sub>一</sub>云云。

〔宣房卿〕 定名は宣房の誤寫なり、補任に四月十日、武家放免歸宅、可<sub>レ</sub>出仕<sub>二</sub>之旨命<sub>レ</sub>之云云とあるに符合す、公明も同文なれど十六日とあり、六月八日現任還任。増鏡に「隱岐の御門の御乳夫吉田一品宣房も當代に仕へて五節など奉る、心の内ぞ哀におし計らる、宣房の大納言もさるべき雜務の事などには仕へてけり」とありて、猶政事にあづかれり。太平記に宣房卿二君奉公の事と題をもふけて、萬里小路大納言宣房卿は元來前朝舊勞の寵臣にておはせし上、子息藤房季房二人笠置にて、生捕れて遠流に處せられしかば(父と同時なり)、父の卿も罪科深き人にて有べかりしを、賢才の聞ありとて關

東別義を以て其罪を宥め、當今に召仕はるべきの由奏し申す、これに依て日野中納言資明卿勅使にて(只放免卿宅なり)此旨を仰下されければ、宣房卿勅使に對して申されけるは、臣不肖の身を以て君之恩寵を蒙り、政道補佐の名を汚し、君今不義の行おはして武臣の爲に辱しめられ給ふ、是臣が豫め知ざる所に由て諫言を獻せずと雖も、世人豈其罪なきを許さんや、就中長子二人遠流の罪に處せられて、我已に七旬の齡に傾けり、後榮誰が爲にか期せん、前非何ぞまた耻ざらんやと落涙して宣ひければ、資明感涙をさへ忠臣必ずしも主を擇ばず、仕へて治むべきを見るのみ、武家此の如く許容の上は、賢息二人も争て赦免の御沙汰なからんやと、理を盡して責られければ、宣房卿遂に参仕の勅答を申さるとあるは、例の淺薄なる敷衍なり、資明は新參の參議なり固より宣房へ勅使もなく亦元老に對してかゝる議論のあるべきに非ず。

具行、資朝、成輔等卿、俊基朝臣、可<sub>レ</sub>處<sub>三</sub>斬罪<sub>一</sub>。聖尋僧正、俊雅僧正、文觀、可<sub>レ</sub>遣<sub>三</sub>遠島<sub>一</sub>。□□入道公敏、大納言入道師賢、藤房卿、季房朝臣、可<sub>レ</sub>遣<sub>三</sub>遠流<sub>一</sub>。圓觀、仲圓僧正、同遠流云云。近衛前關白存知、旨有<sub>三</sub>其聞<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>尋之旨、別申<sub>三</sub>遣公宗卿<sub>一</sub>、今日尋遣云云。資名卿被<sub>レ</sub>仰事、赴<sub>三</sub>於中院入道<sub>一</sub>(兼基)前内府(公賢)藤大納言(朝子左)□□。

資名の三卿に赴きたるは道平、實世、爲定を預けられたるなり。

〔僧侶の處分〕 諸卿僧侶の處分は是日定まりて追々と施行せらる、増鏡に「先帝の御供なりし上



達部ども罪重き限り遠き國々へ遣はしけり、按察大納言公敏髪おろして忍び過されつるも、猶ゆり難きにや、小山の判官秀朝とかやいふ者具して下野の國へと聞ゆ。花山院大納言師賢は千葉貞胤後見て下總國へ下る、五月十日あまりに都出でられけり、思ひかけざりし有様ともいみじともさら也。「別るとも何かなげかん君すまで憂ふる里となれる都を、此兩卿の遠行を最初とし源中納言具行も同じ比關東へひてゆく(略)萬里小路中納言藤房は常陸國に遣はさる、父の大納言母おもとなる老の末に引別るゝ心地とも言へば更なり、身にかへてもとめまはしう思へどかひなし、弟の季房の宰相も髪おろしたりしかど、猶下野の國へ流さる」とあり。藤房の配流は補任に五月とあれば、いづれも同じ比なるべし。是月は又宮中に院號あり、光嚴帝宸記に、

(五)廿日戊子裏書今夕有<sub>レ</sub>中宮院號定<sub>レ</sub>堀川大納言、一條中納言、宮内卿有光朝臣等參仕、章德禮成等、大略一同舉<sub>レ</sub>申之、内可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>章德、旨同以定申云云(略)、重自<sub>レ</sub>内裏被<sub>レ</sub>申云、實太后之諡號、若猶可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>憚歎之旨、聊被<sub>レ</sub>申之(略)、其後親名并公重卿參申、治定禮成門<sub>レ</sub>之由、院司大夫、并實尹、實顯卿等、別當、實忠卿年預爲<sub>レ</sub>治云云、被<sub>レ</sub>略<sub>レ</sub>本所之儀云云。

其後髪おろして尼になり給へるは八月晦なり。僧侶配流の國は確かならず、武家年代記に聖尋は硫磺島とあれど如何にや。

〔新罪者〕 斬罪者四人と定まる内に、常樂記に五月廿二日、業輔卿於<sub>レ</sub>早川尻被<sub>レ</sub>誅了とあり、即

參議鳥丸成輔なり、増鏡に「平宰相成輔はあづまへと聞へしかど、駿河國とかやにてぞ失はれける」とあれど、早川尻は箱根の湯本を過ぎて、小田原の南に至り海に入る、こゝを早川村といふ、足柄郡なり。

〔日野資朝〕 日野中納言資朝は正中二年佐渡に流されたるを、今度の連累として誅したるは怪しき處分にて、二重の刑になれり、是も常樂記には同廿五日資朝卿於<sub>レ</sub>佐渡島被<sub>レ</sub>誅了とあり、補任には六月二日於<sub>レ</sub>佐渡國配所斬首とある、遠國の事にて時日は定かならぬ故なるべし。此卿の死について色々の傳へあれば信なりや、増鏡に「資朝の中納言をいまだ佐渡の島に沈みつるを此程のつゝに彼處にて失ふべき由預りの武士に仰せければ、此由を知らせけるに、思設けたる由いひて、都に留めける子の許に哀れなる文かきてあづけり、既に斬られる時の願とぞ聞きはべりし、四大本無<sub>レ</sub>主、五蘊本來空、將<sub>レ</sub>頭傾<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>、但如<sub>レ</sub>鑽<sub>レ</sub>夏<sub>レ</sub>風(太平記に、五蘊假成形、四大今歸<sub>レ</sub>空、將<sub>レ</sub>頭傾<sub>レ</sub>白、但如<sub>レ</sub>鑽<sub>レ</sub>夏<sub>レ</sub>風、いと哀れにぞ侍りける)とある、八歳宮の歌と同様の施彩なるべし。太平記には其少子阿新丸(邦光)は年十三なりしが、父の誅せらると聞いて、遙に佐渡に下り、守護本間宗忠(山城)館に至り、父に對面を請ひたれど、宗忠は關東の聞へを憚りて許さず、殺して後の遺骨を送りければ、阿新其爵位を散せんと、本間の子息三郎を刺殺し、舟に乗りて逃歸れる一齣の復讐小説を記すれど事實に非ざるべし。

〔日野俊基〕 右中辨日野俊基は、主謀と目指されたる人なり、常樂記に、六月三日俊基朝臣武藏



國(くすはら原にて被誅了)とあり。葛原岡とは鎌倉扇谷の假粧坂に其墓とて存す、此人は公卿とならず、資格低かりし故にや、増鏡には資朝の次に俊基も同じ様にぞ聞へしと略記せるまでなり。太平記に俊基朝臣の海道下りとして、承久の院宣を書きたる光親卿(誤りなり中御門中)東下に、菊川の宿にて、昔南陽縣菊水汲下流而延齡、今東海道菊川、宿西岸而終命と書付けたること思出で、古へもかゝる例を菊川の同じ流れに身をや沈めんと宿の柱に書きたりとして一首の歌を作り添え、長き海道下りの綺文を綴りたり、固より舞文にて史實に非ず、吉野拾遺に其女の辨内侍の事を記するも亦定かならず、此朝臣の傳記は闕略せり。

〔北島具行〕 中納言北島具行は、承久の中納言光親と同罪に當る、常樂記に、於近江國柏原被誅了とありて、月日闕く、補任に六月十九日とあり。増鏡に「佐々木佐渡判官入道(高氏法)伴ひてぞ下りける、柏原といふ處にて暫し休らひて、預りの入道まづ東へ人を遣はしたる返事待つなるべし、其程物語など情けしう打ち言ひかはして何事も然るべき前の世の報に侍るべし(中)、隱岐の御送りも仕奉りし者なれば、御道すがらの事など語り出でて忝けなういみじうも侍りし哉、まして朝夕近う仕奉り馴給ひけん御心ども、さながら推料り聞へさせ侍りし何事も昔に及び目度たう御座しまし、御事にて、世降り時衰へぬる末には餘りたる御有様にや、角も御座しますらむさへ責ては思ひ給へよらるゝなど大方の世につけても實にと覺ゆる(中)。預りがほのめかしゝも情ありて思ひ知らず

れば、同じうはと思ひて、又の日髪(髪)おろさむとなむ、思ふといへば、いと哀れなる事にこそ、東の聞えや如何と、思給へど、何條ことかはと許しつ、かくいふは水無月の十九日也、かの事は今日なめりと氣色見知りぬ、思設け乍らも、猶例なかりける報ひの程いかゞ淺くは覺えむ猶も思ふ心のあるなめりと、憎き口付なりかし、其日の暮つ方遂にそこにて失なはれにけり、今はの際もさこそ心の中はありけめと、痛く人わらうもなく有るべき事とも思へる様になん見えける」とあり。具行は先帝の親王の時より左右に昵近し、即位の後は藏人頭より今の官に昇進す、死する時年四十三なり(具行下流の時三位經相の女、幼宮内侍となり寵ありしを賜はり具行) (誅せられし後尼となり近江國高島の寺に棲みて冥福を追願すと云ふ)

〔殿法印良忠〕 太平記に廿一日六波羅殿法印良忠を捕へて詰問す、良忠答へけるには「叡慮に代て玉體を奪奉らんと企ること、なしかはやん事なかるべき、無道を誅せん爲に陰謀を企る事、更に楚忽の義に非ず、始めより叡慮の趣を存じ笠置の皇居へ參内せし條子細なし、然るに白地(アツク)に出京の蹤に、城廓固め無く、官軍收北の間、力なく本意を失へり、其間に具行卿相談して繪旨を申下し、諸國の兵に賦りし條勿論なり、有程の事は此等なりとぞ」とあり、其辭氣甚だ壯烈なり、此言の如くんば、具行の奉ぜし繪旨は笠置にての事にて、良忠これを奉じて諸國の兵を募りたる様なれど、増鏡に笠置潛幸以前に奉じたる繪旨とあるが事實なるべし。良忠は尊卑分脈に「香園院關白二條師忠の姪にて、母は松殿(近衛の支流)大納言基嗣の女、師忠の猶子として叡山の僧となり、大力勇健にして大



塔宮に參候す」とあり、高貴の僧なり。又「元弘一天の亂の時分に、私に謀叛を企て、露顯して六波羅に召出して禁錮され、忽ち戸を破つて遁出」とあるも此比の事なるべし。此書はまゝ、太平記を書入れたる跡あり、或は同じ出處なる歟、叡山の僧が繪旨を奉じて兵を募り、後に帝を奪はんと謀るなど、必ず有りし事なるべし、然し具行は最も前帝の叡慮を奉じて繪旨を下し、大事を擧げんとしたる人なり、笠置に於て良忠と共謀に出でたりしには非ず。

〔葉室光顯〕 二十五日、參議葉室光顯を出羽に流す、與謀者の處分は是にて略畢れり、承久の例に違ひて、寛宥に取計ひたる意なるべし、遽に下階上の暴威を振へるには非ざれど（是等の處分を關東に下して決する）（承久の例）北條氏此打撃に逢ひたるは體て致命傷となりたる程に苦痛を感じ、京都にては公卿僧侶の歡心を迎へ、諸國にては反側を慰むるなど、種々に配慮を勞し、暴威を逞しうすといふよりは寧ろ畏怯したるが如し。父の喪に逢ひたる足利高氏を強いて起して笠置の討手に向はせたるが如きは、以て源氏譜第の大名に重きを示さんためなり、其後在京の將士數々喧嘩して、鎮靜を失へるなど、みな權威の衰へたるを證すべし。又光嚴帝宸記の六月に

八日丙午、義書今夕小除目、中納言公明還任（實顯卿）、參議有光公名等卿叙上階、源高氏叙從五位上、是關東申之故也、依此事今日被行除目也、亦申之故也。

高氏がために朝廷に申請し、臨時除目を擧行せられて、其位階を進めたり、是は源氏の名門を推重

して、其譜代の鬱陶を散ずるの趣意なること明かなり、北條氏專横を極めたる末、今に至つて舊主に媚びんとするも既に遲しといふべし。

〔北條氏遂に維持すべからず〕 凡て今度の變に於ける處分は、朝廷は元暦の例を引き、北條氏は承久の例に違ふて、頗る慎重の議を盡したるものなり、さりながら歴史は繰返すに似て而かも時運は逆行するものならず、亂の動機は層一層を進めつゝあること、其兩例の歴史を比較して察知すべし。白河鳥羽の院政より藤氏（即ち貴族僧徒）の諸國武家と政權を争ひ、争ふ毎に政權は漸次、下に移り保元平治には源平の黨争を激成して、平氏の政府となれり、元暦は平氏を滅ぼして源氏幕府を開きたる例なり、承久は源氏幕府を仆し、源氏に名を託して北條氏幕府を始めた例なり。故に北條氏の祖法として奉ずる承久の例には源氏黨の怨を伏し、源氏の祖法として奉ずる元暦の例には平氏黨の怨を伏し、而して卿僧侶は白河鳥羽の舊に復して、大政を朝廷に收めんことを望みて息まず、平氏黨はこれに藉口して亦元暦以前に復せんと希望を抱き、一度は、承久の官軍となりて成功せず、再度は今度の變を生じて成功せんと欲したり。故に笠置陥ありたる後に京畿の動搖中には少くも四様の希望あり、(甲)は先帝を始め奉り、貴族僧徒が公家の世に復する希望なり、(乙)は諸國のこれに應ずる者壽永（即ち元暦）以前の政府に復せんと希望する平氏の非幕府黨なり、(丙)は北條氏を倒して源氏幕府に復せんと希望する者なり、(丁)は關東を存續せんとする者なり。時局變化の機は既に



熟せり、衰朽せる北條氏が此動搖を鎮壓せんと苦悶すとも、一旦受けたる打撃力は諸國に拆裂を及ぼして遂に防止すべからざるに至れり。

### 第二十三節 大塔宮の再舉

竹原八郎伊勢に起る——熊野京都間氣脈相通す——伊勢鈴鹿の平黨——大塔宮の御畫策——大塔宮、正成舉兵の月次——宮の再舉は正成等との協謀——六波羅より楠木討手に向く——波動西國に及ぶ——楠木鴻淺を敗る——右に關する太平記の所説——右に關する事實の真相——正成天王寺攻寄

〔竹原八郎伊勢に起る〕 與謀公卿の處分畢りたる比、伊勢に竹原八郎打て出で、是を動機として、楠木城の兵復た起れり。其起りを釋ぬるに去冬大塔宮、四條中納言隆資父子と共に逐電せるは、楠木城歿落の時、正成が本謀の如く葛城山を傳へて、高野吉野熊野の廣き山谿間に逃れ、僧徒の掩護にて潜伏して再舉を圖りたりき太平記には大塔宮は獨り般若寺より逃れて十津川下りの一段を記したるは、例の構造小説にて緊要の歴史を誤了せり、かゝる隱秘の計略は史面に露出するものに非ざれど大塔宮を四條楠木と分離せしめたるは罪深し、竹原八郎が大塔宮の令旨を奉じて伊勢に起りたるは、光嚴帝宸記の六月に、

六日甲辰裏書目熊野山一執進大塔宮令旨、相馮當山一旨云云、武家奏聞、隆資卿、今度院宣事、院宣

無例可爲宣旨歟之由被仰之。

隆資は四條隆資なり、其下に脱文あり、大塔宮令旨は其子隆貞奉なるべし、院宣事以下は別事なり。

七日乙巳晴、今日祇園御靈會、梓等可止兵具之由、武家奏聞之、即被仰勅答、今日梓等皆以無音、只叩鼓許也、是又武家相觸之故不出音云云。

八日丙午、左衛門院御忌日、佛事如例、不向六條院、世間不靜之故也。大塔宮等隱居京中旨風聞、仍武家楚忽超帽子云云、依是處々多喧嘩云云。

〔熊野、京都間氣脈相通す〕 斯くの如く伊勢の計畫成りたる比に、熊野より大塔宮令旨を執進し、其比京都の武士、及び市中も恟々靜まらず、却て大塔宮京に隱ると流言す、熊野の暗に氣脈を通じ居たる痕跡なり。

廿六日甲子、傳聞伊勢國有梟惡之輩、成鳥合之衆、追捕所々、其勢甚多云云、仍武家差使者令實檢云云。

廿八日丙寅、勢州凶徒尙以興盛旨風聞、或云合戰地頭等、多被誅戮之後引退云云。

廿九日丁卯、武家差檢使上洛、申詞不違風聞之説、凶徒合戰之間、在家多燒拂、地頭兩三人被打取、守護代家所被燒了、其後凶徒等引退了云云、是自熊野山、帶大塔宮令旨、竹原八郎入道爲大將軍、襲來云云、驚嘆不少。



卅日戊辰、今年自五月下旬霖雨不休、兩三日雖雨止、每日有暴雨、又炎暑遲來、而今月下旬、有極熱之氣。

〔伊勢鈴鹿の平黨〕 北伊勢の鈴鹿に一族の平黨あるは、前の笠置の條にいへり、此に熊野山より竹原八郎入道が大將軍となり、襲來したるは熊野山續きの南伊勢にてありしなるべし。勢紀は伊勢平氏（清盛一門）の根本地なり、元久元年に平賀朝雅が伊賀伊勢の平氏を破つてより勢力を失ひ、源氏幕府を怨みる族は猶多し、是熊野伊勢のまづ動搖する原由にして、即ち平氏復興黨（此類多し）に屬す。後に南伊勢は伊勢國司北畠氏の領となり、南朝の東を圍る根據地となしたり、其委しき歴史は傳はらざれど、伊勢平氏の領家なりしならん。宸記は是月に止まり七月以後大塔宮再舉の次第は考ふるに由なし。

〔大塔宮の御畫策〕 増鏡に「宮（大塔宮）は熊野にも御座しけるが、大峯をつたひて吉野にもおはしまし通ひつゝ、さりのぬべき隈々にはよく紛れ物し給ひて、健き御有様のみあらはし給へば、いと賢き大將軍にていますべしとて、附從ひ聞ゆるものいと多し」とあり。是はあながち熊野に隠れ、吉野高野を經廻り給ひたるには非ず、高野資簡集に、八月廿七日、隆貞大塔宮令旨を傳へて朝敵追討の援兵を求む、大衆は僧家の事に非ずとて肯はざりし由を記す、隆貞は前にもいへる隆資の二男なり、左少將にて當宮に伺候せり、其時宮は熊野に在したりしならん。又増鏡に「大塔の法親王、楠の正成

などは、猶同心にて世を傾けん謀をのみ廻すべし、正成は金剛山千葉屋といふ所に嚴しき城を拵へて、得も言はず健き武士共多く籠り居たり、大塔宮の令旨とて國々の兵を語らひければ、世に怨ある物など此處彼處にかくろへば、みておる限りは東より集ひけり」神皇正統記にも、兵部卿護良（是後の）親王ぞ山々を巡り國々を催し、義兵を起さんと企て給ひける、河内の國に楠の正成といふ者ありき（該書は此を正成の始見とす）、其心深かりければ、河内と大和との堺、金剛山といふ處に城を構へて近國を侵し平らげしかば、東より諸國の軍召て攻しかど、世の中亂れ立にし」とあり。いづれも時月を記さず、梅松論に、正成が千破屋に旗を上るを冬とあり、大方然りしなるべし、大塔宮と共々なりしや、宮は始めより吉野に潜り給へりしや、定かならず。關東より討手を向けたるは明年なり、正統記に前年より東軍金剛山を攻むとあるは覺へ違ひなり。

〔大塔宮、正成舉兵の月次〕 大塔宮楠木正成の起りしは秋冬の比より遅からざりし事は、十一月新主大嘗會のとき、十五日花園帝宸翰に、楠木事猶興盛候歟、自昨日二門門番衆等、著鎧直垂祇候之間、定子細候歟之由推量候、只冥助之外無所憑、關東武士も上洛遅々之間、返々非無怖候とあり、猶とあれば、十月には朝廷より既に關東へ鎮護の兵を上すべく催促ありたりしなり。甲斐の身延山に藏したる金綱集の裏書（古書翰の裏に寫したる集なり）に、  
（前は切れてなし）  
雖然明春は必定可致急速參上（切れてなし）



一二品親王御遠流、定披露候歟、御供奉被<sub>レ</sub>召籠<sub>レ</sub>候處、日記先度令<sub>レ</sub>進候間、備<sub>レ</sub>御覽<sub>レ</sub>候ぬらん、此人は今月十三日於<sub>レ</sub>六條河原被<sub>レ</sub>切候、言語道斷之事、令<sub>レ</sub>見物、凡衆者何れも大方の事に候、就<sub>レ</sub>中南部次郎殿最初に被<sub>レ</sub>切候こそ都目もあてられず、なにしにいで、親たりうき作法見聞仕候哉と覺て候けれ、けら殿御心中察申候九日より京中以外騒動候阿<sub>レ</sub>川に朝敵充滿し、山崎迄せめいり候間、宇つ宮赤松入道賜<sub>レ</sub>打手、早速追返候了、仍仁定寺に構<sub>レ</sub>城郭引籠候を、宇津宮ついで責取即昨日(十五)打落頭其數令<sub>レ</sub>持參候、是<sub>レ</sub>大塔殿御所爲と申也、其外京中處々にて日々被<sub>レ</sub>召取<sub>レ</sub>人數、難<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>言語候、禪僧二人押寄<sub>レ</sub>在々處々御供の雜談、身延さこそ被<sub>レ</sub>退出候へばいよ<sub>レ</sub>徒然まさり心もつかれ候はんと被<sub>レ</sub>案候、如<sub>レ</sub>此捧<sub>レ</sub>御細狀之條無申白斗之至候、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御免候、千田殿秋に<sub>レ</sub>内裏門前にして對面之時伯耆律師御房自<sub>レ</sub>鎮西御上にて、是に御座候と申候しは、よも無<sub>レ</sub>存之間、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>面謁候。

(略す)

十二月六日

僧日靜花押

(宛名なし。此消息は金網集を寫すとき紙の下幅を截て、此文の每行一乃至一字半を截去たるにより推讀しがたき點あり、▽印を附す)

日靜は法華宗の僧にて身延山の僧なるべし、身延山は甲斐國巨摩郡にて、即ち南部なり、文中の南

部次郎殿は、南部の領主にて身延山の檀越なり。南部氏は甲斐源氏加賀見長清(小笠原の祖)が弟光行南部三郎と稱し、以後三世甲斐に居ると東鑑に見ゆ、四世政行の子陸奥に徙りて彼地も南部領といふ、南部次郎は甲斐の本家なり。二品親王御遠流とは尊澄親王に似たれど、二品は尊雲親王、即ち下文大塔殿ならざるべからず、其供奉とは楠木城より隨行兵士の搜捕せられたる者なるべし。南部は甲斐源氏なり、正中の土岐多治見は美濃源氏(多田)なり、太平記の大塔宮吉野十津川下りの文段は信をおき難けれども、隨員の竹原八郎は宸記に明記せられ、亦芋瀬庄司の錦旗を奪回し後に身替となりたる村上義日は信濃源氏なり、源氏一族にも北條氏を倒さんと首唱したる者多かりしなり。赤松入道宇つ宮は赤松圓心、宇都宮公綱(高綱)なるべし、太平記に大塔宮隨行の赤松律師則祐播磨に歸り、父圓心に勸めて、兵を起さしむとあれど、今年中は其の事なきを證す、赤松は村上源氏にて播磨國赤穂郡赤松莊の地頭なり。阿<sub>レ</sub>河に朝敵充滿し、山崎迄攻入の文は、要部の字關けて判斷に苦しめど、山崎附近の芥河驛にや、されば攝津の兵が山崎街道より攻入りたりと思はるれど、此時は河泉峰起し、明春京軍は天王寺に防ぎたれば、此は河内より攻入りたる兵なりしなるべし。〔宮の再舉は正成等との協謀〕 大塔宮の再舉は、四條隆資、楠木正成と協謀なりしこと明確なり、熊野山に潛匿し、まづ竹原八郎を遣はして伊勢の兵を起さしめ、秋に至り時期熟したれば、吉野を本營となし、楠木は河内に還りて千破屋に兵を擧げたるべし。保曆間記に「隱岐の先帝の宮天台座



主(號大)山々を廻て義兵を擧げ、河内國住人楠木正成と云者あり、彼を語て河内と大和の境に金剛山(號大)といふ山に城廓を構て、畿内近國の勢を語ふとあり、梅松論にも「先帝の御子山の座主にておはしける大塔宮御還俗有て兵部卿親王護良とぞ申ける、去年君笠置へ入せ給ひし時は、大和國は西に御座のよし聞えしかども、御在所分明ならざりしが、多武峯吉野法師を相語ひ給ひて、御會稽を雪かるべき旨様々聞えしかば、畿内静かならざる所に、同年元弘二年の冬楠木兵衛尉正成といふ勇士叡慮を請て、河内國に金剛山千破屋といふ無雙の要害を城廓に構て、錦の御旗を上しかば」とあり、吉野の旗揚は秋にて、千破屋に打て出でたるは此の未なるべし。

〔六波羅より楠木討手に向く〕 かくて新院十一月初めの宸翰に、楠木猶興盛關東武士も上洛遅々とあり、其月末に六波羅より尾藤彈正左衛門を楠木討手に向けんと近畿の地頭へ十二月五日迄に參集せよと觸れたること、紀伊の隅田文書に見え、九日には山崎まで攻入りたり。是日和泉の和田修理亮助家一族を催して參集したるに因て、關東の守時茂時連署にて褒狀を與へたるは、尾藤の手が河内に攻下りたる也。楠木合戦注文(正慶亂)に、一 爲楠木被取籠湯淺黨交名注に正慶元十二月日 安田次郎兵衛尉重顯 阿矢河孫六入道定佛 藤並彦五郎入道 石垣左近將監宗有 生地藏人師澄 宮原孫三郎 湯淺彦次郎時式 絲賀野孫五郎(統)とあり、日を記せざれど、湯淺黨も尾藤の手に加はり、河内にて楠木勢に破られたるなり、此の如く十二月は河泉競ひ起り、左少將隆貞奉にて

大塔宮令旨を金剛峯寺に下し、十三日には援兵を求め、廿五日には天野丹生社に祈禱を囑せらる、高野寶簡集に大塔宮より再三令旨を以て援兵催促ありといふは是比の事にして、和泉の久米田寺にも、廿六日祈禱の忠勤にて官軍の狼藉停止の令旨を存す。

〔波動西國に及ぶ〕 竹原八郎が伊勢に打て出でしより既に半年に亘り、其波動は近畿のみならず、西國に及び、博多日記(正慶亂)に肥前國彼杵郡千綿山の修驗僧徒が、土佐より尊良親王を偷みて其山中に隠したるは、是冬なり。増鏡に「六波羅にも東にもいと安からぬ事とて騒く、彼千葉屋を攻崩すべしといへば、兵など上り重なると聞ゆ、楠の正成は聖德太子の御墓の前を(石河郡叡福山)軍の圍にして、出合驅引、寄つ返しつ、鹽の満ち退く如くにて、歳はた々暮に暮れ果てぬれば、春になりて事共あるべし杯いひしろふ」とあるにて今年は終れり。

〔楠木湯淺を敗る〕 明くれば元弘三年なり、楠木合戦注文に正月五日於河内國甲斐庄安滿見、致合戦一打死人々 紀伊國御家人井上入道□上入道□山井五郎以下六十餘人皆爲楠木被一打畢とあり安滿見は錦部郡天見なり。又十四日楠木於河内致合戦被一追落一人々、河内守護代(在所)同國丹下池尻莊田地頭俣野和泉國守護代並田代、品川成田以下地頭御家人(田代は田代冠者信綱の後にて和泉大島郡の人なり又武藏の品川を兼領す田代文書に見ゆ)同十五日、同國御家人當器左衛門尉(自放)、中田地頭(同)橘上地頭代(同)とあり、河泉兩國の守護も追落され、楠木は破竹の勢にて天王寺の合戦となれり。天王寺勢は自京都天王寺下向武士交名人等、



兩六波羅殿代(一方竹井)、縫殿將監、伊賀筑後守、一條東洞院、五條東洞院、春日朱雀、四條大宮、四條堀河(シカ)、姉小路西洞院、春日東洞院、同大宮水谷、中條、嚴島神主、芥河、此外地頭御家人五千騎、天王寺構、城郭一とあり。

〔右に關する太平記の所説〕

太平記には、同(元弘二年)四月三日楠五百餘騎を率して、俄に湯淺が城

へ押寄て息をも不繼責戰ふ城中に兵糧の用意乏しかりけるにや、湯淺が所領紀伊國阿瀬川より人夫五六百に兵糧を持たせて夜中に城へ入んとする由楠風聞し、兵を道の切所へ差遣し、盡く是を奪取て、其俵に物具を入替て、馬に負せ人夫に持たせて兵を二三百人兵士の様に出立たせて城中へ入んとす、楠が勢これを追散さんとする眞似をして、追つ返つ同士軍をぞしたりける。湯淺入道是を見て我が兵糧入る、兵共が楠が勢と戰ふぞと心得て城中より打て出てそゝるなる敵の兵共を城中へぞ引入る、楠が勢入すまして俵の中より物具取出し、時の聲を揚たり、城外の勢同時に責入ける間、湯淺入道内外の敵に取籠られて忽ち降人に出づ、楠其勢を併せて七百餘騎にて、和泉河内の兩國を靡けて、五月十七日住吉天王寺邊へ打て出て、渡邊の橋より南に陣を取る。然る間和泉河内の早馬敷並を打て、楠已に京都へ責上る由告ければ、洛中の騷動斜ならず、兩六波羅には畿内近國の勢馳集て楠今や責上ると待けれども、敢て其の義もなければ、聞にも不似楠小勢にてぞ有るらん、此方より押寄て打散せとて、隅田高橋を六波羅の軍奉行として、四十八ヶ所の籌、并に在京人畿内近國の

勢を合せて天王寺へ指回らる、其勢都合五千餘騎、同廿日京都を立て、尼崎、神崎、柱松の邊に陣を取」とあり、年月を誤謬したれど、湯淺を破つて天王寺の戦に移るは事實なり、只天王寺を楠の陣所となし未來記を出さんとの落想に牽かれて、亦誤謬に了りたり。

〔右に關する事實の真相〕

事實は楠木合戦注文に、同正月十九日(時)寄來天王寺、致合戦、交名人等。大將軍四條少將隆貞(中納言)楠木一族同舍弟七郎 石河判官代跡代百餘人判官代五郎同松山并

子息等平野但馬前司子息四人(四郎天王寺)平石山城五郎切判官代平家春日地同八田村上渡邊孫六河野湯淺黨一人其勢五百餘騎、其外雜兵不知數、自十九日巳時、一日合戦、戌亥時子時追落、楠木渡邊責下、御米少々押取、同廿二日申時葛城引歸とありて正成は四條少將を大將軍に奉じ、天王寺へ押寄せたり、天王寺に陣したるは六波羅勢の攻めたるに非ず。戌亥時、子時に追落、下は誤脱あるが、天王寺勢追落され、楠木は渡邊まで攻下り、廿一日天王寺に陣し、廿二日葛城、金剛山に引還したるならん。太平記に、正成上宮太子の未來記を披くとあるは信するに足らず、上宮太子未來記の事は結城文書北畠准后の文中にも見えたれど、天王寺には御手印縁起さへ贋物にして、古物は伽藍と共に灰燼したる久し、倘し正成が天王寺詣をなしたりとすれば、廿一日の事ならざるべからず、何ぞかゝる暇あらんや。

〔正成天王寺攻寄〕

楠木合戦注文の其次に、同廿三日宇都宮五百餘騎、天王寺に寄來、宇津宮家子



左近藏人舍弟右近藏人、并大井左衛門以下十二人、楠木城打入、被生取、畢同二月二日、宇都宮歸洛、佐々木判官、伊賀常陸守、天王寺留、同二月二日、吉野執行被<sub>二</sub>打落<sub>一</sub>云、此外湯淺一黨所々押寄云、致<sub>三</sub>合戰<sub>一</sub>由其間候とあり。太平記に、宇都宮治部大輔(綱公)天王寺へ下る、坂東一の弓取にて紀清兩黨の兵強ければ、正成態と此陣を去て引退き、四五日を経て野伏共を驅集めて天王寺邊に遠籌を燒すること兩三夜に及びければ、宇都宮武力怠て引退くとあるは、正成が葛城に歸る後に天王寺を攻めて歸洛したる事に尾<sub>ツヒ</sub>蟠をつけたるなり、吉野執行とは、吉野は吉水院新熊野兩寺より執行に迭任せしに、大塔宮吉水院を執行になされしにより、新熊野の岩玉丸叛いて攻落されたりしなり。

### 第二十四節 關東の大軍上洛播磨伊豫の兵起る

關東大軍上洛——當時の軍令狀——大塔宮の令旨と四國の義兵——關東勢——關東勢の戰略——吉野の戰——赤松則村の舉兵——土居通登伊豫に舉兵——九州舉兵

〔關東大軍上洛〕 關東が去年十月より院廳の催促を受けても大軍の上洛遲延して、京畿の兵燄を熾んならしめたるは北條氏の威令衰へたるを知るべし、年を越えて漸く三將の西上に運びたるは二月初めなりしならん。楠木合戰注文(正慶二)に河内道、大將軍遠江彈正少弼殿(阿蘇)(治時)、軍奉行長崎四郎左衛門尉高真、大和道大將軍陸奥右馬助殿(高直)、軍奉行工藤二郎右衛門尉高景、但此外出

羽入道爲<sub>三</sub>使節<sub>一</sub>向<sub>レ</sub>之、紀伊手、大將軍名越遠江入道殿(宗教法)軍奉行安東藤内左衛門入道圓光(太平記は守貞直、同左近將監、伊、其右近將監三人を加ふ)、河内道へは河内、和泉、攝津、美濃、加賀、丹波、淡路の七國、大和道へは山城、大和、伊賀、丹後、但馬、伯耆、播磨、近江の八國、紀伊道へは、尾張、美作、越前、因幡、備前、備中、備後、紀伊、安藝、阿波、伊豫の十一國とあり。伊勢、三河、遠江等なきは、伊勢路蜂起のゆゑなるか、太平記に河野通治の事を記すれど、此國名にも、大番衆にも、伊豫は見えず。次に大番衆、紀伊手は佐貫一族、江戸一族、大胡一族、高山一族足利藏人二郎跡、山名伊豆入道跡寺尾入道跡、和田五郎跡、山上太郎跡、一宮檢校跡、嘉賀二郎太郎跡、伊野一族岡本介跡、重原一族、小串入道跡、連一族、小野黒兵衛尉跡多相宗次跡、瀬下太郎跡、高田庄司跡、伊南一族跡、荒卷二郎跡、高井余三跡、同大和道新田一族、里見一族、豊島一族、平賀武藏二郎跡、飽間一族、園田淡路入道跡、綿貫三郎入道跡、沼田新別當跡、伴田左衛門入道跡、白井太郎跡、神澤一族、綿貫二郎左衛門入道跡藤田一族、武田二郎太郎跡(河内道なし)とあり、大番とは在京の大番衆なり、鎌倉より三大將軍監が率ひて上りたる軍の外なり。太平記に宗徒の大名百卅二人、都合其勢卅萬七千五百餘騎、先陣已に京都に著けば、後陣は未だ足柄箱根に支へたりなど、いふは、架空の形容文なり。〔當時の軍令狀〕 次に三道進發に付、關東御事書を載せて、  
一合戰事、三方一揆、可<sub>レ</sub>發向<sub>二</sub>葎<sub>一</sub>陣頭不<sub>レ</sub>守<sub>三</sub>約諾<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>爭<sub>一</sub>(以下闕)、先發之輩、可<sub>レ</sub>處<sub>三</sub>不忠之儀<sub>一</sub>也、



一人被<sub>レ</sub>疵之刻、從類退散之條、非<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>虎夫之名、可<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>惡徒之嘲<sub>レ</sub>歟、或子孫或親族縱<sub>レ</sub>命、縱<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>疵不<sub>レ</sub>引退、(以下略)可<sub>レ</sub>戰勝、且雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>疵、殊抽<sub>レ</sub>忠節者、隨其<sub>レ</sub>振舞、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恩賞也。

一狼藉事、押買押捕、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>誠、仍三方勢分者、高真高景圓光各一人、於<sub>レ</sub>其手<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>制止、若有<sub>レ</sub>違犯者、於<sub>レ</sub>凡下輩<sub>レ</sub>者直可<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>罪科、於<sub>レ</sub>侍以上<sub>レ</sub>者可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>申事由、於<sub>レ</sub>罪名<sub>レ</sub>者宜難<sub>レ</sub>定下、早隨<sub>レ</sub>事體可<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>沙汰、於<sub>レ</sub>兵糧<sub>レ</sub>者、六波羅計可<sub>レ</sub>下行也。

一大塔宮御事、廻<sub>レ</sub>壽策可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>捕之由、先日雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出、向後者須<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>誅罰、縱雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>諸寺諸山非<sub>レ</sub>職員<sub>レ</sub>之住侶、縱雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>凡卑放野與黨賊徒之輩、有效忠節之輩者、可<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>賜近江國麻生庄也。

一楠木兵衛尉正成事、於<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>誅戮<sub>レ</sub>之仁者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>行丹後國船井庄、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>其身之不可<sub>レ</sub>品秩之卑賤<sub>レ</sub>之子細同前。

此の如き軍令狀を渡したり。

〔大塔宮の令旨と西國の義兵〕 此比、大塔宮の令旨を發して西國に義兵を起さしむ、筑後國上妻郡の三原氏文書に、高時法師一族凶徒等過分之餘、奉<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>朝威<sub>レ</sub>之條、太以奇怪、仍所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>征伐也、早追<sub>レ</sub>討英時(探)帥(頼)以下之輩、可<sub>レ</sub>馳參<sub>レ</sub>者、二品親王令旨如此、仍狀如<sub>レ</sub>件と七日附にて左少將隆貞奉、原田大夫種昭跡人々中と宛てたり、阿蘇惟澄申狀に、最初元弘三年惟直相共、令<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>上金剛山<sub>レ</sub>之處、依<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>賜令旨、自<sub>レ</sub>備後<sub>レ</sub>轄<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下國、阿蘇郡鞍岡山合戰、自<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>疵以來云云とあるも、亦同時の

令旨なるべし。原田一族、阿蘇大宮司は、並に壽永の亂に平氏に應じて壇浦の海戰をなしたる家なり、令<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>上金剛山<sub>レ</sub>とあれば、大塔宮の兵起ると聞いて、千破屋城に馳參る途中にて令旨を領して、探題征伐に引返したるなり、これを見れば今年になりて吉野、赤坂、千破屋の諸國の兵追々馳集り、次第に勢力を増したるべし、唯、河泉紀に蜂起の兵集合したる計りに非ざりしを知るべし。赤松圓心が兵を起したるも此月なるべし、若し律師則祐が宮の旨を含み歸りて勸誘したるならば、吉野より遣はされたるものなるべし、猶後に詳述せん。

〔關東勢〕 此の如く二月には鎮西まで動搖し、楠木城に馳集まれる勢多くなりたり。關東の軍勢は、楠木合戰注文に、廿二日、大將軍阿蘇遠江左近大夫將監殿、長崎四郎左衛門尉既楠木城被<sub>レ</sub>寄之由披露之間、本間一族、須山人人、猪俣懸<sub>レ</sub>大將軍前、押<sub>レ</sub>寄楠木城、及<sub>レ</sub>散々合戰。就<sub>レ</sub>中本間又太郎、同舍弟與三、爲<sub>レ</sub>先陣、一<sub>二</sub>二三之木戸ヲ打破テ四ノ木戸口近<sub>レ</sub>押寄、既及<sub>レ</sub>太刀打<sub>レ</sub>之處、又太郎者弓手之肩ヲ被<sub>レ</sub>射、與<sub>レ</sub>三者タカモ、ヲ被<sub>レ</sub>射通、引退畢。其後本間九郎父子打死、同一族河口與一、同兵衛四郎、都台四人打死、一門計七十餘人手負、若黨下部共百餘人被<sub>レ</sub>打畢、次須山之人々同時戰、是殿原モ一族八十餘人之中、六十一人手負家子若黨四人打死、次猪俣人々正員十一人打死、手負六十餘人、其中人見六郎入道、同甥孫二郎入道、主從十四人於<sub>レ</sub>同所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>打畢、次結城白河出雲前司之手物手負二百餘人打死七十餘人云とあり。太平記に、武藏國の住人(猪股源は武藏國多摩郡人)に人見四郎入道恩阿年七十三、相模國の



住人本間九郎資貞生年卅七、木戸を切落さんとしける間、城中の土小間櫓より雨の降る如く射ける矢が篋の毛の如くに立て、二人共に一所に討れけり、本間が子息源内兵衛資忠木戸を叩き、父一人討死し相伴ふものなくては中有の途に迷はんと存じて、只一騎相向て候へ、木戸を開かれ候へと請て立たりける、一の木戸を堅めたる兵感じて則木戸を開きしかば、資忠騙入て敵と火花を散して戦死すとあるは、此戦に綾をつけて書きたるものなり。須山は太平記の陶山なり、此戦には載せず、白河結城の出雲守は系圖に見えず。

〔關東勢の戦略〕 次に搦手は、一齋藏新兵衛入道子息兵衛五郎、佐介越前守殿御手として、相向奈良路(是者)之處、去月廿七日、楠木爪城金剛山千早城押寄相戦之間、自上山以石礮數ヶ所被<sub>レ</sub>打畢、雖<sub>レ</sub>然今存命、凡家子若黨數人手負、或打死云云、既楠木所<sub>レ</sub>構城皆以被<sub>レ</sub>打落了、於<sub>レ</sub>今者三四ヶ所云云、大手本城平野將監入道既三十餘人、參降人畢、此内八人者逐電、或生捕、或及<sub>レ</sub>自害とあり。是に據れば前の大手勢は楠木城に向へり、太平記の赤坂合戦なり、後の搦手勢は爪城の金剛山千早城に向へり、大將は佐介高直、軍監は工藤高景の手なり、平野將監降りて一旦城陥りたり、太平記に赤坂城の本人を平野とせるは誤れり。次に彼所(千早城)又以被<sub>レ</sub>落之由、閏二月一日風聞、楠木之舍弟同此城中在<sub>レ</sub>之、是非左右未<sub>レ</sub>聞、去月(二月)廿八日大手如<sub>レ</sub>著到<sub>レ</sub>者、手負死人共既一千八百餘人云云(赤坂の寄)、凡大手搦手(奈真)紀伊路信仰人々同道之時、衆雖<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>二百餘人、於<sub>レ</sub>今者一人モ無<sub>レ</sub>其難。此

外伊與國播磨國之惡黨蜂起言語同斷候、近日被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付國守護人、可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>追討之由、自<sub>レ</sub>六波羅依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出、國郡勢守護、閏<sub>レ</sub>此合戦、彼處馳向、去月廿二日ヨリ以前、注進、委細令<sub>レ</sub>申之間、其後分を申上候侯野彦太郎、并藤澤四郎太郎、若黨十餘人、楠木、相向之處、去月廿六日合戦、五人手負了、我身者爲<sub>レ</sub>本在京人、固<sub>レ</sub>内裏、可<sub>レ</sub>守護之由、依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰也、正慶二年閏二月二日とあり(其後の事は注せず)、されば千早城は間もなく取返されたり、以て東軍の優勢ならざりしを知るべし。

〔吉野の戦〕 吉野へは二階堂道蘊向へり、金峯山吉水院の言上書(建武元年)に、去年春、兵部卿親王家御住山之刻、同閏二月一日、東使道蘊引<sub>レ</sub>率數萬騎之軍勢<sub>レ</sub>責上之時、眞逼爲<sub>レ</sub>宮之御共、令<sub>レ</sub>沒<sub>レ</sub>落當山之處、燒<sub>レ</sub>拂當院畢云云とあり。一日は責上りたる日なり、夫より合戦の末に落城したるべし、太平記に夜晝七日が間相戦とあるは、確信はおき難けれど花園帝宸記(前田)の閏二月十四日付に、山路相隔、積鬱萬端、先日狀參著、不審之處、芳札爲<sub>レ</sub>悅候(中)吉野山方炎上、定凶徒沒落之前兆云云とありて、來札の日附は知るべからざれど、是月初めのものならん。宮沒落の時村上義光(義日)討死の事は保曆間記にも記せり、太平記に宮の身代りといへど、同時に其子兵衛藏人義隆年十八にて戦死とあれば、義光は四十前後の人なるべし、身代りとは信せられず、高野春秋に吉水院眞逼宮の御供して高野山に逃れ、僧徒は宮を天井の上に隠すと見ゆ。

〔赤松則村の擧兵〕 前に伊豫播磨之惡黨蜂起とある播磨は、赤松則村が旗を擧げたることなり。



太平記には、「楠が城強くして京都は無勢なり」と聞えしかば、赤松二郎入道圓心播磨國若鞆の城より出て出て三石山に城廓を構へ懸て熊山へ取上りて義兵を揚げたるに、備前の守護加治源二郎左衛門一戰に利を失て兒島を指して落て行く、是より西國の道彌塞て、中國の動亂斜ならず」と概略を記すに過ぎず。播磨國明石郡大山寺文書の大塔宮令旨に

伊豆國在廳北條遠江前司時政之子孫東夷等、承久以來、採四海於掌、奉覆如朝家之處、頃年之間殊高時相摸入道之一族、匪嘗以武略藝業輕朝威、刺奉左遷當今皇帝於隱州、備宸襟亂國之條、下尅上之至、甚奇怪之間、且爲加征伐、且爲奉成還幸、所被召集西海道十五箇國內群勢也、各奉歸帝德、早相催一門之輩、率軍勢不廻、時日可令馳參戰場之由、依大塔二品親王令旨之狀如件

元弘三年二月廿一日

左少將定恒奉

(定恒の家系詳ならず)

大山寺衆徒中

是四條隆真天王寺出軍中に出でたる令旨なる故に定恒奉れり、圓心に賜はりたるは以前にてあるべし。此令旨に副へて、

追仰、今月廿五日寅一點、率軍勢可令馳參當國赤松城、殊依時高名、於勸賞者宜依好之由、重被仰下候也

とありて、赤松圓心が旗を揚げたる注進既に到來し、大山寺衆徒には兵を彼城へ向はしめらる。其後五月十日附の注進狀に、依賜大塔二品親王令旨、播磨國大山寺衆徒等、自去閏二月十五日、致合戰、抽御祈禱實事、一當寺長日不斷藥師如來供養法 一攝州小平野兵庫島合戰(後二月初十日) 一同廿三日尼崎合戰手負(實名時) 一同廿四日同國坂部村合戰打死刑部次郎(實名) 一摩耶山合戰(三月) 打死兵衛三郎(實名) 一京都合戰(同十二日) 右今年二月廿一日、悉賜令旨之間、自赤松城始於所々致度々合戰、畢仍注進如件とあり、圓心の證判あり。是にて赤松舉兵の事實は明瞭なり、太平記に京都無勢と聞えてとは非なり、赤松城は昔繩城と異なる。

〔土居通益伊豫に舉兵〕 伊豫は土居通益が兵を擧げたるなり。太平記に「後の二月四日伊豫の國より早馬を立て、土居二郎、得能彌三郎、宮方に成て旗をあげ、當國の勢を相付て土佐國へ打越す處に、去月十二日、長門の探題上野介時直、兵船三百餘艘にて當國へ推渡り、星が岡にして合戰を致す處に、長門周防の勢一戰に打負て、時直父子行方を知ず」とあるも事實少し違へり。博多日記に、同(三)十六日長門より早馬到來云、閏二月十一日上野殿伊與國に御渡之處に、船津に兵糧米を上置御向ある處に、河野土居九郎通益只一騎打出申候、此に御向悅入候、只の大將にて御座は心地あしく存候はんするに、御一門にて御座は心地能く候、又我身も河野にて候へば敵にはよも嫌給はじ、今日は日も暮候ぬ明日可入見參と申て引退畢。上野殿御方には明日は勢も可集、今夜可寄とて一千



五百餘騎にて土居九郎の城廓を構たる處に被寄、其夜上州御方には勢を所々に陣を取て被居之處、厚東以下少々心がわりして後ろ矢を可射之由聞へける間、豊田が再三申によりて即落させ給畢、馬鞍以下兵糧米皆悉被捨間、土居九郎取之。爰長門周防御家人百騎計申云、我等は重代者也、上州の御共して落ぬる者ならば浮名を流べしとて留て打死すとあり、是を星岡の戦といひたるなり。河野は伊豫河野郷(風早郡)の舊族にて守護なりしが、通信は承久の官軍となり流罪に處せられ、少子通久東軍に屬して本領を繼ぐ、其孫對馬守通有が、子を捨て通盛に後を譲りしより一族和せず、通有の季弟通成は土居莊(風早郡)に居りて通益を生む、通久の庶弟通俊は得能(桑村郡)に居り、曾孫を通綱といふ、是に於て土居得能は吉野に應じ、河野通盛は六波羅に赴けり。

〔九州舉兵〕 赤松土居等競ひ起り、閏月には西國の騷亂となりしかば、守護等引還りて關東の軍勢日に減せり。博多日記に、同(三)十八日平戶、峯源藤五(松浦)不參博多之間、被召之處、去々年預置山崎大山寺寺務律僧覺應を相具て、閏二月十七日京上云云、仍爲檢見、自守護御代官、被下使者云云と見ゆ。吉野より西十五國の群勢を催さるゝには、かゝる手段などを以て關東へ不服の豪族を勸誘せられ、僧徒其紹介をなして奔走したる結果にて、今は西國は九州まで志を通ずるもの彌増し、諸方に蜂起して天下の亂と成りにけり。太平記に、千劍破城の寄手を八十萬騎といひ、又赤坂の勢吉野の勢馳加はつて百萬餘騎に餘りければなどは皆出たらしめの數なり、三月河内大和紀伊に向へる

三方の軍を卅萬といふさへ浮實と思ふ、保曆間記には五萬とあり、吉野陷るる比より西國の守護は引還り、諸國の吉野に應ずるもの次第に増加し、關東勢は次第に減少し、千劍破城の寄手は氣勢揚がらずして、時月を推移したるは事實なりしならん。



## 第四章 南朝の發端後醍醐天皇復位

### 第二十五節 先帝隱岐を脱し伯耆へ潜幸

隱岐脱御と増鏡の所説——隱岐脱御の途上——名和長年帝を船上山に奉ず——佐々木清高船上山攻來——山陽南海の戰——京都會戰

〔隱岐脱御と増鏡の所説〕 増鏡に「ことしは正慶二年といふ閏二月あり、其更衣の初めつかたより密教の秘法を試みさせ給へば(中)、大塔の宮よりも蜚人のたよりにつけて聞え給ふ事たえず、都にも猶世の中静ましかねたる様に開ゆれば、萬づに思し慰めて、關守の打寝の間をのみ窺ひ給ふに、然るべき時の到れるにや、御垣守に候ふ兵ども、御氣色ほの心得て靡き仕奉らんと思ふ心づきにければ、さるべき限り語らひ合せて、同じ月の廿四日の曙に、いみじく誑りてかぐろへゐて奉る、いと怪しげなる蜚の釣舟の様に見せて、夜深き空の暗きまぎれに押出だす折しも、霧いみしう降て行前も見えず、何様ならんと危うけれど御心を静めて念じ給ふに思ふ方の風さへ吹きすゝみて、其日の中の時に出雲の國に著かせ給ひぬ、此にて人々心地静めける。同じ廿五日、伯耆國稻津浦といふ處へ移らせ給へり、此國に那波の又太郎長年といひて、怪しき民なれど營まうに富るが類廣く心もさかくしく、むねくしき者あり、彼れがもとへ宣旨を遣したるにいと辱けなしと思ひて、取敢

ず五百餘騎の勢にて御迎へに參れり。又の日賀茂の社といふ所に立入らせ給ふ、都の御社思し出でられていと頼母し、夫より舟上寺といふ所へ御座されて九重の宮に淮らふ、是よりぞ國々の武士に御敵を滅すべき由の宣旨遣はし、比叡の山へも登らせられけり」とあり、是を最も信すべき説となすべし。

〔隱岐脱御の途上〕

御垣守に候兵共の御氣色心得て靡ける事は、梅松論に「翌年の春又將軍奈良路を経て、吉野へ發向して大塔宮を攻落し奉る、則村上彦四郎義輝を討取て、其勢すぐに金剛山に向て城を圍み、數萬の軍兵武略を盡すといへども究竟の要害に勁弓精兵立籠る間、寄手命を落し疵を蒙るもの幾千萬といふ數を知らず、東士利を失ふ時分、不思議なりし事は隱岐國に於て守護人清高、去年の春より一族等詰番して御所を警固し奉る所に佐々木の富士名三郎左衛門尉(義綱)といふ者、常に龍顔に近付奉り繪言に應じけるが、天の授る心にや有けん君を偷み出し奉る、千種忠顯朝臣同じく供奉せられて、御座船に召うき島を出させ給ひぬれども(中)御後より守護人清高兵船十餘艘を早き事矢を射るが如くにて、御舟に目をかけて追付奉る程に皆人色を失へり、然る間忝くも御船を仕ける男に勅して宜く、汝敵の船を恐るゝことなかれ、急ぎ漕向て釣を垂べし(中)と仰出されければ、此男今を限と思へども、勅命の趣に身を忘れて釣を垂けるに、敵御船に進みよりて、怪しき船やあると云ければ、左様の船は今朝雲路をさして帆を上たりしが、順風なればいかにも渡海しぬら



んと答ける程に、敵御船を見れば鳥賊(或鳥賊)といふ物にて玉體を埋隠し奉る程に、是をば思ひよらず疑ふべきにあらずとて、兵船ども漕過けるぞ目出たけれ」とあり。怪しき節もあれど、是を最も古き傳へとす、其比世間に噂せられしなるべし、後の構造談よりは信をおくに足る。出雲守護鹽谷の一族富士名義綱が千種忠顯に心を通じて偷出し奉れるは、此比の大名は一族の不和多し鹽谷兩佐々木も亦其情因あり、大塔宮の令旨を西國に傳ふるに及んで、鹽谷氏も兵を起す意を動かし、密に義綱に計らはせたるなり、太平記、伯耆卷、舟上記などに其魂膽を面白く記したるは、必ずしも信じがたし。

〔名和長年帝を船上に奉ず〕

梅松論其次に「清高が船は出雲國三尾の浦に着て、一族佐々木孫四郎左衛門尉高久當國の守護人たるにより、國中の軍勢を催して合力すべきよし清高申遣したりけれ共、彼高久返事に及ばず、是はかねて、繪旨を給ひし故なり。去程に御座船は伯耆國奈和庄野津浦といふ所に着給ふ、御船仕ける男申ていふ、此處に奈和又太郎と申福裕の仁候、一番に於て討死すべき親類の一二百人も候はん、御頼候て御覽候へかすと申上ければ、聽て汝知べ仕れとて、彼者を先にして勅使忠顯朝臣を遣されて、一向頼み思召るゝ趣なり。この奈和又太郎と申は、後には伯耆守長年が事也、勅使長年が門外に至りて此旨仰られければ、宿所へ入奉る、長年君はいづくに渡らせ給ふぞと申ければ、いまだ御船に御座のよしを返事せられければ、彼に暫く相待給へとて内

に入り、馬に鞍置て引出して忠顯朝臣を乗奉り、我身は鎧を着し、兄弟子共五十餘人、歩行にて御迎に参りけり、私宅を皇居になし奉るべけれ共、要害の地に非ずとて、家に火をかけて、當國の船上山といふ所へ御幸をぞ成奉る、山嶮岨なり、柴など折敷て餉飯を供御にそなふ、其間に面々着たりけるものを引割く、繩を作て御輿に召させ奉て、山の頂に假御所を作て皇居とせり、其夜も明しかば、錦の御旗を上たりければ、近所の人々國人等馳参す」とあり。増鏡と略ぼ同じ。野津崎は稻津崎と讀相似たり、御船は出雲の浦につき其夜を明かして翌日伯耆の此崎にうつり、名和長年へ勅使を立てられたりしなり。

〔佐々木清高船上山攻來〕

雲隱二國は佐々木鹽冶(シヤ)の祖義清より守護となり、孫に至り時清は隱岐、

頼泰は出雲と分る、清高は時清の孫高貞は頼泰の孫なり、梅松論の高久は高貞の誤寫なるべし。佐々木は源家の元勳にて北條氏に忠あるものに非ざれど、大族は門地を重んじ、變故に際し輕々しく去就を示さざりしに、今年となりて諸國源家の譜第や、有力なるものも陰に北條を倒す志を生ずるに至り、又隱岐に於ては大塔宮秘密の消息などにて時機の到來したるを知給ひ、陰に守護の武士中に言寄りて、鹽冶一族の富士名義綱を以て高貞に示し合せ、高貞は己が管國を躲避し、隣國の富豪那和氏をして船上寺の險に奉せしめ、隱岐守護は責任なれば堅く守衛したれど、是も亦鹽冶一族にて、實は薄々知りて守衛も緩怠になり、追躡もなまぬるかりしにてあるべし。増鏡に「かくて隱岐には出



でさせ給ひしに書つかたより騒ぎあひて、隱岐の前の司追ひて參るよし聞ゆれば、いとむくつけく思されつれど、此にも其心していみじう戦ひければ引返しにけり」とあり。梅松論には「翌日佐々木隱岐守清高三百餘騎にて當山(船)の麓に押寄たりけるに、長年が親類身命を捨て終日攻戦のあいだ、寄手軍勢數輩討捕れ疵を蒙る者多かりければ引退畢、然る間出雲伯耆兩國の輩一人も残らず君の御方に參りければ、清高力盡果て、出雲國に歸て舟に乗、若狭、越前を心ざして海上に浮びけり、既此事風聞しける間、山陽山陰十六ヶ國の軍兵悉く君の御方に參、併天與へ奉るとぞ覺えし」とある。翌日とは、船上山に錦旗を上げ近所の國人馳參る翌日なれば、増鏡を合せ考ふるに、廿四日の黎明に隱岐の津を出て其日の申刻計に著きたる出雲は、伯耆に近き浦なるべし、廿五日更に野津浦に轉じ、名和長年迎へて船上山へ登り行在所を構へ、清高聞知りて攻來りたるは月末なるべく、一旦引退き、諸國の兵馳加はるに因て逃げたるは三月初なるべし。伯耆卷てふ書は名和氏を主として書繕ひたる痕跡多く、殊に日次疎漏なり、隱岐を出づる日を記さずして、伯耆を志して陸の方へ漕ぎ、夜に入りて彌風強く、風静りて明けぬれば同廿八日とあれば廿七日の御出船なりしなるべし。次に廿八日東をさして奈波庄を五里計走すぎ、追手の船にあひ因幡境を漕通り、大阪港に水を聞食して、西をさして走り、同廿八日午刻計に奈和庄の館へ著、廿九日の明方には清高兄弟船上の追手搦手より攻寄といふ、かゝる時日と地理との紊亂したる記事は一も信受しがたし(舟上記はや、其不都合を補正したれ)

ど是も信じがたし、公卿補任に三月三日は六條忠顯從四位下に叙せり、行在に於て叙を行はれ、伯耆卷に名和長年伯耆守に任ずるを同日の事とす、是も傳ふる所あるなり(同書に家紋の帆懸船は帝の君者船臣者水の御感によるといひ淺々たる海上に云々の宸筆を所藏すといふ疑はし)、名和氏は村上源氏にて長年の父を長田小太郎行高といひ、十一子あり長年は長男といふ。太平記中には、主上船上に御座有りと聞へしかば、國々の兵共馳參る、先一番に鹽冶判官高貞、富士名判官と打連れて千餘騎にて馳參る(伯耆卷とや、異なり)、淺山金持一黨、大山の衆徒(舟上寺は大、山寺に屬す)、雲伯因三個國の武士、石見國には澤三角(三隅なり、御神本姓)の一族、安藝國には熊谷、小早川、美作には菅家の一族、江見、芳賀、澁谷、南三郷、備後國に江田、廣澤、宮、三吉、備中には新見、成合、那須、三村、小坂、河村、庄、眞壁、備前には今木(大宮)幸範、和田範長(子兒島高、徳と共に)知間親經、藤井(越前)範貞、小島(見島なり)中吉、知氣、石生、此外四國九州の兵までとあり、やがて是等諸國の豪族蜂起したれど、備前美作は赤松氏に應じて東に攻上りたる者多し、和田兒島父子を赤松に屬せしむるを欲せず、船上に參りたる様に書做し(加治の兒島を小島と書したるも破綻)たるは斧痕なり。

〔山陽南海の戦〕 播磨の大山寺衆徒は赤松圓心の手について、十五日攝津に攻上り、廿三日に尼崎に戦ひ、伊豫の三島社文書に、廿七日より長門探題の兵伊豫に渡りて、土居得能等と根來城に合戦して三ヶ月に連なれり、かく山陽南海の戦熾廣がる時機を見て、帝を隱岐より偷み出し奉りしなり。されば其比は播西の道路梗塞したりしなるべし、花園帝三月九日付の宸翰に、先帝隱岐を脱し



て伯耆大山寺に據らせられ、國中の者多く馳參り、隱岐守護の追手と戦ふと風説ありとは、三月初めの事なるにや、將軍執權次第に、三月三日、自隱岐國早馬到來云、去閏二月廿五日、先帝御逐電とあるは、隱岐守護より鎌倉へ注進達せし日なり。太平記摩耶合戦の條に、先帝船上に著御なつて、隱岐判官打負し後、近國の武士共皆馳參る由、早馬頻並打て六波羅へ告たりければ、先攝津國摩耶城へ押寄て赤松を退治すべしとて、佐々木判官時信(六)常陸前司時知(四)等五千餘騎にて、閏二月五日京都を立て十一日摩耶城の南麓求塚八幡林より寄せたり、赤松敵を難所に帶き寄せ、鋒を揃へて打出たりければ、引返すとあるは、大山寺文書の十五日小平野兵庫島合戦にあたる。次に同廿八日、又一萬餘騎を差下さる、赤松は摩耶を出て、久々知酒部に陣を取て待かけ、三月十日六波羅勢已に瀬川に著す、尼崎より船を留めて上りける阿波の小笠原三千餘騎にて推寄せ、赤松父子六騎に打なされ、小屋野(昆島)の宿に馳入て遁れ、十一日三千餘騎にて瀬川に推寄せ、六波羅勢潰走すとあるは、大山寺文書の三月一日摩耶合戦に當り、集古文書に、小田時知等が十二日を期して赤松を攻めんとする事も見ゆれば、あながち空説には非ず。八日に六波羅は京都に關柵を構へ、三條より鴨川に沿ひて、北は中御門に至り、西は東洞院を限り、壕塹を掘りて不虞に備ふと道平公記に見え、十二日に至りて京都合戦あり、太平記も大綱は事實に付いて敷衍したるものなれば、月日を紊亂したること甚だし。

〔京都合戦〕 増鏡に「三月にもなりぬ、十日餘りの程、俄に世の中いみじうの、しる、何ぞと聞けば、播磨の國より赤松某(則)入道圓心とかやいふもの、先帝の勅に従ひて攻めくるなりとて都の中あはてまどふ、例の六波羅へ行幸なり、兩院も御幸とて上下立騒ぐ、馬車走ちがひ、武士とも打込言りたる様いと怖ろし、されど六波羅の軍強くて、其夜は彼者共引返しぬとて少し静まれる様なれど」とあり。太平記にこれを三月十二日合戦と題し、赤松勢は久我陌西の七條より押寄せ、桂川を隔て、戦ひを始め、洛中の激戦夜に至り、赤松僅の勢になりて山崎をさして引返すとあり、増鏡に略同じ。さて六波羅行幸は増鏡に「か様にいひたちぬれば猶心弛びなきにや、其儘院も、御門も、おはしませば、春宮も離れ給へるよろしからぬ事とて、廿六日六波羅へ行啓なる」とあり。先に笠置の變には、伏見より六波羅に幸して踐祚となり、聽て先帝を六波羅へ幽し奉りたるが南北朝の發端となり、今は一年半を経て、先帝船上に行在所を設け、新主兩院春宮は又六波羅に行幸あり、いよく天下の亂は南北朝を形成するに進みつゝあり。

## 第二十六節 菊池武時博多に戦死

菊池氏——筑豊合戦の初發——菊池九州探題を攻む——菊池博多に破れたる始末——博多より肥後に兵を向く——松浦黨の擧兵——菊池方降る——肥後の討手——肥前の討手



〔菊池氏〕 九州は源平兩黨及び北條黨の旗色尤も分明なり、原田氏は平家時代に少貳となり、菊池阿蘇等と共に安徳天皇を奉じ、源氏幕府は武藤氏を少貳となし、大友島津と九州を三分して、各守護の權勢を振ひしに、蒙古の變より北條氏の探題より權勢を移され、亦其志を得ざる久し、大塔宮の再舉に及んで、今年の春、原田阿蘇等に令旨を賜はりし時は菊池も同じく賜はりたるべし。菊池氏は肥後國の古き豪族にて、其祖隆直は壽永の難に殉へ、其孫能隆は承久の官軍に屬し、頻に領地を削られて勢を失へり、武時は能隆の玄孫にて宇土郡大慈寺の禪僧大智を師とし、依て京都諸山の僧に資縁し志を朝廷に通せしが（系圖）、先帝伯耆に幸すと聞いて、使を行在に遣はして宣旨を承けたり（朝中狀）。時に少貳大友の京師探偵も亦還り、官軍の盛なるを報じければ心に自安せず（鎮西志）、阿蘇大宮司惟時は職を子惟直に譲り、惟直は一族惠良惟澄と共に金剛山へ馳參らんと、備後國鞆津に至り大塔宮令旨を得て引還し（中狀）、竊に武時と共に事を舉げんと圖れり。

〔筑紫合戦の初發〕 博多日記（正慶亂）に正慶二年三月十一日、肥後國菊池二郎入道寂阿、博多に付畢、同十二日出仕之時、遲參之間、不可付著到之由、侍所司廣田新左衛門尉問答之間及三口論畢とあり、此時武時は既に事を舉ぐる用意ありと見えたり。次に同十三日寅時、博多中所々付火燒拂、寂阿は筑州（小）江州（大）ニ立使者申云、宣旨使ニ罷向候恐可有御向之由觸廻る筑後入道殿は豎槽にて此使二人が頭を切、十三日夕方、被進匠作方、江州は可打止之由被仰之間、彼使逐電

畢。さて菊池捧錦旗（松原口辻堂より御所）に押寄之處、辻堂の在家に火付たる間、不及押寄して、早良小路を下りにをめて、懸宣旨の御使也、人々參て可付著到之由のしりて、櫛田濱口に打出、錦旗一流、菊池旗並一門等旗、あまた捧てひかへたり。爰筑州祇候人鬻場兵庫允相向、尋申事子細之處、即兵庫允並若黨一人被打畢。次武藏四郎、武田八郎以下、燒失は菊池所行とて、相向息濱菊池宿之處、早く菊池打出たる間、息濱のすさきより廻て、櫛田濱口に菊池引へたる所に追懸たり、即及合戦、武田八郎は負手、竹井孫七、同舍弟孫八、並安富左近被討畢」とあり、是筑紫合戦の初發なり。菊池邸は息濱にあり、探題館は櫛田濱邊にありし様なれど、此兩地は福岡を相隔て、二里餘も離れたり、博多の海岸は遠淺によりて新地甚だ廣く、博多福岡の市街は大抵當時の海面なれど、櫛田社は小高き岡なれば、昔は其下に櫛田濱をなして、福岡あたりは生の濱の松原つきなりしならんとは此記事に依つて推考せらる。

〔菊池九州探題を攻む〕 太平記には「主上未船上に御座有し時、少貳入道妙惠、大友入道具簡、菊池入道寂阿、三人同心して御方に參べき由を申入ける間、則繪旨に錦の御旗を副てぞ下されける、其企彼等三人が心中に秘して未色に出さずといへ共、さすがに隠れ無りければ、此事頓に探題英時が方へ聞へければ、英時彼等が野心の實否を能々伺ひ見ん爲に、先菊池入道を博多へぞ呼ける、菊池此使に肝付て是は如何様彼隱謀露顯して我等を計ん爲にぞ呼給ふらん、さらんに於ては人に先を



せられては叶ふまじ、此方より遮て博多へ寄て靚面に勝負を決せんと思ければ、兼ての約諾に任せ少貳大友が方へ觸遣しける處に、大友は分明の返事に及ばず、少貳は約を變じて菊池が使八幡四郎宗安を討て、其頭を探題の方へぞ出したりける、菊池入道大に怒て、日本一の不當人共を憑て、此一大事を思立けるこそ越度なれ、よし／＼其人々の興せぬ軍はせられぬかとして、元弘三年三月十三日の卯刻に、僅に百五十騎にて探題の館へぞ押寄ける」とあり。大約は事實相合する様なれど、先帝の船上御座より僅か半月間に、少貳大友と申合せて九州より行在に使を立てたりとは信せられず、菊池が阿蘇と申合せて、肥後より博多に著きたるは十一日なり、探題が隱謀を氣付いて呼びたりとは非なり、菊池は十三日に事を擧げんと決心し、少貳大友が兼て不服の情を知れる故に、宣旨を以て二氏に同意を勧め、其日の早朝より宣旨の使と揚言し、錦旗を掲げて攻入りたり、初めは三人同心に陰謀をなし、俄に孤立となりたるには非ず、八幡宗安も誤りなることは後に明かにすべし。「菊池博多に破れたる始末」 博多日記其次に「さて御所に押寄及合戦、菊池入道、子息三郎(隆)二人は犬射馬場(今福岡城内に犬の馬場とて)にて被討。菊池舍弟二郎三郎入道覺勝(系圖に隆)以下、若黨等打入御所中、既に御壺に責入、致合戦之間敵七十餘人被打止一畢。菊池嫡子(重武)、二郎(敏武)並阿蘇大宮司は落畢。匠作(探)御方も或討死、或數輩負手畢」とあり。また凡今度合戦に不思議事あり、炎御所に懸り、既にあぶなく見えける所に、御所中に光物出來、煙中に白鳩二飛來と見えける程に、

本の風は西風にてありけるが、俄にこち風に吹なをりて御所不燒爰菊池旗さし、錦旗をうちすて顛畢、菊池も旗指を失て仰天す。其上自三櫛田濱口、打入櫛田宮、此は御所かと云て、二三反宮を打廻、即人二人打ころす、さて御所には大手は寄たるかと、人を以てみせければ、使走り返て、さる事も候はずと申ければ、腹を立て御所に押寄けり、神罰を蒙かと披露あり」とあり。探題館は櫛田社に引續きたる濱手に在るに因て、菊池は西風に火を縦ちたるに、俄に東風に變じ風下となり敗れたるにより、神罰を蒙るとの迷信的浮説をなしたりしなり。太平記は此浮説を聞食りて構造したりと覺えて「菊池入道櫛田の宮の前を打過ける時、乗打したりけるをや御尤ありけん(社前を騎馬にて乗、過るは無法なり)、乗たる馬直みて一足も進得ず、入道腹を立て、如何成神にてもおはせよ、寂阿が戰場へ向はんする道にて、乗打を尤め給べき様やある、其義ならば矢一つ進せん受けて御覽せよとて、上差の鎧を抜き出し、神殿の扉を二矢まで射たりける、矢を放つと均しく馬のすくみなをりければ、さぞとよとあざ笑て則ち打通りける、其後社壇を見れば、二丈斗なる大蛇菊池が鎧に中て死したりける」とは、寂阿を誣ふるも亦甚だし、神社の境内にて、誤りて二人を殺したるさへ神罰といふ程なるに、神殿に向ひて矢を射るとは、是こそ日本一の亂暴者なり、かゝる神祇を無にする舉動なき事は斷言するに躊躇せず。

博多日記其次に、即菊池入道、子息三郎、寂阿舍弟覺勝頭、以下若黨等頭、被懸三犬射馬場、寂阿、三郎、



覺勝三人が頸は始四五日は不被懸、後々被懸之、寂阿、并子息三郎、覺勝は、別に被懸之、夜は取  
て被置御所、十ヶ日計あつて、以釘打三付札、銘に云、謀叛人等、頸事、菊池二郎入道寂阿、子息三郎、  
寂阿舍弟、二郎三郎入道覺勝云云。菊池方、手負人等落行之處、國々より博多に馳上る勢共、行向打取  
之、頸を取進之間、犬射馬場に三重に被懸之、五所に木を結わたして被懸其後、連々自所々取進  
落人頸二百餘也。絲田殿、即御所、御入參州殿、十三日御登ある處、筑後國横隈にて菊池孫子兒童并若黨  
十人計行合奉る間、即被討畢、頸は御持參あり」と、是菊池が博多に敗れたる始末なり。

〔博多より肥後に兵を向く〕 其次は、同日(十四)肥後國菊池城に被向討手、同十五日規矩殿御  
入、同十六日寅時、規矩殿、并肥後國地頭御家人を相具、肥後に御發向あり、阿蘇大宮司、菊池に一具  
由、虜の白狀ある間、阿蘇に御向注文在別紙(此別紙はなし)筑州、江州、以下大名、并御家人等、御所  
に參籠らる、筑州は前、執事周防五郎入道跡に取陣、江州は東門に被取陣、其外大名地頭御家人等、  
四方に取陣被宿とありて、此騒動より博多の警備を嚴にし、肥後に兵を向けたり、是を九州動  
亂の始めとす。菊池武朝申狀に、元弘三年者、曾祖父武時入道寂阿、忝奉勅語、同三月十三日、打  
入凶徒、將卒、英時之陣、父子一族以下無所殘令討死畢、然者元弘一統之頃、義貞、正成、長年、令出  
仕之日、如正成言上者、元弘、忠烈者勞功之輩、雖惟多、何存身命者也、獨依勅誼、墜一命者、武時  
入道也、忠厚尤爲第一、歎云云、北條達叡聽之由、世以無其隱者也、とは此事實に當る。

〔松浦黨の舉兵〕 是を動機として、博多日記に同十六日長門より早馬到來して、閏二月十一日伊豫

の合戦を報じ(既(前)に第廿四節に出)十七日自肥前國彼杵早馬到來、去十四日、江串三郎入道起謀叛、彌次刑部房  
明慶、并甥圓林房、并了本房等を相具して、先帝の一宮(親王)御座あり、人々可參由申之、著到  
を付云云、著到奉行は圓林房也、自去去年冬比、彼宮をば了本が千綿のハラの木庭に隱置奉ると云云、十  
四日江串甥砥上四郎が、本庄の八幡宮の錦の戸帳を申をろして旗に差上げて、本庄、今富、大村を  
馳廻、宮の御方に可參之由觸廻云云、江串入道は遠江守子息三郎は式部大夫に任云云。十七日即被  
向討手、佐志二郎、值賀二郎、波多源太、多久太郎、高木伯耆太郎云云。同十八日平戸峯源藤五不  
參博多之間被召之處去々年預置大山寺々務律僧覺應を相具して、閏二月十七日京上云々の事(第廿四節に出)  
ありて、肥前國の兵も起りたり。是まで、大塔宮の令旨を傳へて西國の兵を動かしたる事は世に隱  
れなければ、一宮の兵を催し給ひし事を傳ひたるものなし、千綿山は大村の北にあり、藤津郡に連  
り、本莊山と唱ふ、彼杵庄の豪族こゝに一宮を隱し、松浦黨と與同して旗を擧げたり、松浦黨は東  
西兩派に分れ、峯は西松浦なり、佐志、值賀、波多、多久は東松浦なり、高木氏は佐嘉小城を跨有す  
る大族にして、少貳大友と共に大監となりたる家なれば東松浦と共に猶探題に附きたり。

〔菊池方降る〕 次に菊池加江入道三十五騎宰府に隱居たるが降人に江州方に參る、即ち被召進  
之間、人々に被預之。十九日筑後國赤日彌二郎於博多、可被召置之由、聞之、遂電之間、仰子



筑州方被<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>打手<sub>一</sub>、逐電之由申之云云。二十日清水又太郎入道父子三人、并若黨二人被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>捕之<sub>一</sub>、菊池、落人籠置<sub>二</sub>云云、若黨雖<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>拷訊<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>白狀<sub>一</sub>、即被<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>筑州方<sub>一</sub>畢。同日日田肥前權守入道五百騎にて博多に參到、探題の御見參に可<sub>レ</sub>入之由雖<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之無<sub>二</sub>御對面<sub>一</sub>、江州同前、同夕方有<sub>二</sub>御對面<sub>一</sub>(廿三)。同日院宣所持<sub>レ</sub>仁、八幡彌四郎宗安と云物被<sub>レ</sub>切<sub>レ</sub>頭、即懸畢、銘云先帝院宣所持人八幡彌四郎宗安、頭云云、此は去廿日御所陣内にして院宣を大友殿に奉<sub>レ</sub>付之間、即召<sub>二</sub>捕之<sub>一</sub>云云、院宣六通帶<sub>二</sub>持之<sub>一</sub>、大友筑州 菊池 平戸 日田 三窪以上六通云云、とあり。清水は筑後の山門郡より肥後の南關に向へる清水山の地頭なるべし、此は上古の耶馬臺に當れる形勝の地にて山壑深く菊池日田に連なり、黒木星野の族が其山西に居て南朝に應じたりし端として見るべし。八幡宗安が院宣の使として博多に到りたるは菊池が敗後なれども、太平記は事の初めに誤れり。

〔肥後に討手〕 さて肥後の討手は、廿七日、自<sub>二</sub>規矩殿<sub>一</sub>早馬到來頭一持來、去廿五日、大宮司館に被<sub>レ</sub>寄候雖<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>火終以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>燒、鷹<sub>二</sub>として守護之間成<sub>レ</sub>恐退畢、さて召<sub>二</sub>取案内者<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>寄之處大宮司領阿蘇内在家等燒拂、鞍岡山に引籠、其道間にす、しこへ はねきやう まめあし此等難所也、日向道より搦手の案内者を被<sub>レ</sub>申之間、日向國柴原桑内二人に仰て進<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、同日彼人等下向云云、城内勢兵五十餘人以上の勢五百人計也、其外隠れ村を大宮司知行之間、其所に引退なば不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>打之由被<sub>レ</sub>露之。廿九日自<sub>二</sub>肥後<sub>一</sub>早馬到來、阿蘇大宮司、并菊池二郎、鞍岡城を落畢、生捕并頭等在<sub>レ</sub>之由告申

さるとあり。是阿蘇惟澄申狀に、最初元弘三年、惟直(大宮)相共令<sub>二</sub>參<sub>一</sub>上金剛山之處、依<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>賜令旨<sub>一</sub>自<sub>二</sub>備後<sub>一</sub>令<sub>二</sub>下國<sub>一</sub>、阿蘇郡鞍岡山合戰、自<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>疵以來關東先代事者不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>とある鞍岡合戰にして、共に籠城したる二郎は武敏なるべし、長子武重は菊池に籠城せしにや傳ふる所なし。

〔肥前の討手〕 肥前の討手は、同日(廿四)彌次刑部房并子息又五郎、六郎、七郎が頭到來、嫡子安藝房と、并舍弟二人生取して進<sub>レ</sub>之、去廿日、刑部房逐電して大村山に追上之處、大村永岡三郎入道追<sub>二</sub>懸之<sub>一</sub>討留云云。廿五日、刑部房、并子息等頭被<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>之、殘子息二人は幼稚之間被<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>之安藝房は後十日計にて逐電畢。廿六日、薩摩國大隅式部小三郎、野邊八郎、澁谷太郎左衛門尉等仰、松浦黨以下廿六日曉可<sub>レ</sub>打之由、被<sub>レ</sub>仰之處、逐電之間不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力とあり。彼杵の江串等も險を阻て、落ちず、薩隅の武士は猶在番したれども、三月中に兵燄、漸く九州に蔓延するの勢となれり。

## 第二十七節 長門探題は伊豫に挫折し

### 長防石蜂起せり

長門探題伊豫に向ふ——北國十ヶ國の兵長門に向ふ——京都以西道路梗塞——長門の情況——九州の情況——京都の情況——六條忠顯の東上——忠顯の受けたる軍令——帝王社寺は局外中立たり——京都河内の戰體なり

〔長門探題伊豫に向ふ〕 先帝の伯耆還幸は長門探題の管内に波動を打寄すべき地理なり、伊豫に



は土居得能早く起り、三月十一日に根來城の合戦あり、博多日記に「正慶二年三月十一日、伊豫國水居津に付て同日申時にやかて寄て、同十二日平井城に被<sub>レ</sub>打人々、長門國ノ分、たすきの三郎父子(若黨以上)、山中七郎兄弟(同上)、佐々木八郎入道(同上)、同馬場入道(同上)、同又九郎(同上)、厚東彦太郎入道(同上)、岡崎父子(同上)、原(同上)、葎田孫四郎入道(同上)、兼富又九郎(同上)、豊田手人々(同上)、光富日野又太郎(同上)、岡部小六、同孫六(同上)、周防國ノ分、深野彌太郎入道懸出て、晝の戦に打死(以上)、柳井父子(以上)、右田父子(以上)、中野兄弟(以上)、周防長門地頭御家人打死を注すといへども、此外は名字を不<sub>レ</sub>知之間不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>注」とあり、同日の合戦なれば平井は即ち根來なるべし。次に「廿三日、自<sub>レ</sub>長門<sub>レ</sub>早馬到來、自<sub>レ</sub>與州<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>使者云、馬物具に事關處に給候事悦入候、但來廿二日必可<sub>レ</sub>參と申間、鎮西に一々可<sub>レ</sub>成由被<sub>レ</sub>仰云云、其後自<sub>レ</sub>與州<sub>レ</sub>落留下部數輩、送<sub>レ</sub>長門<sub>レ</sub>畢、自<sub>レ</sub>餘殘も又可<sub>レ</sub>送遣由申之、田すきの入道いまだ與州にあり云云」とあり、博多の變起りし比は長門探題は四國に渡りて合戦の最中なりき。

〔北國十ヶ國の兵長門に向ふ〕 次に「廿四日如<sub>レ</sub>風聞者北國より高津道性を大將として十ヶ國兵を相具長門と石見と堺、三隅といふ所まで責下云云、廿五日、長門より上州御臺以下御内人々女房、付<sub>レ</sub>宮崎津<sub>レ</sub>畢、廿九日自<sub>レ</sub>長門<sub>レ</sub>早馬到來、石見國より吉見殿を大將にて、三千餘騎にて向間、大峰と云所に豊田厚東以下勢を被<sub>レ</sub>向、廿九日卯刻に矢合申告來」とあり。北國の十ヶ國は山陰道及び越前

若狹までを含むか、若くは藝備作を含むか、いづれ伯耆を中心としたる十國にて、高津道性は行在より差越されたる石見人なり、吉見氏は源範頼の裔にて、能登に居り世々三河守を稱す、弘安より頼行石見吉賀郡に居り、其三男を上瀬三河守頼見といふ、是は其子の代に當る、高津これを大將に推して長門の厚東を誘ひたるにて、源氏再興の人心に投合したるを看破せんことを要す。

〔京都以西道路梗塞〕 菊池が、三月初めに使を伯耆に遣はして、繪旨を承け、十三日に事を擧ぐる間には、京都より行在へ公卿の馳せ参りたる人あらん、伯耆卷に三月十三日、勳功の輩に除日被<sub>レ</sub>行少將殿は頭中將に成給ふ、京都へ御發向あるべき評定あり、藏人補任に月日關(公卿補任に八月五日とは誤り)、出雲の千家に十四日付、頭中將奉の勅を藏すれば、前日に補したりしなり。是時赤松は攝津に進み、大塔宮の令旨を東國へも傳へらる、白河結城文書に、伊豆、在應高時法師等、誇<sub>レ</sub>過分之榮耀、頻奉<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>輕朝威<sub>レ</sub>之條、下尅上之至、奇怪□□、仍所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>征伐也、早相<sub>レ</sub>催一門以下之群勢、速可<sub>レ</sub>追討彼凶徒等、於<sub>レ</sub>勳賞者、宜依<sub>レ</sub>請者、依<sub>レ</sub>大塔宮令旨、執達如件、三月十五日、左少將隆貞奉<sub>レ</sub>結城上野入道(宗廣)とあるを見れば、東國も動搖し初めたるべし。時に京都以西は道路梗塞して、早馬も十餘日を経て博多に達し、博多日記に廿二日、自<sub>レ</sub>鎮西<sub>レ</sub>關東に上る早馬雜色の五郎三郎下著、金剛山は未だ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>破、赤松入道可<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>入京之由披露云々、四月四日、雜色宗九郎自<sub>レ</sub>關東<sub>レ</sub>打返、金剛山をば近日可<sub>レ</sub>打落、赤松入道京都七條まで打入を、自<sub>レ</sub>六波羅<sub>レ</sub>追返、大勢被<sub>レ</sub>打て逐電了云云、六日、京都より下向人申云、



去三月十二日赤松入道京都七條まで打入といへども被追返畢、帝は六波羅の北殿に御入云云、赤松は本の布引の城に籠る云云、其後八幡に陣を取云云、とあるに據れば、赤松は十二日の戦に摩耶城に引きて更に軍勢を募り、再び八幡に陣したるは月末なりしなるべし、保曆間記に、先帝、禪林寺宰相中將源忠顯卿後號千種中將播磨國に赤松入道と申者方へ遣て憑せ給ふ程に、都へ寄る事十三度、毎度打負て(六波羅)不叶程に」とあり、播磨國は津國摩耶なるべし、京合戦十三度は猶考ふべし。

〔長門の情況〕 四月初め長門及び九州の情況は、博多日記に(三)、三十日、三河守殿、乙隈殿字關(國)に御向のために宮崎まで御出、四月二日、長門に御立、四月一日彈正次郎兵衛尉、去月廿八日長門に越之處、今日歸參畢、長門の大峯に合戦及度々云云、同日自門司關三河殿に告申云長門國厚東、由利(大峯)伊佐人々、與三力高津道性去一日辰時、押寄長門殿御館畢、塀をほり切り、かいたてをかきたる間、無左右不打入、寄手射しらまされて引退、道性子息、厚東子息、痛手を負畢、敵重寄、時の聲をあぐる間見之告申云云、同二日、參州大隅國御家人、日田肥前權守入道、宗像大宮司、并豊前國宇佐樂城上津毛下津毛の四郡人々を被向畢、四日、長門國には敵百餘人打取之畢、自餘は逐電畢、昨日三日までは無別事云云、同日自長門早馬到來、敵雖押寄、射しらまされ引退、敵百餘人打止之、切頭被懸畢、城内は手負十三人、死人二人由申之云云、六日、如風聞者、

長門國厚東 秋吉 岩永 由利 伊あい(伊佐) あまつや河越 あさ 皆參先帝御方云云、七日、三河殿自門司御返、長門には敵厚東を始として、今月一日、押寄て至于五百、毎日合戦、矢戦計にて無太刀打、敵大勢被射之處、自鎮西三河殿御向之由聞之、厚東が宿所に引籠、聞之日田入道等相向厚東城、即厚東又逐電云云、とあり、以下の日記は殘關して存せず。

〔九州の情況〕 肥後には、四日、規矩殿自肥後御返、鞍岡山にて所取頭三十二、生取二人持參、此外比丘尼一人生取肥後に被預置、此は大宮司若黨の妹也、規矩殿をねらいまらせんとする間召捕云云とあり、規矩殿は前探題金澤實政の子政顯、鎮西奉行となり、其二男掃部助高政、豊前國規矩郡を領し本氏を名乗る。同日、備後縣には自四國打渡之處、被追返畢、平戸峰源藤五、四國の勢に對面しける由見之云云、菊池若黨宮崎太郎兵衛入道、竊にて自害、所持文書は燒失畢云云、其下人を生取して參るとあり、自四國打渡は伊豫の土居得能勢なるべし、平戸峯、菊池、皆宮方にて竊を津港となすは、此處の地頭早く大塔宮令旨に應じたるを以て、伊豫より其應援に渡海し、守護勢より敗られたるなり。

〔京都の情況〕 備京、都は太平記に「大塔宮より牒使を立られて山門の衆徒を語はれけるに依て、三月二十六日一山會議し、來る(三)廿八日六波羅へ寄べしと定め、八幡山崎の御方にも牒合せず、其日の卯刻に法勝寺に勢揃す、六波羅勢三方より押寄せ先陣破れければ、後陣は道より山門へ引返

南北朝時代史 第二編 南北朝の發端 第四章 南朝の發 第廿七節 長門探題は伊豫 二五一



す、増鏡に先帝伯耆行在の最初に宣旨の使比叡の山へも上さると見ゆればかゝる戦もありつらん、赤松が八幡に陣したるは廿八日以前なれば、山崎の軍は六條忠顯なるにや確かならず。次に、八幡山崎の官軍は四月二日の卯刻に又京へ押寄たり、一方には殿法印良忠、中院定平を大將として、鳥羽竹田より、一方には赤松圓心(是に據れば八幡は良忠定平、山崎は赤松なり)を始めとして、河島、桂の里に火を懸て、西の七條よりぞ寄たりける、六波羅は河野陶山を法勝寺大路に差向け、富樫、林が一族、島津、小早川が兩を勢、八條東寺に差向らる、終日戦て已に夕陽に及びける時、河野陶山一手に成て懸りたりけるに、木幡の寄手足をためず宇治路をさして引退く、小早川、島津は西條を上りに西朱雀に出で、赤松勢氣力勞れ果て、八幡へ又引返すとあり。日御前文書に出雲人三崎(三郎次郎)政高二日の竹田より鳥羽新道の戦に創を蒙ること見ゆ、中院定平は考ふる所なし、陶山は二月廿二日楠木城に寄たる須山なるべし、河野は豫章記にも通治とすれど、太平記を引きたる様なれば疑はし、島津、小早川は薩長の書類に少しも考ふる所なし、太平記の人名は妄誕多ければ信じ難し。

〔六條忠顯の東上〕 次の千種殿京合戦の條に、「六條の少將忠顯朝臣を頭中將になし、山陽山陰兩道の兵の大將として京都へ指向らる、其勢伯耆國を立し迄僅に千餘騎と聞へしが、因幡、伯耆、出雲、美作、但馬、丹後、丹波、若狭の勢共馳加て程なく廿萬七千餘騎に成にけり。又第六の若宮は元弘の亂の初武家に囚はれさせ給ひ、但馬國へ流されさせ給ひたりしを、其國の守護太田三郎左衛

門尉取立奉て、近國の勢を相催し、則丹後の篠村へ參會す、大將頭中將斜ならず悦て、則錦の御旗を立て、此宮を上將軍と仰ぎ奉て、軍勢催促の令旨を成し下されけり、四月二日、宮篠村を御立有て西山の峰の堂を御陣に召れ」とあり。此は高津道性の事と相参照し見るべし、忠顯の東上は播磨路を經たらん、第六若宮は靜尊法親王に當る四日峯堂に陣を進められし事は山城人開田實廣言上書に見え、侍從坊門雅忠率ゐたり。太田氏は文治年中源行家を斬りたる僧昌明、但馬太田莊を領して氏となし、承久の亂に雅成親王を預かりし但馬守護の家なれば、其例を按じて第六宮を預けられたるなり。宮は八日に八幡に陣を移し赤井河原竹田河原の戦利なくして引揚げたること、開田、和田、日御前文書等に散見すれば、太平記も全く架空にはあらず。

〔忠顯の受けたる軍令〕 頭中將六條忠顯が伯耆より出陣するに臨みて、受けたる軍令と覺えて、光明寺殘篇に事書繪旨案と傍書し、

官軍可ニ存知一條々

一 高時法師黨類、僧上無禮之間、爲正被暴逆、所被舉義兵也。仙洞以下、縱雖有與同被凶黨之義不可混朝敵之族、每事不可違三年來儀之上者、官軍等於仙洞邊、不可致狼藉若誤而有無禮事者、可處重科。

一 長講堂領以下、本所、各別庄園等、不可致濫妨。



一 執柄以下、一流家々、縱雖有<sub>レ</sub>不忠事、不可<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>其跡、家領庄園等不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其妨事。

條々

一 先陣之輩、後陣、不<sub>レ</sub>助成<sub>レ</sub>之間、徒失<sub>レ</sub>令之族多<sub>レ</sub>之云云、向後乍<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>先進之軍士、不<sub>レ</sub>合力<sub>レ</sub>者可<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>簡度之勳功<sub>レ</sub>矣。

一 諸將等以<sub>レ</sub>同心同德之義、可<sub>レ</sub>成掌<sub>レ</sub>之處、不<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>之間、於<sub>レ</sub>事不<sub>レ</sub>落居<sub>レ</sub>、太<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>然、縱雖<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>私遺恨、合戰之間、慥<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>執情、各無<sub>レ</sub>私可<sub>レ</sub>同心<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>各々告文、有<sub>レ</sub>所存<sub>レ</sub>者、天下靜謐之後可<sub>レ</sub>申也。

一 兵糧米事、不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>内外親疎、若及<sub>レ</sub>饑渴者、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>一同之義、無<sub>レ</sub>偏可<sub>レ</sub>施之間、忿可<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>忠節<sub>レ</sub>矣。

以下闕脱  
者方々必加<sub>レ</sub>評議、同時可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其沙汰<sub>レ</sub>事。

一 凶徒之中、有<sub>レ</sub>召捕<sub>レ</sub>之輩者不<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>誅戮、但於<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>子細<sub>レ</sub>之族上者、可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>進交名<sub>レ</sub>事。

一 路次狼藉事、特可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>沙汰、於<sub>レ</sub>侍者懸<sub>レ</sub>主人、嚴重致<sub>レ</sub>沙汰、至<sub>レ</sub>凡下輩、不<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>誅事。

一 手負并死人、能々加<sub>レ</sub>實檢、可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>進交名、依<sub>レ</sub>忠功之淺深、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恩賞沙汰<sub>レ</sub>事。

一 雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>三片時、於<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>陣之所々、可<sub>レ</sub>構<sub>レ</sub>隨分之要所、凶徒縱<sub>レ</sub>寄來、無<sub>レ</sub>怖畏<sub>レ</sub>之様、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>事。

一 兵糧米檢斷事、方々大將、并可<sub>レ</sub>然之輩、時加<sub>レ</sub>評議、以<sub>レ</sub>撫民之儀、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>其沙汰<sub>レ</sub>由事。

元弘三年四月日

入洛、釐可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>存知<sub>レ</sub>條々

一 誅<sub>レ</sub>伐仲時益以下輩、奉<sub>レ</sub>捕<sub>レ</sub>禁裏仙洞、奉<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>本御所、可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>護<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>也、於<sub>レ</sub>供奉之卿相雲客<sub>レ</sub>者、悉注<sub>レ</sub>進交名、可<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>奏聞、被<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>尋子細<sub>レ</sub>之後、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>罪名<sub>レ</sub>矣。

一 於<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>下名字<sub>レ</sub>之人人<sub>レ</sub>者、警<sub>レ</sub>固在所、可<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>臨幸<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之矣。

一 御入洛之時、軍勢等供奉、關白可<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>會八幡宮<sub>レ</sub>矣。

一 梨本、青蓮院兩門跡、竹園、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>捕<sub>レ</sub>之、於<sub>レ</sub>彼門跡方事<sub>レ</sub>者、諸事可<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>大塔二品親王御下知<sub>レ</sub>、

違

勅之北嶺法師等者、任<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>之交名、不<sub>レ</sub>廻<sub>レ</sub>時尅<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>矣。

一 忽差<sub>レ</sub>遣軍勢於金剛山、追<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>發向之輩、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>正成<sub>レ</sub>矣。

一 於<sub>レ</sub>洛中<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>狼藉<sub>レ</sub>之輩<sub>レ</sub>者、嚴密<sub>レ</sub>尋搜<sub>レ</sub>、犯<sub>レ</sub>過之凶賊擬<sub>レ</sub>達。

條目の要領を總ぶれば、北條の黨類を逮治し甲、皇室を擁護し乙、楠木城を救ふ丙、の三件に歸す。

〔帝王社寺は局外中立たり〕 抑兩統の位を争はせられ南北朝を分つに至ると雖も、至尊相互の親愛は渝はらせらるゝことなく、公卿も黨派の旗幟を明かにして互に相反目したるに非ざるなり。戦局は只北條氏を誅するの叡慮より開け、皇室及び社寺の神聖は公家僧侶まで戦局の外に超然たること、譬へば今の局外中立の如し、至尊を奉ずる公卿は神佛を奉ずる社寺と同じ、社寺の國家に祈禱



をなすに博愛なるが如く、天皇の國家に於けるも亦博愛なり、是を神聖といふ、人智の臆測を容れず。故に北嶺南都高野熊野の先帝に御味方すといふは、佛法の一方に偏傾せるにはあらず、衆徒個人の向背なりき、譬へば宗像阿蘇大宮司の向背は社領地頭の偏傾にして、宗像阿蘇の神は局外に超然たりしと同じ。神社佛寺と宮司僧徒との差別を判するは今の交戦に於ける中立條規を論するが如く明白たり難き事は頗る多かりしかども、大體に於て神佛と帝王とを交戦の渦中に投ずべからずとなしたるは、當時の思想なりき、上記、軍令の條目にて此差別を講究せんことを要す。

〔京都河内の戰酣なり〕 四月の初め忠顯は八幡を本陣となし、赤松等の軍は鳥羽山崎より進み、但馬の軍は峯堂より進み、京都に毎度合戦ありし事は確かなり。博多日記の尾、殘闕の處に、十三日赤松入道壹岐前司の十餘字を存し、開田文書に十三日坊門雅忠の手西岡に城廓を構へて大江山路を塞く、和田文書に和田助家但馬宮の催促に病と稱し、子助康を竹田河原の軍に赴かしめ、一族助秀は關東の催促に従うて河内に赴き十四日楠木城に戦ふなど、あれば、京都河内の戦方に酣なり。かゝる勢となりたれば、京畿の地頭は雙方の徵發に進退し難かりし情景を推想すべし、亦大族は黨派分れて去就に迷へり、宇都宮氏の如きは紀清兩黨の統一を失ひ、南北朝に分れて相争ふの端は既に此時より生じ、天王寺にて楠木正成と相持したるを是まで公綱となし、首鼠兩端と言做したれど、實は確ならず、後に千劍破城より引揚げたるは宇都宮肥後守通綱なり、公綱兄弟は後まで南朝方なり。

り。太平記の宇都宮等が楠正成の防禦に困みたる記事は、信するに足らねど、四月に彼千劍破城を攻落さんと頻りに薄戦したりし事は、和田文書に、京軍城の壕外の柵に迫り、城中より劇しく拒み、二十日より城兵は在々所々に連日合戦し、寄手は地に穴を掘り、或は北の山にて土兵を打退け、後の山を破りて三日三夜攻つゞけ、正門の櫓を崩すとあれど、猶落ちざりき。京都の戦は、開田言上書に二十一日坊門雅忠の手にて大原野(愛宕郡ならん)の城廓を打落すこと見ゆ、坊門は源藤兩氏并にあり、雅忠は源氏なるか、其後は足利氏の手に合したるにや詳かならず。金剛山は三ヶ月に及ぶも落ちず八幡山崎西山の陣は動かさず、諸國彌蜂起して、東軍には逃るゝもの多く、其勢は日を追つて衰へ、關東よりの軍勢を待居たりけり。

## 第二十八節 足利高氏上洛し伯耆に應ず

足利氏は一門中最優勢——足利氏の家系——足利氏の宿志——高氏繪旨を賜はる——高氏の着京——高氏丹波篠村八幡宮願書——再度の繪旨

〔足利氏は一門中最も優勢〕 北條氏が源家の繼嗣絶えたるに乗じて幕府を乗取りて一門威福を擅にしたるは源氏譜第の守護地頭が憤れる所にして、大塔宮の再舉より今年の閏月比に至り、赤松河野が山陽南海に起りしを端として、鹽治は隱岐に心を通じ、聽て小貳大友等も秘密に運動をなした



る痕跡は追々發見せられたり。かゝる大名は門地名望も高く、一族も強盛にして、勢力の大なると共に舉動も亦慎重なれど、機に應じて源氏幕府に復するは固より本意なり、伯耆より密に宣旨使を差遣せられ、猶時勢を觀望しつゝあるは、長門守護厚東が吉見氏を推して遽に探題に背きたるにて源氏再興の潛勢力を察するに足る。故に北條氏は足利氏と媾親深ければ、笠置の變に其門望を藉りて源氏の譜第を統御せしに、今は京都の軍氣ますく振はざるに因て、更に其力を頼みて諸大名の反側を鎮めんと圖りけり。梅松論に「かく申ける所に播磨の國の赤松入道圓心以下、畿内近國の軍勢殘らず、君に參じける事、是偏に只事にあらず、遂に遷幸を待請奉て、元弘三年三月十二日、二手にて鳥羽竹田より洛中に攻入所に、六波羅の勢馳向て合戦をいたし追返す(第廿五節を參考)、依之京都よりの早馬關東へ馳下る間、當將軍尊氏重て討手として御上洛あり、御上洛は同四月下旬なり。元弘元年にも笠置城退治の一方の大將として御發向有し也、今度は(其度の意を參考)當將軍の父淨妙寺殿御逝去一兩月の中も未御佛事の御沙汰にも及ばず、御悲涙に堪兼させ給ふ折節に、大將として都に御進發あるべき由と高時禪門中間、此上は御異議に及ばず御上洛あり、凡大將たる其仁體默止がたしといへども、關東今度の沙汰不可然、依之深き御恨とぞ聞えし」と(第十七節を參考)。鎌倉源氏の正統絶えて一門の中に足利一族は最も強盛なれば、自然に諸大名の名望を集中せり、増鏡に「東を立し時も後ろめたく二心あるまじき山、おろかならず誓言文を書きてけれども(神皇正統記にも「疑を遣れんとにや」の誓言文を書置てぞ發進しける」とあり)。

底の心や如何あらんとかく聞ゆるすじもありけり」とあり。

〔足利氏の家系〕 足利の家系は神皇正統記に「源高氏と聞えしは昔の義家朝臣が二男義國といひしが後胤なり、彼義國が孫(曾孫)なりし義氏は平の義時(時)朝臣が外孫なり、義時が世となりて、源氏の號ある勇士には心をおきければにや、押居(押し)たる様なりしに、是は外孫なれば取立て、領する所なども數多計ひおき、代々になるまで隔て無てのみありき」とあるにて大略を知り得べし。下野の足利は佐藤一族の苗字地なれど、義家の時に足利莊を横領して義國に與へしに、義國は荒加賀といはれし鹿暴人にて、鳥羽法皇の末に勅勘を蒙り、足利別業に籠居して死し、是より足利は其子孫の由緒地となれり。義國の長男義重は上野の新田に居り、二男義康足利別業を相續して、保元に卒し、其子を義兼といふ、源頼朝の兵を起すとき、義重は源家の宿老にて命に従はざりしに因て、鎌倉家に不快なれど、義兼の母は頼朝の母と姉妹にて、亦頼朝と同じく北條時政の婿となり、子義氏、孫泰氏、三代北條と婚し、其姻戚により一族繁盛し、諸國に領地廣く、三河に最も多くありて殆ど根本の地の如くなれり。泰氏の時宗尊親王に従ひて鎌倉に下りし京都甘露寺の一族修理大夫重房、重房は、丹波國上杉莊を領し、其女を泰氏の子頼氏に妻はせ家時を生めり、舅の上杉頼重は文武の才ある人にて、亦其女の清子を家時の子貞氏に妻はせて高氏高國を生めり、高氏は當年廿九歳、高國は廿七歳、並に文武の道に兼達し器量ありければ、時の望みを集めたりけり。今川了俊の難太平記に



「泰氏を平石殿と申き、其御子に頼氏治部大輔殿と申、その御子に家時伊勢守と號、其御子に貞氏讚岐入道殿と申、其御子にて大御所(尊)錦小路殿(直)はたられ給ふ也。頼氏は平石殿の三郎に當らせ給ひしかども、御當家を續せ給ひき、尾張(新)の人々、澁川などは兄なりしかども、皆庶子になりき、細川、高山などは義包の御子より分れたるにや。我等が先祖事は、義氏の御子に長氏上總介より吉良とは申也、其子に滿氏の弟に國氏と云しより今川とは申也、貞義上總入道法名省親と我等が祖父の基氏とは、從父兄弟也、吉良滿義右兵衛督と故入道殿心省は三從兄弟也、關口入野木田など、云人は、國氏の子供にて、基氏の御妹あまたおはし、其子共を今川の石川共云名兒耶とも云也、一色少輔太郎入道の父は山伏にて有しを基氏姉婿に取し云云、是にて足利一族の概略を知り得べし。

〔足利氏の宿志〕 足利氏はかゝる門葉なれば、姻親深きにもせよ、北條氏の下に屈從を甘んずべきにあらず、源家を興復するの志は固より久し。同書に「義家の御置文に云、我七代の孫に吾生かはりて天下を取べしと仰せられしは家時の御代に當り、猶も時不來事を知食ければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつめて三代の中にて天下を取しめ給へとて、御腹を切給ひし也、其時の御自筆の御置文に子細は見えし也、正しく兩御所の御前にて故殿も我等なども拜見申たりしなり、今天下を取事唯此發願なりけりと、兩御所も仰有し也」と有りて其宿志は久し、次に「元弘に御上洛(三年四)の時不思議の事ありける、三河國八橋に御著の時、御前に無人數の夕に、白き衣かつぎた

る女一人參て云(中略)如夢失にけり、それよりしてひしと御無叛の事思食定めて、爲上杉兵庫入道御使、先吉良上總禪門(真)に被仰合一しに、御返事に云、今まで遅くこそ存ずれ尤可目出(カ)云云、其後人々にも其談合有けり。此事は關東御立の時より内々上杉兵庫入道は申勸けるにや家時貞氏此兩御所の御遺意を大方殿(母をいふ)の上杉計に仰聞せられけるとかや、是によりて殊更其人骨を折て、河原合戰(後の延元元年正月の戰)に討死しけるとかや、今の上杉中務入道の祖父なり」と。上杉兵庫は頼重の子兵庫頭憲房にて、高氏の母清子(大方殿)と兄弟なり、足利氏は諸大夫(政務の家)の上杉家と婚して、京都の文學智識を吸入し、高氏の事を擧ぐる帷幕の密謀は舅上杉憲房に出で、三河に至りて親族の間に發露したり、上總禪門は吉良滿氏の子貞義にて一族の宿老なりき。

〔高氏繪旨を賜はる〕 其後の事なるべし、梅松論に「抑將軍は關東誅伐の事累代御心の底に挾まる、上、細川阿波守和氏、上杉伊豆守重能、兼て潛に繪旨を賜て今上洛の時近江國鏡の驛に於て披露申され」とあれば、著京前に伯耆の繪旨は既に領掌せり。細川は前に義包の御子より分るにやとあり、系圖には義康一男仁木細川之祖義清、其子廣澤判官義實が一男を仁木實國といひ、二男を細川義季といひ、三男を戸崎義宗といふ、和氏は義季の曾孫に當る、近親には非ざれど、上杉憲房が一門の中より選抜して大事の秘密を俱にしたる人なるべし。重能は憲房の女(清子の妹)勸修寺別當丹波の宮津道宏に嫁して生めるを憲房の養子となせり、高氏の謀臣は此三人を主とす、重能後に詫間莊



を領し上杉訖間と稱す。

〔高氏の着京〕 高氏の着京は二十日後なりしならん、増鏡に「卯月十日あまり(十は廿の誤ならん)、又あづまより武士多く上る中に、おとし笠置へ向ひたりし治部大輔源高氏上れり、院にも頼母數聞召て、かの伯耆の舟上へ向ふべきよし院宣賜はせけり」とあり、正文書の岩松伊豫守滿長代の言上に、元弘三年四月廿二日、先代追罰御内書とあれば、廿二日比は高氏既に北條追討の用意をなせり、鏡驛より京著の比ならん。梅松論に「一方の大將は名越尾張守高家、これは承久に北陸道の大將軍式部丞朝時の後胤なり、兩大將同時に上洛有て(太平記には高家に三日先立て著)。四月廿七日同時に又都を出給ふ、將軍は山陰道より丹波丹後を経て伯耆へ御發向有べき也、高家は山陽道播磨備前を経て同伯耆へ發向せしむ、船上山を攻らるべき議定あつて下向の所、久我繩手に於て手合せの合戦に、大將名越尾張守高家討る、間、當手の軍勢戦に及ばずとて悉く都に上る、同日將軍は御領所丹波國篠村に御陣を召る」とあり。高家の戦死に、開田言上書に廿七日實廣は其一族某を斬り、和田助康は大和の宇野播磨の安田等と奮戦すとあり。其日高氏は自伯耆國蒙勅命候之間參候、合力候は、本意に候恐々謹言、四月二十七日、高氏花押と、生絹を方三四寸に截たるに書し密使を差立て諸方に味方をつのれり、阿蘇家には是を鬻の繪旨と稱ふ、使者の鬻中にいれて持來れりといふ、島津家にもあり、並に廿九日付なり、白河結城、小笠原貞宗へのは廿七日付なり。難太平記に「六波羅合戦の時、大

將名越討れば、今一方の大將足利殿先皇に降參せられけりと太平記に書たり、返々無念の事也、此記の作者は宮方深重の者にて、無案内にて押て如此書たるにや、寔に尾籠の至なり、尤切出さるべきおや」とあれば今川了俊時代までの太平記は然く書きたるにや(今本にはなし、且あるべき結構にあらず、以て彼書は後世に痛く増改敷衍せられたるを徴すべし)。是高氏が丹波の篠山に陣したる其日なるべし、梅松論には「既に勅命を蒙らしめ給ふ上は、時節相應天命の授くる處なり、早々思召立べきよし、再三諫申(和氏重世をさす)されける間、當所篠村の八幡宮の御寶前に於て既に御旗を上らる、柳の大木の梢に御旗を立られたりき」とあるは廿九日の事なり。難太平記に「丹州篠村八幡宮の御前にて御旗掲給ひしに、御願書を引田妙源書し」と見え、又「同時兩御所の御上矢を一宛神前に被進しに役人二人有けり、一人は一色右馬介(行)、一人は今川中務大輔(範)也」とあり。

〔高氏丹波篠村八幡宮願書〕 其願書は本社に藏す。

敬白 立願事。(太平記には敬白 祈願事と願す、實作なり)

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也、而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉、依之代々滅朝敵、世々誅凶徒、于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世、被成繪旨之間、隨勅命所舉義兵也、然間占丹州之篠村宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之下、有二之社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵成就之先兆、武將頓速之靈瑞也、



感涙暗催、仰信有馮、此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社壇、可寄進田地也仍立願如件。

元弘三年二月廿九日 前治部大輔源朝臣高氏白(裏判あり)

此旗揚までは上杉細川等と秘密に謀りしに、時期熟せることは、此時九州より大友具簡の使者も篠村の陣に忍び來りて勸告し、因て高氏より例の生絹(三寸に三)の返書を與へ、髻に藏めて歸れり、其原本を立花舊家に藏す。

自伯耆國蒙勅令候之間、令參候之處、遮御同心之由承候之條爲悅候、其子細申御使候。

畢、恐々謹言 四月廿九日 高氏花押

大友近江入道殿

端裏に筆者粟生入道と附箋す、前の髻繪旨と同筆なり。引田妙源は妙玄と書き後に雜訴決斷所に列す、粟生の事は未だ考へず。

〔再度の繪旨〕 鏡ノ宿に繪旨到來の後は伯耆行在へ密使往復したりしなるべし、最初の繪旨は傳はらざれど、光明寺殘篇に載せたる再度の繪旨、并せて請文は、

被繪旨備、前相模守平高時法師、猥背君臣之禮節、不顧國家之軌範、掠領諸國、勞苦萬民、僭亂之至、何事如之、早已爲朝敵、不遁天罰、速相率軍兵、追討凶徒、勳功賞宜、依請者、依天氣一狀如件。(年月日奉者宛名闕、寫なるべし)

繪旨重令拜見候、任勅命、先日捧領狀之請文、彌可抽軍忠候、以此旨可令奏聞給上候誠惶誠恐謹言

元弘三年五月二日 前治部大輔高氏 請文

又八幡の但馬宮、六條頭中將にも牒し合せて、いよく諸手の六波羅攻撃に運びけり。

### 第二十九節 六波羅を落し金剛山の圍解く

帝軍中法を忠顯に渡さる——六波羅籠城——六波羅に攻寄す——六波羅城内の有様——兩六波羅東に逼ぐ——金剛山の圍解く——伯耆の行在所

〔帝軍中法を忠顯に渡さる〕 伯耆には益諸國に繪旨を發して、京都の軍に馳集まらしめ(小早川)、備後の山内首藤三郎通繼、安藝の武田十郎、小早川(小)孫太郎、出雲の來島(和)三郎、石見の大家彌太郎等、打連打連山崎の軍に著到し(獲藤園)、軍容日に増し盛んなり。五月三日軍中法を六條忠顯に渡さる(光明寺)、其趣きは、

軍中法三通被遣之、委細之旨、被仰宗成候畢、可令存知給上者、依天氣一上啓如件。

元弘三年五月三日 勘解由次官光守(職事補任に、右衛門尉佐藤原光守、元弘三月日、五位藏人補、藤原定親替とあり)

謹上 頭中將殿(六條忠顯)



勅制 軍法條々

一 勳功賞事。

右武士以下、縑素貴賤不論其人、於致合戰忠之輩者、本所帶、本訴等安堵之外、各新可有三次之恩賞、其功及子孫、可令永代相傳之條勿論也、又戰場墜命者、其子孫妻妾、并親類、郎從等中、雖爲何仁、撰其器用、充賜所領、可令繼其跡矣。

一 參仕并降人事。

右卿相雲客并武士已下諸社諸寺、執行、別當、神官、社司等、凡帶一官一職之輩者、各早速馳參者、本領知之外、可被行別之恩賞。縱又其身參仕雖不可叶、或出兵糧支軍要、或進使者、獻忠言、觸事爲官公有其益者、是又子細同前。次合戰之時、降人者先宥罪科、全其生命、其後隨忠節之淺深、可有次第之恩賞矣。

一 可先仁政事。

右東夷等運命已窮、滅亡將至、依之漫取無辜平民、首不知其數、盜奪卑男女之財、逐日暴佛閣、人屋之灰燼、在々所々之追捕、梟惡之甚、獸心人面者也、不誅罰彼逆黨、萬民何措手足、義兵所向、專爲除此害也。然者官軍士卒上下同心只伐叛者、不煩衆人、偏先仁慈、更無侵奪凡人、生擒之類、於凡下者速可放棄、於有名之輩者召置之、可經奏聞、付是非、無左右不可

斷罪。將又敵方城廓之外者可令禁放火、但於戰場者可隨時義歟、神社佛寺等堅可誠之。

次官軍入洛之時寄宿之、扶持其家主、雖涓塵不可費之、可加隨分之恩惠、以有道伐無道、其不然乎。天神地祇之擁護、宗廟社稷之靈驗、指掌可知、各存義勇、互可警誠矣。

右爲致周武一統之太平、且約漢高三章之制法、四海九州、東關西國各令承知、敢勿違越。勅制如此、主者施行。

〔六波羅籠城〕 伯耆の勅使八幡に著せし比は、六波羅既に陥りたりしならん、梅松論に「都に

て去三月十二日より十餘度の合戦に打負て、六波羅を城郭に構へ皇居として、軍兵數萬騎楯籠る、かゝる所に、去春より楠兵衛尉正成が金剛山の城を圍む關東の大勢も、一戦も功をなさず利を失ふ所に、將軍已に君に頼まれ奉り給て、近日洛中へ攻入給ふよし金剛山へ聞えければ、諸人驚き騒ぐ事斜ならず、かゝるに付ても關東に忠を存する在京人并に四國西國の輩、彌思切たる事の體、誠に哀にぞ覺えし」とあり。五月初めより六波羅は籠城の姿となり、阿蘇治時、大佛高直等は、金剛山に軍を屯し、雙方の軍中斷せられて遠卷の勢ひとなり居たり。

〔六波羅に攻寄す〕 増鏡に「伯耆國へ向ふべしと言なして、先西山大原わたりに一宿して、五月七日はのぼのと明る程より大宮の木戸どもを押開きて、二條より下七條の大路を東さまに、七手に分れて旗をさしつけて、六波羅をさして雲霞の如くたなびき入るに、更に面を向ふるものなし。



此治部大輔早うより先帝の勅を承りてければ、逆に都を亡さんとするなりけり、関作るとかやいふ聲は雷の落ちかゝるやうに地の底もひびき梵天の宮の中も聞驚き給ふらんと思計り、どよみあひたる様、きしかた行先くれて物覺ゆる人もなし。御門、春宮、院の上宮達など、まして獨さかしきも御座まさず、絲竹の調べをのみ聞食し習ひたる御心地どもに、珍らかに疎まなければ、只あきれ給へり。武士ども中ばを分けて金剛山へ向ひたれば、さならぬ残り都に有限りは戦ひをなす、今を限りの軍なれば、手を盡して留る程まねびやらん方なし、雨の脚よりも稠く進り遠ふ矢に中りて、目の前に死をうくるもの數を知す一日一夜入揉とよみ明すと。また梅松論にも「去程に五月七日卯刻、將軍の御勢嵯峨より内野に充滿す、本陣は神祇官を前にあて、東向に控へ、六波羅は白河を上りに經て、二條大宮を隔て西向に控へたりしかば、辰の時計に兩陣互に懸合て上矢の鏑響き渡り、関の聲聞ゆる程こそ有れ、入亂れて互に今日を最後と相戦けり、馬の足音、矢叫、天も響き地も動く計なり、入替く數ヶ度に及ぶ間、命を落し疵を蒙る者數しらす、中にも將軍の御内設樂五郎左衛門尉は御先かけて討死して忠節の心を顯しけるこそ哀れなれ。未の時計に大宮の戦破て、六波羅勢引退く、御方の下の手は作路、竹田より攻入けるが(八幡の軍なるべし)、九條邊に數ヶ所に見えて、方々の寄手洛中へ亂入ければ、六波羅勢は城郭に引籠ける、其中に家を思ひ名を惜む勇者共は驅出て戦し程に七日は暮にけり」とあり。七日は未明より夜に入るまでの激戦なり、さすが北條氏の最期なれば

是程の事はあるべし、只一日に攻落されたるは、餘程疲勞し居たりと覺ゆ。

## 〔六波羅城内の有様〕

次に「去程に御方には、此大勢にて時刻を移さず城郭を圍み、悉く討取るべきよし諸人諫申ける所に、細川阿波守申されるは、此の如くならんには敵思切て御方多く損すべし、一方を明て没落せしめば、敗軍になりては御退治容易かるべきよし申される間、尤可然とて一方を明られけり。かゝりし程に、城の内に多く心替して將軍の御方へ參じる、兩六波羅の北方は越後守仲時、南方は越後親衛時益、相議して云、我等命を殞さば同じくは帝都にて屍を晒さむ事は尤本意なれ共、夫は私の義也、當所は皇居たる間、討死自害せしめば、禁裏仙洞の御爲不可然、先行幸を洛外に成奉り、關東の合力をも相待、又は金剛山を圍める勢共に事の由を通じて合戦を致すべし、然ば二たび洛中に攻入む事時刻廻らすべからずと、此由を奏聞申ければ、勅答には宣武家の心に任すべき由被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>間、七日の夜半に六波羅を御出有」とあり。増鏡には「遂に陣の内破られて、今はかくと見えたり、日來候ひ籠り給へる上達部、殿上人なども、今日と思設けたらむだに、君の御座まさん限りはいかでか罷でも散ん、まして兼てよりかく構へけるをも知食さで、昨日かよ、當代の宣旨を賜はりし者の、かく裏返りぬれば、誰か思ひよらむ、總て上下となく一つに立込てあはて惑ひたり。日暮し、八幡、山崎、竹田、宇治、勢多、深草、法性寺など燃上る烟ども四方の空に滿ちて、日の光も見えず、墨をすりたる様にて暮れぬ、此にも火かゝりていと淺ましげ



れば、いみじう固めたりつる後の陣を、からうじて、破りて夫より免れ出させ給ふ、御心地ども夢路をたどる様なり。内の上もいと怪しき御姿に殊更やつし奉る、いとまがし、兩院御手を執かはすと云計りにて、人に扶けられつゝ出させ給ふ、上達部、大臣たら、袴の裾ばとりて、冠などの落行くも知ず、空を歩む心地して、あるは河原を西へ東へ様々に散ちりに成給ふ。兩六波羅(時益)東をさして、吾妻へと心懸て落ければ、御幸も同じさまになし奉りけり、西園寺の大納言公宗は北山へおはしにけり、右衛門督經顯、左兵衛督隆蔭、資明、宰相などは御幸の御供にまゐらる、按察の大納言資名は足を損ひて東山わたりに留りぬ」とあり。仲時益が新主兩院東宮を挟みて東に逃げたるは、七日の夜にて、是も亦壽永の例ならん、關東の援兵、又は金剛山の寄手と合ん考也。

〔兩六波羅東に遁ぐ〕

さて其落行ける先は、梅松論に「七日の夜半に六波羅を御出有て苦集滅路

をへて東に赴く、勢多の橋をも打渡しかば野路邊にて天既に明ぬ、供奉の卿相雲客は、習はざる山路の深き夏草の露を分入せ給へば、泪も共に争ひて、いとど御袖濡まさりける、かゝる處に守山邊より野伏ども山野に走り散て、敗軍を追詰ける程に討取られ疵を蒙る者數をしらす、其夜は近江國(六角氏の領)觀音寺を一夜の皇居とす。翌日五月九日、東へ心ざして落行處に同國番場の宿の山に先帝の御方と號して、近江、美濃、伊賀、伊勢の惡黨共旗を上、楯をつき並べて海道をさし塞ぎ責戦ふ、同七日は洛中に於て合戦を致し、明日八日は野伏兵共に討漏さるゝ輩、馬疲れて進む事を得ずといへども

名を惜む兵共は戰暮しけるが、逃るべき處なかりしかば、恐ながら仙洞を害し奉り、各討死自害仕べき由一同に申ければ、大將仲時はいく、我等命を生て君を敵に奪はれんこそ耻なるべけれ、命を捨て後は何事か有るべきとて、酉の時計に自害する間、従ふ輩數百人同命を落す。南方時益、七日夜四宮河原(元弘日記裏書には關山)にて流矢に中りて死去しけるを、家子頭を取て當所に持來けるを、北方仲時はを一目見て自害せし程に、彼時同腹切者の名字共を番場の道場に記し置ければ、世の知る所なり」とあり。番馬道場に記すとは今に傳はる蓮華寺過去帳なり、仲時は年二十八、其他櫻田淨心、菊田師時、高橋時英、隅田時親、安東祥兼、武田光高、二階堂忠貞、間注所清近、町野康世、陶山清房、糟屋能隆等、堂上と庭とに死する者四百卅二人、北條氏は末後まで武士の死心得たりと謂べし。増鏡に「扱は御幸は近江國におはします程に、伊吹といふ邊にて何某の宮(金勝院本太平記に五辻兵部卿親王宮に作る龜山の皇子守良親王)なり必ずし」とかや法師にて在しけるが、先帝の御心寄にてか様の方もほの心得侍りけるにや、待設うけて矢を放ち給ふ、又京よりも追手かゝるなど聞へければ、六波羅の北といひし仲時、内春宮、兩院具し奉り、番馬といふ所の山のうちに入れ奉りぬ、手の者共も猶残りて隨ひ附きけれども、戦ひもかなはずやありけん、遂に此山にて腹切にけり。同じき南時益といひしは、是までも參らず、守山(皇年代記に番馬といふ並に誤り)の邊にて失にけりとぞ聞えし、あやなくもいみじき事のさまなり。御所への御供には俊實の大納言、經顯の中納言、頼定の中納言、資名の大納言、資明の宰相、隆蔭などぞ殘



り候ひける、俊實、資名、頼定などは聽てそこにて警截てけり。一院よりも歸り入らせ給ふ、御門に御文を奉り給ひて面々に御出家あるべしなどまで申されけれども、思ひも寄ぬよしを固く申され給ひけるとかや」とあり。固く申されたるは、伯耆より軍令の趣きにより某宮の答へなり。翌十日に軍兵守衛して、伊吹山の太平護國寺に徙し奉れり。京都にて六波羅陥りし時、内侍所を假に北山の西園寺公宗邸に遷し、八日に頭中將忠顯勅命に任せて迎取り内裏に奉安す(皇年代)足利高氏は六波羅を其まゝ奉行所となし、諸國兵士の著到を受けたり、政府交迭の委細は諸書に要を没して釋ぬべからず。

〔金剛山の圍解く〕 金剛山の圍は梅松論に「此事金剛山へ聞へければ、正成が城に向ふ大勢圍を解て南都へ引退く、彼軍勢共進退迷惑する處に、京都には六波羅を攻落して、將軍御座の處に、勅命を蒙り給ひて、關東を誅伐せしむべきよし、御教書を諸將に成下されける程に、早々馳參す」とある。金剛山の圍解けたるは、和泉國松尾寺文書に其比大塔宮令旨に因て、同寺に如意輪法を修めて、九日の結願なりしに、適々其日に東軍引揚げたれば、法力の致す所との文あり、九日には其圍解けたり。治時、高直は猶奈良に屯して軍を擁し、書狀を近國に馳せて兵を催し再舉を圖る、保曆間記に「其後高氏金剛山に相向ふ、關東のさるべき侍どもを語ふ、昔の頼朝舊義を不忘、今の勅命を重んぜば京都へ馳上て合力すべしと云云、爰に關東の侍ども無殘御方に參りぬ」とあり、高氏自身彼地

に赴きて、東國の侍を誘致したり。宇都宮文書に、宇都宮肥後權守通綱、今月十八日、自茅屋城、一族相共、令馳參畢、以此旨可有御披露候、恐々謹言。元弘三年五月廿日、肥後權守通綱 承了(高氏)との狀あるは其一人なり、高氏の河内下りは其以前ならざるべからず。治時、高直等は是月を終るまで興福寺に在りて抵抗を圖りたり。

〔伯耆の行在所〕 増鏡に「伯耆の御所へは人々參り集ふ、上達部、殿上人數知らず」とありて、行在所も今は色めき、十七日には彼國の詔命到來して、新主の任せられたる關白冬教、太政大臣兼季以下の官を停め、左大臣道平、右大臣經忠、大納言宣房、權大納言師基、中納言公明、藤房、權中納言爲定、良基、隆資、實世の官を復せらる。經忠は官を受けず、師基は太宰權帥を兼ね(公卿)九州平定のためなるべし。

### 第三十節 新田義貞鎌倉を滅ぼす

義貞舉兵に関する二説——新田足利と聯合せたりとの説——新田足利の確執の由来——義貞鎌倉に攻上る——鎌倉方三道より防戦す——義貞の軍既に鎌倉に寄す——北條氏の末期

〔義貞舉兵に関する二説〕 新田義貞の兵を起せしは、頗る將來に關係あれど其傳へ兩様あり。増鏡に「去程にあづまにも兼て心えけるにや、高氏の末の一族なる新田小四郎義貞といふ者、今の高



氏の子四になりけるを大將軍にして、武藏國より軍を起してけり」と、保曆間記も「上野國に高氏一族新田義貞と云者あり、早鎌倉へ發向す、高氏が息男あり、共合戰を可致由を高氏催促す、則義貞彼命を受けて武藏、上野、相摸等の勢を催して鎌倉へ馳上て、高時の一族等を責、高氏が息男同旗を上」とあり、是みな新田は足利の意を受けて兵を起すとの傳へなり。梅松論には、五月中旬に、上野國より新田左衛門佐義貞君の味方として當國世良田に討出て陣をはる、是も清和天皇の御後胤陸奥守義家三男式部大輔義國子息大炊助義重陸奥新判官義康の連枝也、潜に勅を承るに依て、義貞の氏族皆打立けり、先山名、里見、堀口、大館、岩松、桃井、みな一人當千に非ずといふ者なし」とあり。「關東誅伐の事は、義貞朝臣其功をなす所に、いかゞ有りけむ義詮の御所四歳の御時大將として御輿に召れて、義貞と御同道にて關東御退治以後」とあり、是は義貞勅を承けて一族と兵を起し、足利義詮も同道せりとの傳へなり。いづれも月日を確記せざれば考究に苦しめど、高氏の西山に旗色を改めしは四月廿七日にて、義貞の上野を打立ちたるは五月初旬なれば、凡十日計後れたり、伯耆に潜通するも高氏と潜通するも、其間の事ならざるべからず。世人は太平記に上野國の住人新田小太郎義貞、關東の催促に従つて金剛山の搦手に向ひ、大塔宮の令旨を給て素懷を達すべしと、船田入道と謀り、大塔宮の北邊の山中に御座あるに、生捕の野伏に便りて申出しに、令旨にはあらで繪旨にかゝれたりと、二月十一日付の繪旨を載せ、義貞は翌日より虛病と稱して本國へ下るとあるを

信ずれど、是例の構造談なり。大塔宮の繪旨てふものあるべからず、且二月十一日よりこれを承け、五月まで百十餘日國に歸りて何事をなしつゝありしや後(十一)には亦三月十一日の事となし、六十日を縮めたれども猶早し、六波羅と金剛山とに東軍の競へる間は、未だ關東の根據地は動かし難し、義貞密に伯耆に通するならば、四月末に六條忠顯が八幡邊に出でたる比、即ち高氏が上杉と陰謀したる前後にあるべき筈なり。

〔新田足利と糺合せたりとの説〕 足利と申合せたりとの説には一の證左を發見せり、正木文書の應永卅三年七月日岩松伊豫守滿長代成次謹言上に、副進一通は元弘三年四月廿二日、先代追討御内書、又長壽寺殿御教書(薄様切紙一通、足利三郎殿、岩松家)とあり、然則先代追討事者自將軍家、賜御教書、曾祖父兵部大輔經家并新田義貞爲兩大將、自令退治以來、御代于今泰平也、子細見現文云云とありて、此御教書の後の薄様切紙とあれば、前のは彼の鬚の繪旨と同様の生絹なるべく、廿二日は高氏が東上の旅次に近江鏡驛にて伯耆の勅を領受したるを秘して兩野の一族へ密使を立て、自伯耆蒙勅命云云の文書を遣はして、關東追討の用意を爲さしめたりと思はる。是を阿蘇家にては勅命の傳達なるを以て繪旨といひ、將軍を敬稱しては御教書ともいへど、實は高氏の内書なり。されば義貞は潜に勅を承くといふも、高氏が催促といふも、此伯耆勅命の傳達を受けて擧兵の用意に取掛りたるにて四五月の交の事なるべし。四歳の義詮を大將軍となすとは信じ難し、岩松文書には經



家を兩大將と自稱すれども、義貞は一族の首將となりしに相違なからん。

〔新田足利の確執の由來〕 新田足利の確執は南北朝破裂の要素なれば此に兩流の顛末を略述しおくべし。前の足利氏に於て述べたるが如く、源義國の長男經重は新田の祖にて、二男義康は足利の祖なり、義康は保元に死したれど官位は兄に劣らずして父の足利別業を相續せり、義重は兄なれど當時門流の分れは必ずしも長男を本家嫡流とはなさず頼光は頼信の兄なれど多田源氏の本家とはせず足利義清は義兼の兄なれど細川を足利の嫡流とはせず、義重義康は始めより優劣なく、足利を義國の正統の如く看做し、鎌倉の初めに義重は寺尾城に據り頼朝に忤ふて疏んせられ、足利義兼は頼朝と共に北條時政の婿にて、勳功もあり、因て優遇せられ、一族繁盛にして名望甚だ重かりし。義重の長男義俊は越後守となり、安房守護にて卒し、因て其子孫兩國に居て里見氏を稱し大新田といふ、次男の義兼は新田を繼ぎ、武藏守并せて守護となり、義房、政義、政氏、基氏、四世を経て朝氏に至り、北條氏の衰ふるを見て、これを斃すの志あり、其子を義貞、義助とす。其一族は、義重の三男時義を山名氏の祖とし、四男義季を得川氏の祖とし、上野、越後、武藏、安房諸國に繁息し、足利氏に次いで源氏の名望家なり。新田足利の家系は斯の如し、北條氏の滅びんとするに及んで、源氏譜第の大名は鎌倉家を復舊せんと視線を足利氏に集むれば、新田氏これに乗じて家聲を恢復せんには、鎌倉幕府以前に復するに非ざれば、志を達し難し、平氏一黨は勢力を失ふこと久しく、首領

となすべき大族なし、是に於て新田、足利の確執は其中に胚胎したり。

〔義貞鎌倉に攻上る〕

義貞の擧兵は、太平記に、「五月八日卯刻に、生品明神の御前にて旗を擧、

繪旨を披て三度は拜し、笠懸野へ打出らる、氏族宗徒の者百五十騎に過ぎず、利根川の方より越後國の一族、并に甲斐信濃の源氏馳來る、同九日武藏國へ打越給ふに、紀五左衛門足利殿の御子息千壽王殿を具足し奉り、二百餘騎にて馳著たる趣を記しあれど、其月日、地理、人名、數字は確信し難し、紀五左衛門は、岩松滿長言上の副進證文にも自紀五方二田島方へ内狀一通とあり。梅松論に「當國世良田に討出(中略前)、然則當國守護長崎孫四郎左衛門尉時に馳向て合戰に及といへども既に上野輩殘らず義貞に屬するにこそ相支ふるに及ばず引退、義貞多勢を引率して武藏國へ攻入、當國の軍勢も悉從付ける」とあるが事實なるべし(太平記に、十日金澤貞將下河邊へ下り、櫻田貞國上路より入間久米川に對陣し、明十二日櫻田貞國打負て引退く、因て鎌倉より泰家を差下すとあれど、時日切迫し、鎌倉上野間に此軍配を爲し能ふべきに非ず櫻田治郎大輔淨心は番場に自殺し、其手の將長崎孫四郎左衛門は上野守護なり、武藏野兩日間の戰は全く架空談なり)次に「五月十四日高時の弟左近大夫將監入道惠性を大將として武藏國に發向す、同日山口の莊の山野に陣を取て翌日十五日分配、關戸河原にて終日戰ける(是義貞は武藏國府に屯し泰家は相摸山口に陣命をしたるにて、翌日關戸分配河原に戰へるなり)命を落し疵を蒙る者幾千萬といふ數を知らず、中にも親衛禪門の宗徒の者共、安保左衛門入道道潭、粟田横溝八郎、最前に討死しける間鎌倉勢悉く引退く」とあり。武藏國府は相摸往還の要衝にて、北は大野に控へ、南西に多摩川を帶ぶ、いつも大戦ある地理なり、太平記に義貞は大敵に打負て堀金



に引退とあれど、將軍執權次第には、五月十四日、將監入道(家)爲三將軍、向武州關戸合戰、新田多勢之間將監入道引退とあり。増鏡にも「高時入道弟に四郎左近大夫泰家といひし、今は入道したるをぞ大將に下しける、五月十日鎌倉を立て向ふ、其勢十萬餘騎、高時入道の一族附従ふもの、そこらみち廣がりて、新田などいふ國人にたやすくいかでかは亡さるべきと覺えしに程なく、十五日敵既に近づく由聞えて家々を毀ち騒ぎ伺る、世の既に滅するにやと覺えしとぞ人は語り侍りし、四郎左近大夫入道軍に打負けけるにや、隨ふ武士共残りなく新田が方へ附ぬれば、えさらぬ者共計五六百騎にて十六日の夜に入て鎌倉へ引かへる、僅に中一日にてかくなりぬ事夢かとぞ覺えし」とあり。十五日府中の合戰に泰家潰敗し、是に因て士氣凋喪、人心離散して忽ち滅び、新田方は優勢にして此一戰は破竹の勢なり(太平記に、史記項羽本紀の宋義、置酒高會の條を撰す、採るに足らず)。

〔鎌倉方三道より防戦す〕 梅松論其次に「則大勢攻上る間鎌倉中の騒ぎ只今敵の亂れ入たらんもかくやとぞ覺えし、かゝりし程に三の道へ討手をぞ遣されける。下の道の大将は武藏守貞將向ふ處に、下總國より千葉介貞胤義貞に同心の義有て責上る間、武藏の鶴見の邊に於て相戰けるが、是も打負て引退く。武藏路は相摸守時(高時)さき、千代塚に於て合戰を致けるが是も討負て一足も退す自害す、南條左衛門尉、并安久井入道、一所にて命を落す。陸奥守貞通は中の道の大将として葛原に於て相戰是も寄手の軍侶手しげく戰ける程に、本間山城左衛門以下數輩討死しける程に又打負て引退」と

あり。將軍執權次第に同十七日相摸守守時、南條左衛門尉以下、各向武州、山内離山合戰、十八日守時以下自害畢、竟武藏上野軍勢、如雲霞滿山野とあるに考合すれば、義貞は泰家を追撃して關戸より相摸に進入し、泰家は十六日の夜鎌倉に逃還り、翌十七日鎌倉勢上中下三道に分れて進みしに、義貞の軍既に鎌倉近く攻寄せ武藏路の中道は鎌倉外圍にて接戰し、下道のみ神奈川あたりまで進みたり。武藏路は今の戸塚に向ふ小袋口なるべし、守時は嘉暦以來の執權にて、山内離山にて戰ひ、十八日山内にて自害せり、中道は西の大路、假粧坂口なるべし、葛原は日野俊基の斬られし處なり(太平記は例の如く地理に注意なし、是書久しく俗耳を支配し、し據つて古蹟を造作したる處あれば、實に證となすべからず)。

〔義貞の軍鎌倉に押寄せ〕 梅松論其次に「五月十八日未刻ばかりに、義貞の勢は稻村崎を経て前濱の在家を燒拂ふ煙みえければ、鎌倉中の騒ぎ手足を置所なく慌てふためきける有様、譬へて言んかたぞなき、高時の家人諏訪長崎以下の輩身命を捨て防戰ける程に、當日の濱の手の大将大館(宗氏)稻瀬川に於て討取、其手引退て靈山の頂に陣を取」とあり。是日は義貞の軍既に鎌倉に押寄せ、在鎌倉の者も應じたり、白河結城文書に、

去四月十七日、繪旨承謹了。抑相催陸奥出羽兩國軍勢、可令征伐前相摸守平高時法師以下凶徒、由事、道忠並一族等、折節幸在鎌倉仕候間、先於鎌倉相卒道忠舍弟竹見彦三郎祐義、同子息二人、田島與七左衛門廣義、同子息一人並家人等、自今月十八日始合戰、毎日連々企攻戰、同廿二日已



追<sup>レ</sup>落<sup>レ</sup>鎌倉凶徒等<sup>ヲ</sup>了<sup>シ</sup>、且親類家人等抽<sup>レ</sup>軍忠<sup>ニ</sup>候次第、上野國新田太郎令<sup>レ</sup>見知<sup>レ</sup>之上者、定令<sup>ニ</sup>注進<sup>シ</sup>、  
歎、無<sup>レ</sup>其隱<sup>ニ</sup>候哉。次兩國軍勢催促事、親朝男殊可<sup>レ</sup>致<sup>シ</sup>忠節之由、就<sup>ニ</sup>下知<sup>ニ</sup>候、隨分致<sup>シ</sup>其沙汰<sup>ニ</sup>候  
云云、宜<sup>レ</sup>捧<sup>レ</sup>請文<sup>ニ</sup>候歎、委細趣以<sup>ニ</sup>使者親類伯耆又七郎朝保<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>言上<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>此趣<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>洩<sup>シ</sup>御披露<sup>ニ</sup>  
候、道忠恐惶謹言。

元弘三年六月九日

沙彌道忠請文 (道忠は結城宗廣なり)

結城宗廣に限らず、豫て繪百を受けたる大名等相應じ、執權守時等自殺したれば、鎌倉の半ばは此  
の日に滅びたり。又諸方より馳集まりたる兵は、陸奥の石川七郎義光、藤田左近五郎等昨日施野原  
に參會し、大館宗氏の手へ屬して片瀬口に赴き、是日遠江の天野周防七郎左衛門經顯等至りて其手  
に會し、海手より稻村崎まで突進したること集古文書に其の微あり。靈山の切所に防ぎ止められて  
宗氏戦死を遂げ、是より數日の間鎌倉方より諸口を死守したり。

〔北條氏の末期〕

梅松論其次に同十八日より廿二日に至るまで、山内、小袋坂、極樂寺の切通以  
下、鎌倉中の口々、合戦の時の聲、矢叫び人馬の足音、暫も止時なし、さしも人の敬につき富貴榮  
花なりし事、恐くは上代にも有がたく見えしかども、樂盡て悲來る習ひ通れ難くして、相摸守高時  
禪門、元弘三年五月廿二日葛西谷に於て自害しける事悲むべくも餘あり、一類も同數百人自害する  
こそあはれなれ。爰に不思議なりしは、稻村崎の浪打際石高く道細くして軍勢の通路難儀の所に、

俄に鹽干て合戦の間干潟にて有し事、かた<sup>ク</sup>神佛の加護とぞ人申ける。然るに鎌倉は、南の方は海  
にて三方は山なり、嶺つゞきに寄手の大勢陣を取て麓におり下り、所々の在家に火を放ちしに、い  
づ方の風も皆鎌倉に吹入て、殘所なくして燒拂はれける」とあり。北條氏の末期は記述の較詳かな  
るも此に過ぎず、北條も新田も主客共に滅亡し、文書の泯滅したるは是非なし。

山内、小袋、極樂寺等、鎌倉の口々に攻守の軍配及び寄手の軍勢、内部の動靜は少しも知るべから  
ず、太平記の文字多しと雖も要領を捉ふれば梅松論ほども手に溜らぬ浮辭にのみ満ちたり。執權守  
時の自殺したる山内は、寄手の主力の集まる處にて、義貞の本陣は此に在りしならん、夫さへ明記  
せられず。稻村崎の干潟になりたる事は、是まで太平記に義貞が寶刀を沈めて祈りたる譚を構造し  
て讀史者の思想を支配したれど、廿一日の夜半に前々は潤るゝことなき稻村崎が、月の入方に廿町  
餘も干上ることあるべからず、夫のみならず、亥刻過ぎに出づべき月の逆に入りたるは沒理の事な  
り。梅松論も猶怪しけれど兩野や甲信の兵が始めて海岸に來り波打際なりし處が、攻入る比に平沙  
を露したるに驚き、神力と思ひしに乘じて、軍氣を鼓舞し突進したるより、衆口に不思議と言傳へ  
たるならん、和田文書に據れば、此口に向へる大將は新田(見)藏人七郎氏義にて(大館宗氏に代)  
日稻村崎の正門を攻めしに、城兵矢を揃へて射立て、中々破れざりければ、三木次郎俊連等間道よ  
り山を枝折下り、先登して門を打破る、其時敵の矢は雨の如く飛び、從兵羽生田盛政、藤木重遠、



中野郷房良賢等を蒙る、氏義衆を催して攻入り、敵竟に退いて靈山寺に楯籠るを、追詰めて攻撃せりとあれば、其時濱手の軍勢は干渴を涉りて一齊に攻めたて、此口を打破りたるにて、恰も夕潮の落ちたる比の事なるべし。集古文書に據れば、是日陸奥の石川義光、岡部十郎三郎等由井濱に戦へるは、稻村崎より進みたるならん、其夜は靈山も、由井濱も、終夜合戦し、三河の足助孫三郎重成の戦死(尊卑分脈)も其時なり。將軍執權次第に、五月廿二日、鎌倉方被<sub>レ</sub>打落<sub>レ</sub>殿中以下懸<sub>レ</sub>火、悉焼<sub>レ</sub>拂之、一族等或自害、或落畢とあり、翌日鎌倉總崩れとなり、葛西谷に押寄せ、千葉胤長、足助賢尊等は其時戦死し(千葉系圖)將軍守邦親王は御出家(執權次第)、保曆間紀に「五月中旬より毎日所々合戦をす、諸國の侍皆高資が無道の振舞、高時が亡氣の頼なきに鎌倉を恨みたり、悉く尊氏に心を寄て高時を捨、頗る高時が重代の家人までも替り了ぬる憂世なれば、不<sub>レ</sub>叶して終に五月廿二日高時一族共悉く滅す、昨日までは天下の政をせしかば誰か背かんと云者は有し、私の恩を蒙る諸人も忽に替て敵と成にし事、浮世の習と云ながら、口惜しかりし事也とは北條氏末期の弔辭となすべし。次に「されども是を淺猿こゝろと思ふ事こそなからめ、我高名したりと匂<sub>レ</sub>る耳ぞうたてき」と言を送れり、實に斯くの如く、舊政府斃れて、是より功賞の處分に再び世濤の湧起りたる歴史に移る、此は其時局交迭の過渡にぞありける。

### 第三十一節 先帝京都還幸

京師還幸の途次——九州の形勢——源氏再興熱——車駕播磨國行幸——車駕西の宮に行在す——京都還幸——帝政復古——中宮皇太后とならせらる——大塔宮の御行方——配流の公卿再び仕官す

〔京師還幸の途次〕 先帝還幸の事は太平記に「五月廿三日伯耆の船上を御立あつて、腰輿を山陰の東にぞ催されける、路次の行粧例に替りて、頭太夫(一)行房、勘解由次官(田)光守二人計こそ衣冠にて供奉せられけれ、其外の月卿雲客衛府諸司の助は皆戎衣云云」とあるは事實なるや、廿三日船上を發し、廿六日千本驛に御著は、行幸の路程甚だ迫促なり。伯耆卷には「五月十八日伯耆の船上を御立ある、伯耆守長年は帶劔の役云云」とあり、去年隱岐へ還幸さへ沿路の國司供張などにて十四日の路程なるに比ぶれば、還幸の時は、伯耆美作より播西まで八九日はかゝり給ひしなるべし。やがて伯州の詔命にて新主の位を退け(康富記、皇)、正慶の年號を止めて元弘に復せらる(皇年代略記、武家年代記)〔九州の形勢〕 九州は前述(第九)の如く少貳大友島津三氏頼朝が三國づ、管せしめ置きしに、元寇に乗じ北條氏の探題に隸せし彼等の鬱憤は、久しく之を倒すの機會を待居たり。菊池が兵を擧ぐる時事を共にするを好まざれど、其意は既に動けり、其後八幡宗安の懷より少貳大友への密勅も出てたれ、猶爪を窺みて秘密の運動をなし、四月末に足利高氏篠村の陣に大友の使至りて勸告し、島津へ



警給旨を發したれば、少貳へも亦秘密を相通じたりと推知せらる。五月以來は三氏密々に申合せて九州に同意を語り、漸次に兵を在津させ、準備既に熟し、廿五日に少貳妙惠大友具簡の指揮にて、筑豊肥の武士を指揮して探題館を攻めたる事は兩筑肥前の文書に簇出し、島津上總入道道鑑(久)も山田宗久父子、指宿郡司、澁谷二階堂等を率ゐて加はり、探題の從者を生捕り、門真余三を斬たること薩藩舊記に見ゆ。探題赤橋英時等は防戦かなはずして自殺し、探題府は其日滅びたり、委しき事は釋ぬべからず。翌廿六日一宮尊良親王を少貳が館の附近なる太宰府原山に迎へ、筑前人中村榮永、筑後人宮野(上)敬心、荒木太郎、肥後人相良頼廣等守衛す(食堂に宿直と見ゆ、原山の四王院なりと云)諸氏の文書に見ゆ。長門探題へは去月以來高津厚東等、吉見氏を大將として攻戦しけるが、太平記に筑紫探題英時も昨日亡ぼされ時直の從兵心替しければ、其比流されてありし峰僧正俊雅を頼みて、少貳島津に、降参すとあり、信なるや否やを知らず。吉川家文書に、給旨を賜はり彌次郎經長長州に發向の處、周防國新寺の合戦に、大手に於て先懸する由、五月廿七日の狀あり、承判は詳かならねど、長門探題時直を攻めたりと思はるれば、時直も亦長防石諸國の兵に破られて自殺、又は降伏したるならん。

〔源氏再興熱〕 其比まで阿蘇治時等は、奈良に在陣して近國の兵を催し、猶之に應ずるものもありけり。光明寺殘篇に足利高氏より五月廿四日付にて、伊勢國凶徒退治の事書を吉見圓忠に與へ同卅日に圓忠より三重郡地頭御家人中へ、來月三日以前に小河へ馳集べしと觸れたる文書を載す。又

能登國、妙嚴寺文書の大和國高間大貳行秀房等合戦注文に南都合戰事、第二度、同(元弘三年)六月二日所、桶籠ニ爲對三治朝敵一向畢とあるは奈良に據りたる北條氏の軍にて、伊賀伊勢まで騷動し、六月二三日諸手合撃を遂行したるなり。君見圓忠は能登石見の吉見(節に七)と同族なり、伏見帝永仁五年五月吉見孫太郎義世等謀叛に依て誅せらる、保曆間記に、義世は三河守範頼四代孫、吉見三郎入道頼氏男と注す、系圖に頼氏の第二位律師頼源は圓忠の父なり、三重郡沼田御厨は吉見家領なるを相續したる家なり。長門にも、伊勢にも、吉見氏の利用せらるゝを見れば、北條氏を滅ぼすに際して、諸國に源氏再興の人氣盛んなるを推想せらる、新田足利一門の諸國に勢力を得たることの非常なりしを知るべし。されば梅松論に、「義詮の御所四歳の御時、大將として御輿に召れて、義貞と御同道にて關東御退治以後は、二階堂の別當坊に御座有し、諸將悉く四歳の若君に屬し奉りしこそ目出たけれ、是實に將軍は永々萬年御座あるべき瑞相とぞ人申ける、爰に細川阿波守、舍弟源藏人、掃部助、兄弟三人關東追討の爲に差下さるゝ所に、路次に於て關東はや滅亡のよし聞えありけれども、おして下向せらるゝ、かくて若君を扶佐し奉る」とあり。和氏兄弟が鎌倉討手として京都を發向したるは、必ず當月中旬にして、鎌倉を攻落したる後程なく四歳の義詮を奉じて彼地の軍兵を統率し、新田との確執を胎みしは當月下旬よりの事なりき。

〔車駕播磨國行幸〕 車駕は廿六日播磨國の千本宿(揖四)に著給ひ、書寫山へ行幸の旨なりければ、



衆徒等兵具を帶し、八十餘騎にて御迎ひに參る、近衛關白(經忠)は京都より坂本(郡西)へ御迎として著し、東坂本の和氣大學宅に入る。翌廿七日千本を發せられ、箸崎宿御休にて西坂より登らせらる、前關白經忠、別當洞院實世、一條中將行房等供奉し、能登守(不詳)、伯耆守(長和)北面となり、雲伯作の軍勢雲霞の如し、圓教寺の講堂を皇居となし、廿八日如意輪堂に詣り、遂に隨願寺、一乘寺に幸せらる、よし書寫山行幸記にあり。是日、兩上皇新帝は近江より官軍守奉りて京都へ還幸あり、(皇代略記、神)文保以來關東偏頗の計ひに御無念は、笠置の變より花園上皇の院政となり、北條氏の餘喘を保つ十月にて、また持明院へ入御あり、兩統天位争ひの成行は兵亂の盤渦に陥りて、南北朝の變象を形成するに至りけり。

〔車駕西の宮に行在す〕 車駕は廿九日より播磨路を還幸し給ひたるべし、行程を隱岐還幸にて推すに六月二日比は西宮驛に行在せられたるべし、神皇正統記に「鎌倉また平ぎぬ、符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々陸奥出羽の奥迄も、同じ月にぞ鎮まりにける、六七千里の間一時に起りあひしに、時の至り運の極まりぬるはかゝる事にこそと、不思議に侍りし者かな、君は斯くとも知らせ給はず、攝津國西の宮といふ處にてぞ聞せましましたる」とあり。太平記には、「晦日は兵庫福嚴寺と云ふ寺に儲餉の在所を點して御座ありける處に其日赤松入道父子四人五百餘騎を率して參向す、其日午刻に羽書を懸たる早馬三騎門前まで乗打にして庭上に羽書を捧げたり、新田小太郎義貞

の許より東國已に靜謐の由を注進せり、兵庫に一日御逗留有て、六月二日瑠輿を回らす處に、楠多門兵衛正成七千餘騎にて參向す」とあれど事實に違へり。路程を推算するに、書寫山の東坂より、東寺までは卅二里計なり、還幸の路を日に五里程とすれば六七日を要す、廿九日に加古川、卅日に明石、朔日に兵庫、二日に西宮、此に又御一宿ありて、四日に東寺へ入御せられたるべし、兵庫に一日御逗留の必要もなく亦一日七八里を急行して卅日に兵庫著御の必要もなかるべし、鎌倉滅亡の注進は北畠准後の記憶の如く西宮にての事なるべし。鑿阿寺の新田足利系圖に、不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>時日<sub>一</sub>、長井六郎大和田小四郎以<sub>二</sub>兩使<sub>一</sub>注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>とあり、時日を移さざる注進の十日にて到着したるは、道路梗塞の故なりしが、大友島津文書に鑿西の注進も亦十日にて到達したる之と同例なり。

〔京都還御〕 増鏡に、「さて都には伯耆よりの還御とて世の中ひしめく、先東寺へ入せ給ひて事ども定めらる、二條の大臣(道平)召ありて參り給へり、こたみ内裏へ入せ給ふべき儀重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身に副られたれば、ただ遠き行幸の還御の式にてあるべきよし定めらる。關白を置くまじければ、二條の大臣(左大)氏長者を宣下せられて(藤氏長者は、是ま、都の事管領あるべきよし承る、天の下たゞこの御計ひなるべしとて、此ひとつあたり悦びあへり。六月六日、東寺より常の行幸のさまにて内裏へぞ入せ給ひける、目出たしとも言の葉なし、去年の春いみじかりしはやと思ひ出るもたとしへなく、今も御供の武士共、有しよりは猶幾重ともなく打圍み奉れるは、いとむく



つけきさまなれど、今度は疏ましくも見えず、頼母敷て目出たき御衛かなと覺ゆるも打付めなるべし、世の習ひ時につけて移る心なれば、皆さぞあるらし、先陣は二條富小路の内裏に著かせ給ひぬれど、後陣の兵はなを東寺の門までつゞき控へたりとぞ聞えしは、まことにやありけん、正成も仕奉れり、かの名和の又太郎は伯耆守になりて、それも衛府の者共に打交りたる、めづらしく様變りてゆすりみちたる世の氣色かくもありけるを、など、淺間敷くは嘆かせ奉りけるにかと、目出たきにつけても猶さきの世のみゆかし」とあり。梅松論にも、「卿相雲客行粧花をなせり、今度忠功を致しける正成、長年、以下、供奉する武士其數をしらず」とありて、赤松が加はらぬは入道なりしなるべし、足利高氏兄弟も加はらず、公卿補任に、是日高氏内昇殿を聽さる、足利官位記に鎮守府將軍になると云ふ。また補任に、六月四日、先帝御入洛幸東寺、同五日、如元入御二條富小路皇居、自立登極、但不及重祚禮、年號復三元弘元年九月已後任官叙位皆停廢之由被仰之、とあり、其他の諸記録みな五日とあり、六日とは誤りなり。帝の復位は二條前關白の璽宮を御身に副へられたる理由によれば、前年渡されたるは空宮なりし、此事は大統の繼承について疑問となりたる要件にして、官公事抄にも、先帝自立復皇位、不及重祚禮と記し、補任と同じ、是北朝君臣の持説なり、南朝にては北畠親房卿を始め、三神器の眞物は帝の御身に副ひたりと主張す、いづれを是とすべきかは猶研究すべき餘地あり。

〔帝政復古〕 關白を廢せしは、皇政改革の第一著なり、近衛經忠の先に右大臣を辭せしはかゝる内意のありし故ならん。神皇正統記に、「平治より後、平氏世を亂りて二十六年文治の初め頼朝權を專らにせしより、父子相繼て三十七年、承久に義時世を執行ひしより百十三年、すべて百七十餘年の間、公けの世を一つに知らせ給ふ事絶にしに、此天皇の御代に掌を反すよりも易く一統し給ひぬる事、宗廟の御計ひも時節ありけりとぞ、天下こぞりて仰ぎ奉りける」とあり。元享以來天皇を始め奉り秘議を苦しめ生命を捨て、挫折に屈せず竟に此大功を成遂げられたる、公家の歴史思想の概略は、親房卿の筆に寫し出されたり。さりながら武家の世を取りたる、本はといへば公家にあり、藤原氏が攝政關白内覽となり、天子といはぬ計りの位地に迫り、其權威にて莊園を天下に取廣め、諸國の武士に支配せられたるより、源平兩家の勢力を養成してかゝる時態に移行けり、今は攝關も名計りの様になり、本に復り關白を廢して改革を始められたるは易けれど、近き歴史の諸國武士を統治する事は容易ならず、平治以前の白河鳥羽に立返へるとも平忠盛院昇殿を聽るされ院執政となりたる例に復すべき歟の疑問あり、還内の當日に關白は廢し、高氏は内昇殿鎮守府將軍の命あるは、帝政復古の理想まづ社會の趨勢より挽まされたりしなり。

〔中宮、皇太后とならせらる〕 増鏡に、「金剛山なりし東武士共、さながら首を垂れてまいりきはふさま、漢の初めもかくやと見えたり、禮成門院も又中宮と聞えさす、六日の夜やがて、内裏へ入せ



給ふ往し年御髮おろしにき、御惱なほ怠らねば、いつしか五壇の御修法始めらる」とあり。六日は五日の誤りなり、補任に禮成門院如故爲中宮、皇子康仁、とある事にして、是は元年九月已後の官位停廢につれたる事なり、春宮も崇明門院號も皆廢せられたるべし、中宮の還内は他に所見なし、御惱怠らぬとあれば同日裏頭にて還内はなく、帝の復位と共に中宮に復せられしも、一旦落飾の後なれば七月十一日に皇太后となし、十月十二日崩じ、後京極院と號せらる(皇后略傳)、希代の例なり。

〔大塔宮の御行方〕

大塔宮は、閏月一日高野山へ没落後より、金剛山におはせしや明記せる書なし、阿蘇治時等が奈良へ引揚げたる後は、太平記に志貴の毘沙門堂に御座とあり、志貴は平群郡の山にて生駒山河内の高安に連なり奈良に對峙すれば、六月二日奈良攻の時、此處に陣を居給ひたるなり。治時等の降參は、保曆間記に、「大將軍治時、高直、長崎四郎左衛門(高直弟)等、南都に出家す、彼等が軍勢皆落失畢尊氏忠何事か是にしかんや」と高氏が六波羅を陥れ金剛山へ向ひし時と誤りせり、梅松論には、「惟依之正成討手の大將、阿曾彈正少弼、陸奥右馬助、長崎四郎左衛門尉、奈良にて出家して降參しけるを即禁せらる」とあり、月日を記さず。治時等が前月末まで出したる文書はまゝ存すれど、二日の攻撃に力竭きたりと覺え、橋籠興福寺三凶徒等、令參降人之間、既屬靜謐之上者、學侶並衆徒以下忿可被還住寺院本房之旨、依將軍家令旨一執達如件六月五日右中將花押の小松文書(古文書類纂に此も)あれば、降參は三四日の比なりき。將軍家令旨とは大塔宮令旨にして、

奉者右中將の花押は七月に島津道鑑が早打を以て博多戦功注進狀に與へたる承判に同じ、此時より將軍宮と稱したり(古文書學の花押を讀む必、要は此の場合にあり)。北條氏の主力は此に全く滅びたり。

〔配流の公卿再び仕官す〕

十日足利高氏より少貳貞經、大友貞宗、島津貞久より鎮西合戦の次第を注進したるの狀を奏す、(高氏よりの返書は立花伯島津公の家に現存す)十二日補任を行はれ、久我右府長通、洞院内府公賢、坊門宰相清忠等還任す、皆政要に當る公卿の還なるべし。同時に足利高氏を從四位下左兵衛督に、弟直義(元高)を右馬頭に昇進せらる。増鏡に、「流されし人々程なくさほひ上る様枯にし本草の春に逢る心ちす、其中に季房の宰相入道のみぞ預りなりける者の情なき心ばえや有けん、東のひしめきの紛れに失ひてければ、兄の中納言藤房は歸り登れるにつけて、父の大納言母の尼うへなどなげき盡せず、胸開ぬ心地してけり、四條中納言隆資といふも頭おろしたりし又髮おほしぬ、素り塵を出るには非ず、敵のために身を置さんとて假初に剃し計りなれば、今はた更に眉を開く時になりて男になれらむ、何の憚りかあらん」とあり。隆資の還任は十七日にあり(第廿九節に出)藤房等の上京は還内後なるべく、花山院大納言はさきに薨じ、葉室光顯は其まゝ出羽守にて在國せり。



## 第三十二節 大權を集中し皇政改革

各地奉行所の政務引繼——鎌倉幕府交迭の事——新田足利確執——二氏の確執は南北分立の原因——  
大塔宮の勢力——大塔宮征夷將軍の宣旨——北條氏滅亡後の物議——選俗の問題

〔各地奉行所の政務引繼〕

北條氏を倒して政務を引繼ぎたる各地の奉行所を數ふれば、まづ兩六波羅の政廳は足利高氏の手に收め、最前伯耆の勅命を東西諸國の地頭御家人に傳へたる末に、續々著到する者を收容して承判を與へたり。帝の繪旨は、是まで八幡の頭中將六條忠顯奉りて出された。大塔宮も亦將軍の令旨を出されたり、職原抄に征夷大將軍、元弘一統之初、兵部卿護良親王暫任之とありて、月日を記さざれど、六月初めより宮將軍と稱へたるは事實なり、此事は名義上幕府の存廢に關係す、注意すべき要件とす。鎮西は小貳大友島津三氏の手博多の探題館を乗取り、奉行所となして政務を引繼ぎ、原山に尊良親王を奉じたり。鎌倉は將軍守邦親王の廢任を記さざれど、北條氏自殺の時剃髮ありて、其權自然に消滅し、細川和氏兄弟の鎌倉に赴くには、朝廷の吏務員と一同に政務引繼に赴きたりしなるべし、時に新田義貞鎌倉を陥れ、其政務を引繼ぎて、直に奉行所を設けたりしならん。

〔鎌倉幕府交迭の事〕

鎌倉幕府交迭の事を考ふるに、北條氏滅亡の際に鎌倉府の兵禍は想像に餘

りあることなり、夢窓國師年譜に、先帝龍馭既入三伯州、四方兵動、三月師歸三瑞泉、夏五月鎌倉亡、士卒敗奔遭擒及三兵刃將加、以三師道力、得救者不可勝計とあり、此文を吟味するに疎石が帝の伯耆還幸を聞いて鎌倉に歸り、血戰の中を分ちて士卒を營救したるは、其德望によるとはいへど、以前に興復の斡旋をなして官軍の諸將に敬重を得たりしが故なり。細川和氏等が鎌倉に著後の事なるにや、齋藤氏文書に曾我人々相共常葉可警固一由、被仰下一候云々と、六月三日左衛門尉政綱花押の執達狀あり、又十月十日に、二階堂三辻役所警固勤仕の證狀を與へたるは、鎌倉の兵馬恟擾の際に、主要の役所を警固せしめたる徵跡なり。常葉は北條政村の邸もありて其子孫常葉と稱すれど、固より一邸には限らざれば、當時守邦親王の避難所にやありしならん、二階堂三辻役所は、細川和氏が千壽王を二階堂の別當坊に奉じたる所なれば、六月初めより鎌倉の奉行所は京師より差越されたる諸員にて統治し、左衛門尉政綱などは其員なりしなるべし。梅松論(細川和氏兄弟の)に「鎌倉中連日空騷して世上穩かならざる間、和氏、賴春、師氏兄弟三人義貞の宿所に向て事の仔細を相尋て勝負を決せんとせられけるに依て、義貞野心を存せざるよし、起請文以て陳じ申されし間、靜謐す、以後一族悉く上洛有ける」とある、是義貞が鎌倉を二階堂の足利氏に委ねて上京したる顛末なり。

〔新田足利確執〕 古本太平記に「千壽王殿三歳になり大藏谷に御座しける、又尊氏卿都にて抽賞他に異なりと聞へて、東八箇國の兵共心替して、大半は千壽王殿の手にぞ屬たりける、義貞これを(以下古本)



憤り既に、鎌倉に合戦を致さんとしけるが、上聞を憚り黙止しける」とあるは、梅松論に符合す。今本には、其次に、「加<sup>シカ</sup>之義貞若宮の拜殿におはして、首其實驗し、御池にて太刀長刀を洗、結句神殿を打破りて重寶共を披見し給ふに、錦の袋に入たる二引兩の旗あり、是は曩祖八幡殿後三年の軍の時、願書を添て籠られし御旗なり、奇特の重寶と云ながら中黒の旗に非ざれば、當家の用に詮なしと宣ひけるを足利殿方の人は是を聞て彼旗を乞奉る、義貞此旗出さざりしかば、兩家確執合戦に及ばんとしける」との文を書加へたり。新田の紋は中黒、足利の紋は中白といふこと疑はし、世俗に源家の紋は笹龍膽にて、幕紋旗紋には引兩を用ふと信ずれど、笹龍膽は公家源氏の紋なり、武家源氏に用ふることなし、見聞諸家紋牒に、二引兩と五七桐とを圖し、下の注に當家<sup>(即足利)</sup>御紋<sup>(將軍)</sup>五七桐二引兩云云、桐者根本安<sup>(安)</sup>家之紋也、八幡殿貞任御退治以後御上洛之時、依<sup>(被)</sup>望申、下賜此紋云云、とあり、次に同姓の家々山名、新田<sup>(大新)</sup>も列擧す、みな二引兩五七桐を用ふる故なり。家紋の起りはあながち衣紋<sup>(衣)</sup>にあらず、近衛の木瓜<sup>(木瓜)</sup>兵衛の菱<sup>(菱)</sup>同、衛門の巴<sup>(巴)</sup>馬寮の鳩酸草<sup>(鳩酸草)</sup>、みな武具の符標なり、三浦の黄材<sup>(黄材)</sup>紺は三引兩にて、二階堂の山形村紺<sup>(山形村紺)</sup>は三角を交互に綴る、村紺は紫紺二色をいひ、是に黄を加へたるを黄村紺といふ、皆幕印より來る、佐佐木の四目<sup>(四目)</sup>は縞の形に出づとの説あり、源平以前より幕紋旗印に家々の紋章を定め、源家の二引兩も亦然るべし、中白中黒にて足利新田の紋を異にしたること覺束なし、必ず後世に衣紋となりたる後の附會説なるべし。因

にいふ足利氏の軍旗は八幡大菩薩と書き、八の字を兩鳩相對する形に書する故實なりといふ。

〔新田足利の確執は南北分立の原因〕 新田足利の確執は南北分立の原因にて、旗紋などの區々たる感情問題にあらず。足利は六波羅を滅ぼし、新田は鎌倉を滅ぼし、東西の幕府を兩家にて倒したるは優劣なき武功と、讀史者の眼には映するに、足利は京都に於て功を立て、其後の將軍となりたれば、史傳も多けれども、新田は東鄙に功を立て、其後收滅したれば史傳も湮滅して微跡に乏し。されど六波羅の陥落は、赤松圓心の打撃より六條忠顯出張し、但馬宮を奉じて、坊門雅忠等の軍もあり、困難なる際に、尊氏の歸順に因て大勢を變化し、人氣一時に集りて壓崩したるにて、尊氏一人の功にあらざること明かなれど、其背に諸國の有力者よりこれを將軍に推さんと欲するの勢、甚だ盛んなりき。又鎌倉を滅ぼしたるは、新田が上野に旗を掲げてより稻村崎由井濱の打入りまで、只其一手にて功をなしたる様に記述しあるは傳への疎略にて、是も、亦新田一手に非ず、新田足利の連合軍にも非ず、結城も千葉も小笠原も、其他關東八旗等に夫々淺深の功あり、但新田は源家の華貴なれば、其時の大將軍に推され、其手にて鎌倉の西寨を敗りたれば、義貞の功と謂ひて可なり。然るに義貞は高氏の命をうけ、岩松泰家と兩大將にて、足利新田連合との説あり、或は是を義貞の功を輕減するものとし、頗る疑問となりたれど、初めより足利千壽王が其軍に加はりたるは疑ひなし、新田一手に足利は與らずとは謂ふを得ず。爾後は政務も人望も皆足利氏に傾向し、三歳の千



壽王は武功高き義貞が上に出で、新田一族の憤慨となり、合戦に及ばんとしたれど、力なく京都に馳上りしは、是も足利氏の背に東國の人氣の加はりたる勢力の強盛なりしによる。此は高氏義貞の人格に關係もあらんと雖、全體は人氣問題なり、高氏一たび動けば鎮西の少貳大友鳥津忽ち向背を決す、斯くの如くに關東大名も高氏にて向背を決したる者多かりしならん。蓋し足利氏の族望大にして源氏幕府の相續者は此家なりと人氣の集まりたる所にて、遂に新田との反目は幕府存廢論の旗幟となり、時局の大問題に移りきたり。

〔大塔宮の勢力〕 大塔宮の勢力も亦朝政一統の初めの大問題なり。笠置の敗後に大勢を挽回したるは大塔宮の令旨による、二月まで大塔宮楠木正成は關東より懸賞誅戮の主名に指されしに、遂に伯耆還幸の盛運に翻されたり。凡そ政府の革命に首唱の功ある者は、人氣の未だ集まらざる間は千挫百折の困難を排し、人氣の集まる比には公衆の推輓する人出で、大功を遂ぐるを常とす、大塔宮楠木正成對足利兄弟の元弘撥亂に於けるは即ち其例なり。天皇復位の初めは幕府存廢の問題を第一義となし、叡慮併せて公家一般の意向は廢幕に在りしと雖も、天下多數の人心は存幕に趨向したりき。此時に當りて大將軍の名目は大に國是に關係す、大塔宮に征夷大將軍の命あり、高氏に鎮守府將軍の命ありしは、兩端たるを免れず。蓋し帝初政に關白と共に征夷府を停められたれども、人氣の趨勢は存幕にありて、源氏再興を望む謂ゆる源氏黨は責ては高氏を鎮守府將軍にもと推し、一

方に大塔宮を將軍に奉せんと欲し、此任命を餘義なくせしめたるならん。幕府存廢の大事なる際に將軍の名義は人氣に大關係を有す、按察使、秋田介等の官衙と一般に思ふを得ず、大塔宮の將軍は名よりも寧ろ實の著はれなるべし。

〔大塔宮征夷將軍の宣旨〕 保曆間記に、「高氏昇殿官途は成りたりけれども、させる恩賞もなし、其故は大塔宮還俗おはしまして宮將軍と申けるが、支へ申させ給ひけり、高氏兵權を取ては昔の頼朝に替べからず、此次に誅罰せらるべしと申されけるを、帝さしもの軍忠の仁なりとて其儀なし」とあり。太平記に、「大塔宮志貴の毘沙門堂に御座在(中)、同十三日(天正本に十一日)に御入洛あるべしと定められたりしが、其事となく延引有て、諸國の兵を召され合戦の御用意ありと聞へしかば、京中武士の心中更に穩かならず。之に依て主上右大辨宰相坊門清忠を勅使にて(中)、靜謐の上は急ぎ剃髮染衣の姿に歸し、門跡相承の業を事とし給ふべしとぞ仰られける、宮清忠を御前近く召され、足利治部大輔高氏僅に一戰の功を以て其志を萬人の上に立んと欲す、今若其勢の微なるに乗じて是を討せずば、高時法師が逆惡を取て高氏が威勢の上に加ふる者なるべし、今逆徒滅て天下無事に屬すと云とも、與黨猶身を隠し隙を伺ひ時を待たずばあるべからず、我若剃髮染衣の體に歸し虎賁猛將の威を捨ば、武に於て朝家を全せん人誰ぞや(中)、清忠卿歸參して此由を奏聞しければ、主上具に聞召され、高氏誅罰の事彼が不忠何事ぞや、天下士卒猶恐懼の心を抱く、若罪なふして罰を行はば諸卒豈安堵



の思を成んや、然ば大樹の任に於ては仔細有べからず、高氏誅罰の事に至ては堅く其金を留べしと聖斷有て、征夷將軍の宣旨を成さる、是に依て宮の御憤も散じけるにや」とある。大塔宮を始め首唱の功を立てたる人人は、高氏等が晩きに起て 幕の大功に居るを憤慨して排擠せんと思ひしは必然の情由にして、聽て高氏誅罰の論起りたれど、復辟の最初に此勅使ありとは信じ難し、六月の初め既に宮將軍の令旨存すれば、伯耆還幸の途次より將軍の宣旨ありたるなり。

〔北條氏滅亡後の物議〕 次に「六月十七日志貴を御立有、八幡に七日御逗留有て、同二十三日御入洛あり、其行列一番には赤松入道圓心、二番に殿法印良忠、三番には四條少將隆資(實は貞正)四番には中院中將定平、……後乘には千種頭中將忠顯朝臣供奉せらる、其後陣には湯淺權太夫、山本四郎次郎忠行、伊東三郎行高、加藤太郎光直、畿内近國の勢打込に二十萬七千餘騎云々」とあり。太平記は醉人の談に接するが如く、まゝ本性を失はぬ所もあれば、此説を假に信じて宮將軍に屬したる者を見るに、高氏歸順前に京合戦の諸將に金剛山籠城の人加はり、奈良征伐より凱旋の軍にして、みな首唱の功に居る者なれば、晩起の源家黨と軋轢すべき人氣なるは疑ひを容れず。然し四條隆資、六條忠顯、及び赤松圓心等は奈良攻には従はざりしなるべし、大塔宮の高氏誅罰論も復位の初めに起りたりしに非ず、征夷大將軍の命は其爲めには無けれど、北條氏仆れて後に湧出せる物議は必ず此處にありしなるべし。

〔還俗の問題〕 還俗問題も亦復位の初めに起るべき重要な論にて、此事は公家僧侶の人氣に關係を有す。南都北嶺の猶盛んなる當時に於て、佛法保護は政事の大綱たり、一度桑門に法衣を受けたる者の還俗は做し得べからざる事なり、又朝廷の官職は武家の如く僧侶混淆するを得ず。故に西園寺中宮は落飾に因て皇太后の尊號あり、北畠親房は其子顯家の年十六なるを陸奥守に任じて名前となし、法體にて事務を裁したり。天台座主記に、尊澄法親王は六月自讃州御上洛、山務毎事不可違元弘元年之儀云々、不及重宣下、仍非再任之儀云々、六月二十一日拜堂並拜賀とあれば、尊雲法親王も同様に山僧より固執し、坊門清忠の勅使は其比にあるべき事なれど、宮將軍の稱と矛盾す。増鏡の四條隆資著髪の下に「天台座主にて在せし法親王だにかくおはしませばまいとぞ誰かに有けん其比聞し墨染の色をかへつ月草の移れば換る花の衣に」(増鏡は此に終る)とあり、隆資は亂世に身を忍ぶための權の出家なり、大塔宮は反對に權の還俗なれば、同じ比例にはならざれど、隆資の還任は五月にあり、大塔宮と同時に世評になりたるとはいふかし。此比まで南都北嶺東寺等の勢力は武家に亞いで勢力ありしかば、佛法を輕蔑するを得ず、自由還俗の行はるゝ様になりたるは南北亂により僧徒の打撃を受けたる後の事なれど、其漸を推究むれば大塔宮より始まると謂つて可ならん。



## 第五章 大權回復、中先代の亂

### 第三十三節 恩賞處分、國司守護の任補

朝廷大繁忙——論功行賞の困難なる所以——恩賞處分と太平記謬説——幕府廢止の理想遂に破る——  
太平記に據れる俗説の辨妄——決斷所の新設——公武合體の新政

〔朝廷大繁忙〕 後醍醐天皇の稜威にて幕府を滅して大權を收め、是より功賞懲罰を行ひ、公武一統の政を布く時期に移り、六月以來は朝廷は一方ならぬ繁忙となれり。

是まで兩統遞立の争ひは百度一新の震動力に熾滅せられ、耳目を改めて視れば、前勅の宣へる如く、仙洞は朝敵の外に超然として神聖を保ち、帝室の親睦は依然として一家の如し、六月七日仙洞御領の長講堂領法金剛院領、並に龜山帝御讓の五箇所等を伏見上皇へ、室町御領を花園上皇へ、今出河院御領を永福門院へ進せられ（圖大）、尋いで播磨を新院の御分國になさる（岩崎男所）。廿六日、一院は御落飾あり（年四十六）、新院は此間在位の儀に非ざれば仍皇太子なりしに、年末に至り儲位を避け、因て太上天皇の尊號を上られ、共に持明院に御座ありき。

〔論功行賞の困難なる所以〕 元年以來綸旨令旨を傳へて懸賞せられしに、今は靖難の功略成りて

車駕還内あり、恩賞には朝敵の關所（收公地）を收めて有功者に分配すること容易に似たれど、實際は單純の加減算にて辨すべきに非ず、複雑なる差分盈牘の數理ありて、明晰に處斷を遂げんは殆ど不可能の事なり。幕府を除ける事實を換言すれば、探題府を潰す初期畢りて、諸國の守護地頭を掃蕩する時期に移りたるにて、猶諸國より一族郎黨を率ゐて續々馳參り、或は恩賞を邀へ、或は收公を憂へ、或は安堵を望み、都鄙の恟擾は日に加はり、戰災は全面に廣がり苟も處理を誤れば大禍亂を惹起す、守成の撥亂より難きは此點にあり。是に於て朝政一統は纏て恩賞方の困難となり、一瀾纒に伏さんとして一瀾又起り、遂に南北朝の分裂となりし時局の斡旋は此にあり、最も詳密なる注意を以て觀察せざるべからず。

〔恩賞處分と太平記の謬説〕 仙洞御料の定めを一統政治の最初として、引續いて院宮門跡公卿寺社の所領を定め、而して諸國の所領安堵に及ぶが、恩賞處分の順序なるべし。然るに安堵と關所と恩賞とは相關連したる事なり、朝廷の土地處分は記録所に於て議定せらるべしと雖も、是まで文殿記録所に管理せられたる直轄の分は毎月數度の式日にて足れど、幕府の政務を并せては中々の繁劇となりたり。太平記に「八月三日より軍勢恩賞の沙汰あるべし」とて、洞院左衛門督實世卿を上卿に定めらる、是に依て諸國の軍勢軍忠の支證を立、申狀を捧て、恩賞を望輩何千萬人と云數を知らず、實に忠ある者は功を憑て諂はず、忠なき者は奥に媚竈に求（論語に與求其）上聞を掠めし間、數月の内に僅に



二十餘人の恩賞を沙汰せられたり云々」とある。是は十一月比までの事に當れど、大政一統の後五ヶ月間に、僅に二十餘件の恩賞を裁決するが如き緩急あるべきに非ず、又恩賞を一人の上卿にて奉行すといふも事實にあらず。薩摩の山田文書、島津大隅忠能兄弟言上(附七月)の口に、奉行人藏人式部少輔とし、其下に彼衆所は押小路萬里小路三條坊門の中ほど萬里の小路表棟門也、此申狀八月三日。上、同六日安堵給旨給はる、彼申狀は案文、同清書、少輔ならん書之と注せり。八月三日は太平記に恩賞方を萬里小路に開かれたる其日なる様なれど、固より泥むべからず、藏人式部少輔は、前章に出したる六月十五日島津道鑑が日向守護職の給旨を奉じたる左衛門權佐と花押同じ、岡崎範國なり、職事補任に、藏人頭は左中將忠顯(元弘二月)、宮内卿藤經季(同三、九)にて、五位藏人は勘解次官藤宣明(元弘三、三、十八補、同七、十七、任左少辨)、式部少輔同範國(同三、二、六補月、同三、月日補七、)とあり、仙洞御料の給旨は頭中將忠顯の奉なり、其他は御門宣明、高倉光守、みな給旨を奉せる中に、範國奉のもの最多し。然れば天皇の還内後は記録所の裁決を藏人にて奉行し、やがて萬里小路に恩賞方を設けて、是等の人々出仕したるべし、八月三日に開局したるには非ず。

〔幕府廢止の理想遂に破る〕 恩賞沙汰の初めに最も證例となるは、集古文書(横瀨氏)に、七月十九日式部少輔(花押)兵部大輔(岩松)殿に宛てたる給旨あり、飛驒國守護職(通)、伊勢國笠間莊(維貞跡)、遠江國澁保郷(泰家法)、同國蒲御厨(同)、同國大池莊(高家跡)、駿河國大岡莊(泰家法)、甲斐國安村別府(同)、

陸奥國泉荒田(同)出羽國會津(顯業)、播磨國福居莊(維貞)、土佐國下中津山(泰家法)、右所々地頭職(通)を管領せしむとあり。岩松經家は高氏の内書を得て、新田義貞と兩將にて鎌倉を滅ぼしたる人なり、守護并て十所地頭の恩賞は随分大功と思はる、(一)北條氏の收公地配分を七月より施行せられ、(二)飛驒守護は新規の命なるべし、(三)又鎌倉幕府の始めたる地頭を廢せざる等、(四)みな是にて證明せらる。鎌倉幕府が莊園に地頭を置きしより、上に領家、中に地頭、下に地主と、三段の領主あり、又地頭代もあり、地方の苦痛となりしは、既に前述(第九)したるが如し。因て此際に廢せられたる所もあり、阿蘇文書十月二日附式部少輔(花押)の給旨に、肥後國甲佐、健軍、郡浦等三社、止本家領家之號、付本社可令管領とあり。元は阿蘇郡八千町皆社領なるに、藤原氏の比より漸く能除せられ、阿蘇に三百五十町、南郷に八十町、健軍(郡)三百五十町、津守八十町、甲佐(郡)三百五十町、堅志田八十町、郡浦(郡)三百五十町、田八十町、合て千七百廿町を神用として所領し、其餘は公卿所領となり、南郷などは中院家領となれり、是は領家にて、阿蘇家より領家職の所得を納めたるなり。鎌倉に至り又地頭をおき、御臺所用となし、北條氏地頭となれり、小國郷の北條阿蘇氏頭となりたる是なり、今は北條氏滅びて收公せられたりしならん、明文はなけれども、甲佐、健軍、郡浦三社の神用地には領家を止めて、本社家の專領となしたるなり、是は當春より阿蘇惟直が大塔宮令旨に應じ、東奔西馳の恩賞なりしなるべし。凡て地頭職の名稱中にも事情を究むれば此の如き沿革を合



めり、故に北條氏を倒せりとて其仕置を盡く廢棄すべきに非ず、所領安堵を失ふもの多くなれば國の安寧を攪亂す、土地を唯一の財産と特める大小名が、政府の交替に所得安堵を失ひ、到る處に恐慌を生じ、京師に趨集して訴ひたるは必然の事情なり。七月下旬太政官より諸國司に下したる下文に、應令士卒民庶、當時知行地、不可有依違事との題にて右大納言藤原朝臣宣房宣、奉勅、兵革之後、士卒民庶未安堵、仍降絲綸、被救牢籠、而萬機事繁施行有煩、加之諸國之輩、不遠近、悉以京上、徒妨農業之條、還背撫民之義、自今以後所闡此法也(諸國單安堵のた、め京上する法)、然者高時法師黨類以下、朝敵與同輩之外、當知行之地、不可有依違之由、宜仰五畿七道諸國、聊勿敢違失、但於臨時勅斷者、非此限者、國宜承知、依宣行之之と觸示されたり。是にて關係なき國輩はや、靜止したりしならんも、戰功の士と朝敵に脅從せし輩との動搖は止むべくもあらず恩賞沙汰は萬機繁劇にして施行の煩ひにより延引して二ヶ月を経過し此令を出すに至り、恩賞局の混雜はますます擴張の必要に迫られしなり。

〔太平記に據れる俗説の辨妄〕 されば公家の年來幕府を廢するの理想は、安堵恩賞の趨勢より壓せられ遂に失敗に終りしこと、政治歴史の經驗によれば怪むに足らず、かゝる處に研究を遂げおくは史學の大價值ある所なり。是までは道德的演劇的に歴史を見て、かゝる問題を淺薄に説教し、成敗により、まゝ人を中傷するに至れり、太平記に恩賞沙汰を叙し「實世の沙汰は正路に非ずとて召

返され、上卿を萬里小路中納言藤房に改め、申狀を附渡さる、藤房忠否を正し、淺深を分ち、申與んとする處に、内奏秘計に依て、只今までは朝敵に成つる者も安堵を賜り、更に忠なき輩も五箇所十箇所の所領を給りける間、藤房奉行を辭せられ、九條民部卿(光)を上卿に御沙汰有ける間、委細尋究て申與へんとしける處に、相摸入道の一跡をば内裏の供御料所に置く、舍弟四郎左近大夫入道(即藤家)の跡をば兵部卿親王へ進らせらる、大佛陸奥守(即ち阿野三)の御領になさる、此外相州の一族關東家風の輩が所領をば、させる事なき郢曲妓女の輩蹴鞠伎藝の者ども、乃至衛府諸司女官僧まで、一跡二跡を合て内奏より申賜りければ、今は六十六箇の内には立錐の地も軍勢に行ふべき關所は無りけり」とあり。演本様の脚色にはかく極端に言做し、婦人などを雜へねば、無學者の感情を惹かざれど、固より捏造の譚なるは、前の岩松文書に泰家法師跡、維貞跡とあり、岩松兵部大輔を兵部卿親王になりたるなど、是非を論ずるも野暮なるべし。且一二跡を大塔宮三位局に賜はるとして何事かあらん、郢曲は綾小路、蹴鞠は御子左をいふにや、凡下の藝人をいふにや、亦推論する程の力もなければ、此文段及び藤房卿の天馬諫などは、久しく書生論を支配し、建武一統は内奏女謁に因て敗れたる様に思ふもの多ければ、此に辯じおくなり。

〔決斷所の新設〕 同じ物語文調なれど、當時武家の聞書として史料の價值ある梅松論には「保元平治治承より以後、武家の沙汰として政務を恣にせしかども、元弘三年の今は天下一統に成しこそ



めづらしけれ、君の御聖斷は延喜天曆の昔に立歸て、武家安寧に民屋謳歌し、いつしか諸國に國司守護を定、卿相雲客各其位階に登りし體、實に目出度かりし善政なり」とあり。是は公家の理想を寫せり、守護は治承以後のものなれど、朝政復古の希望は白河鳥羽も末世として、延喜天曆の昔にあるべきも、事實許さずして公武合體の爲めに撓まされたり。次に「武家楠、伯耆守、赤松以下、山陽山陰兩道の輩、朝恩に誇る事傍若無人とも謂つべし(是は、唱首の功を云ふ)、御聖斷の趣、五畿七道八番に分られ、卿相を以て、頭人として、斷決所(決斷所の誤り)と號て、新に造らる、是は、先代引付の沙汰のたつ所なり、大議に於ては記録所において裁許あり」とあり。決斷所は恩賞方の擴張にて、彼萬里小路に設けられたるべし、太平記には「雜訴の沙汰のためにとて、郁芳門の左右の脇に決斷所を造らる、其議定の人数には才學優長の卿相、雲客、紀傳、明法、外記、官人を三番に分て、一月に六箇度の沙汰の日をぞ定められける」とあり、恩賞上卿と自家撞着なれど、記者は雜訴と恩賞と各別と思へるならん。雜訴決斷所を三番に分ちて設けたるは事實なり、是は六波羅の引付三番により、公武合同にて寄人となしたるが創始にて、明年五月に四番に増し、後に八番になれり。雜訴決斷所は阿蘇家に十一月四日附のもの存在す、因て十月比の新設なりしやらんと思ひしに、近比三寶院より十月九日のもの發見したれば、九月には既に設けられたりしなるべし。

〔公武合體の新政〕

國司再興は、謂ゆる延喜天曆の昔に復る要件の一なれど、守護を廢して其權

を國衙に收むるは甚だ難事也。且、國司も守護も事實は關所同様に恩賞として望みたり、太平記に「諸軍勢の恩賞は姑く延引すとも、先大功の輩の抽賞を行はるべしとて、足利治部大輔高氏に武藏常陸下總三箇國、舍弟左馬頭直義に遠江國、新田左馬助義貞に上野播磨兩國子息義顯に越後國、舍弟兵部少輔義助に駿河國、楠判官正成に攝津國河内、名和伯耆守長年に因幡伯耆兩國をぞ行はれける、其外公家武家の輩二箇國三箇國を賜りけるに、さしもの軍忠有し赤松入道圓心に佐用庄一所計を行はる、播磨國の守護職をば程なく召返されけり、されば建武の亂に圓心俄に心替して朝敵となりしも此恨と聞へし、其外五十餘箇國の守護國司國々の關所大庄をば悉く公家被官の人人拜領しける」とあるにて知るべし、是は國司守護を混淆し、補任の事も叙次なし、新田義貞の上野介は十二月以前にある證據あれど、播磨大介は後の事ならん、玉英に建武元二、小除目從五位下楠正成(勳功)檢非違使如元とあれば、夫まで正成は尙ほ正六位上にて、判官に相當なりしに、此に至り叙留して大夫判官となりし程なれば、尊氏の武藏守と同じ比に、河内守になりたるを謂ふも誤りなるべし。赤松圓心は法體にて國司に任する資格なし、佐用庄は赤松の附近なり、此庄一所とは斷じて然らざるを知る、或は義貞が播磨介となる後に播磨守護を失ひしにや、其後に新田は播磨の東境に居り、赤松は西部に勢力強く互に雄を争へり。高氏の武藏守は別に關係のあることなり一統政治の大問題たる國司の任を恩賞に混じ、守護と甄別せずしては耳目を亂る、注意して辨せんことを要す。



### 第三十四節 陸奥鎌倉鎮西府復置、新政の危機

鎌倉陸奥二府分立——北畠顯家出羽陸奥守に任ず——尊氏任所に赴かず、弟直義を遣はす——足利氏に對する公家の憤慨——西國の行政——立太子と建武改元——大内義隆の事——公卿破格の擢用

〔鎌倉陸奥二府分立〕 八月五日源顯家、源高氏、並に従三位に叙し、顯家は陸奥守に、高氏は武藏守に任じ、今日高の字を以て尊となす(公卿補任)、尊は御諱なり。國守輔任には幕府を廢する要素を含めり、頼朝が關東を本據として、奥羽を伐平げ并せ置しを、今分つて兩行政區となすの政略に出でたり、この鎌倉陸奥兩府の分畫は南北亂終始の大關係となれり。

〔北畠顯家出羽陸奥守に任ず〕 十七歳の北畠顯家を武家の人傑高氏に對する不倫は其故あり、顯家の父親房の神皇正統記に「冬十月に先吾妻の奥を鎮めらるべし」とて參議右近中將源顯家卿を陸奥の守になして遣はさる、代々和漢の稽古を業として朝家に仕へ、政務に交はる道をのみこそ學び侍れ、吏途の方にも習はず、武勇の藝にも携はらぬ事なれば、度々否み申し、かど、公家既に一統しぬ、文武の道二つなるべからず、今より武を兼て藩屏たるべしと仰せ給ひて、御みづから旗の銘を書しめ給ひ、さまざまの兵器をさへ下し給はる、任國に赴くことも絶て久しく成にしかば、舊き例を尋ねて罷申す儀あり、御前に召し勅語有て、御衣御馬などを賜はりき、猶奥の固めにもと申請て、

御子を一所ともなひ奉る、掛卷も畏き今上皇帝の御事なれば、細かには記さずとあり。辭退の語に一句の若年未熟に及ばぬは、顯家は名前前にて、其陰に親房卿の附添たりしを識るべし。梅松論には「北畠亞相禪門准后腹の三の宮を懷き奉て、出羽陸奥兩國の守として管領有り(保曆間記に、兵部親王征夷將軍にならぬ事を憚りして、兎角思計給ける程に東國の武士多くは出羽陸奥を領して其力もあり是を取放さんと議して、當今の宮一所可奉下とて、國司には彼親王に親く奉成けるにや、土御門の入道大納言親房息男顯家卿をして父子共に下さると云、○護其親王の事は諷聞なるべし、東國より奥羽を取)とあり、親房は出家して朝仕を脱せるを以て、其子の顯家に任命ありたれど、宸筆の旗、其他の賜與、重き禮遇を擧げらしは、皆陰に親房のあるに因るなり、第三の宮は皇子義良なり、結城宗廣入道等輔佐し奉り(元弘日)、奥州には式評定衆を設け、北畠の一族冷泉少將家房(親房の弟持房冷泉と稱す其猶子)、式部少輔藤英房、内藏權頭入道元覺、結城入道、二階堂信濃入道(行朝)、三河前司親朝、山城左衛門大夫顯行、伊達左近藏人行朝を以つて成り、政所執事、及び評定、寺社、安堵奉行、また侍所等をおく(建武年)、八議員には公武を混合し、兩二階堂は北條氏の時の政務家なり、兩結城伊達は武將中の選なり、以て國務を裁制する上局を成したり。

〔尊氏任所に赴かず弟直義を遣はす〕 鎌倉は陷落以前に細川兄弟の下りし時、政務家も往きて二階堂に民政廳を設けたりしならんとは、前章(第一節)に述べたり、足利尊氏を北畠と同時に武藏守に任じたるは、關東國務のためなるべく、赴任の遷延したるは大に事情のありしことなるべし。十一月八日に至り、頭中將千種忠顯參議に進み、足利直義相摸守に任じ鎌倉に下るに決し、尊氏は在京す、



武相兩國守は北條氏受領の例あれば、鎌倉幕府を復置したる形あり。義良の兄成良に親王宣下あり、十二月十四日直義これを奉じて鎌倉に下向し(武家年)、二階堂山城入道以下從ひ、二階堂小路の屋敷を御所となす、明年正月親王を四品上野守に叙任あり、直義執權となり(將軍執權)、長井大膳大夫廣秀は政所執事として廳務を掌り、二階堂參河入道行誼(綱時)引付頭御所奉行たり(武家年)、宗尊親王以來の例の如く御所に廂番をおく、其結番は、一番に刑部大輔義季、長井廣秀、左京亮、仁木四郎義長、武田孫五郎時風、河越次郎高重、丹後次郎時景、二番に兵部大輔經家、藏人憲顯、出羽權守信重、若狹判官時明、丹後三郎左衛門尉盛高、三河四郎左衛門尉行冬、三番に宮内大輔貞家、長井甲斐前司泰廣、那波左近大夫將監政家、讃岐權守長義、山城左衛門大夫高貞、前隼人正致顯、相馬小次郎高胤、四番に、右馬權助賴行、豊前々司清忠、宇佐美三河前司祐清、天野三河守貞村、小野寺遠江權守道親、因幡三郎左衛門尉高憲、遠江七郎左衛門尉時長、五番に丹波左近將監範家、尾張守長藤、伊東重左衛門尉祐持、後藤壹岐五郎左衛門尉、美作次郎左衛門尉高衡、丹波四郎政衡、六番に中務大輔滿義、藏人伊豆守重能、下野判官高元、高太郎左衛門尉師顯、加藤左衛門尉、下總四郎高家(武家年)みな武家の面々にて勤仕す。是百年來鎌府の習例にて、親王御所に對する特別の制なり、將軍宣下はなけれど、自然と幕府の姿をなしたれば其中に種々の波瀾を伏せしなるべし。

〔足利氏に對する公家の憤慨〕 梅松論に「關東へは同年の冬成良親王征夷將軍(上野)として御下向

也、下の御所左馬頭殿供奉し奉られしかば、東八ヶ國の輩大略屬し奉りて下向す(中)、抑累代(中)を以て關東を亡されし事は、武家を立らるまじき御爲なり、然るに直義朝臣太守として鎌倉に御座有ければ東國の輩是に歸服して、京都には應ぜざりしかば、一統の御本意今に於て更に其益なしと思召ければ、武家より又公家に恨を含み奉る輩は、頼朝卿の如く天下を專とせむ事をいそがしく思へり、故に公家と武家水火の争にて、元弘三年も暮にけり」と。神皇正統記に「同十二月左馬頭源直義朝臣相摸守を兼して下向す、これも四品上野大守成良親王を伴なひ奉る、この親王後に暫く征夷大將軍を兼ねさせ給ふ、直義は高氏が弟なり、抑かの高氏御方に參りし其功は誠に然るべし、すろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下を鎮めしまゝの志にのみ成にけるにや、いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず、拜賀の前に聽て從三位して、程なく參議從二位までに昇りぬ、三ヶ國の吏務守護、及び數多の郡庄を給はる、弟直義左馬頭に任じ、後四位に叙す(中)、關東の高時天命すでに極りて君の御運を開しことは更に人力と謂がたし、武士たる輩いへば數代の朝敵なり、御方に參りて其家を失はぬこそ餘りある皇恩なれ、更に忠を致し勞を積てぞ理運の望をも企だて侍るべき、然るを天の功をぬすみておのれが功と思へり……かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿を許さるゝもありき、されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに中々猶武士の世になりぬるとありし」とは北畠親房卿のまのあたりなる論にして、當時公家の憤



概を代表したるものと見て然るべし。保曆間記には「爰に諸人賞を行はる、而るに尊氏昇殿官途者成たりけれども、指る恩賞もなし」(前の三ヶ國吏務守護及數)其故は大塔宮還俗御坐て、宮將軍と申けるが支へ申させ給けり、尊氏兵權を取ては昔の頼朝に不可替、此次に誅せらるべしと申されけるを、帝さしもの軍忠の仁也とて無其儀(第卅二節の太)彼宮種々の計事を回て尊氏を打んとす、其比畿内西國の武士楠なんと申者は皆宮の御方也ければ便宜あらば尊氏を打んとせられけれども、東國の武士多は尊氏方也ける上に譜代の武勇なれば輒も打れず、將軍にさへなるべしと聞ゆ(略)、同十二月主上の宮成良親王と申に尊氏舍弟左馬頭直義朝臣相副て、關東八ヶ國爲守護、下向あり、鎌倉將軍とぞ申ける、されども出羽奥州を取放さる、間、東國の武士多は奥州に下る間、古の關東の面影も無りけり」とあり。彼是を參考するに顯家尊氏の任國より三ヶ月餘延引して直義が下りたるは、大塔宮新田楠木を始め尊氏が源氏幕府を再興する底意を排擠し、公家の關東を亡ぼす宿意を果さんと支へ、中には兵を加へて討たんとまで謀りしも、陰謀の事なれば史面には暴露せず、遂に弟直義を遣すことになりたるなり。關東より奥羽を取離し、北島親房顯家先づ往いて彼地を鎮めたるより、鎌倉は古の面影なしとはいかかなれど大に勢力を滅じ、因て中先代の回復を容易ならしめたり。

## 〔西國の行政〕

西國も鎮西の少貳大友島津等は源氏黨の個驅なる大名なり、鎌倉に次いで、博多を定めざるべからず、さきに二條師基の大宰權帥は探題征討のためなりしに、早く誅滅につき、

少貳大友が尊良親王を原山に奉じて吏務を引繼ぎたれば、昔し太宰少貳と鎮西奉行とにて、宰府博多を支配したる例(是は平清盛大貳)に任せられしにや、程なく尊良親王は上京になり、島津は日向守護となり、雖て大隅守護の命あり、是も尊氏が頼朝の跡を相續するの志に附帶したる事にして、東西相應するの情勢を看破せんことを要す。

## 〔立太子と建武改元〕

又帝復位の後は初め事を共にし給へる諸皇子みな隠るゝが如く、一の宮尊良親王は鎮西より上り、和歌の御會などに御名見ゆれど、太子にも立てられず、大塔宮は尊澄親王と共に剃髮あるべきに推して蓄髮を望み、征夷大將軍の宣下ありたれど、帝には餘り任用せられず、但馬宮も頓て出家したりしなるべし。太平記は外間の浮評を寫し、隱岐配所に憂き年月を共にせし阿野三位局が内奏行はれ、因て大政を誤りたりといふも、亦少しは其影なきに非ず。明年正月、阿野氏の腹にて一宮の躬良親王十三なるを皇太子に立て、建武と改元あり。

## 〔大内裏造築の事〕

又太平記に「大内裏造らるべしとて安藝周防を料國に寄せられ、日本國の地頭御家人の所領の得分二十分一を懸召さる」とあるも、亦其微跡あり。抑大内裏は天曆の炎上より舊規模に復せず、保元に信西入道の經畫にて造營ありしは安元に燼し、程なく鎌倉幕府始まりて其沙汰なく打過ぎたれば、公家の無念は今度朝政を延喜天曆に復すとて最先に發せらるべき議なり。されど諸國の兵革は平定したるに非ず、去冬より奥羽鎮西に兵亂を萌し、京師には幕府存廢の軋轢を生ず



る折柄に、全國に造營費二十分一を徴すなど、は迂濶甚し。貴族の民情に遠きは博識の北畠親房卿  
さへ、諸國の武士は數代の朝敵なり、御方に参りては其家を失はぬを餘りある皇恩と思ひ忠勞を致  
せといふ、かゝる公家の權幕なれば、皇宮造營を臣子の首に務むべき事と提議したるを怪まず、斯  
くて世は又亂れて事行はれず成果てたり。

〔公卿破格の擢用〕 正中以來の改革運動は後醍醐帝の宸衷に出で、帝の公家より人物を選む鑒識  
も甚だ健確なり、其中に最も高名なるは定房、宣房、親房、及び洞院公賢、四條隆資等なり。三房の  
年齒を叙すれば宣房は當年七十七の高齡にて、官廳の首班として宣命を奉せり、改革主義の人なれ  
ど溫和に似たり。定房は六十一歳なり、正慶に花園上皇の議定となり、其近衛兩大將の關けて六人  
の名を關東に諮詢あり、定房は大將の家格に非ざれど書を鎌倉に送り、近世の詮衡は才徳を論せず  
家格のみに従はれ、少年庸才にして濫に大任に居る、政を以て戯となすなり、天下衰へざらんと欲  
するも得んや、今近衛兩大將の當關は六句の暮齡にして猶補するを得ざるにやと言へり、公卿漏聞  
いて驚愕せりと近衛家の玉英に見ゆ。家格階級舊例を主とする朝廷に少しく破格を論すれば、衆に  
詫異し憎嫉せらる、後醍醐帝の定房、宣房を信用あり、彼等の論議がまゝ例規の外に出づるには、  
往々に衆口に議あり、中にも定房は殊に破格説を執りて帝を輔佐したる人にして、帝の還内迄は前  
大納言なりしが、恩賞方に列し、今年六月准大臣となり、九月九日内大臣に昇任せり。親房は當年

四十二(洞院公賢より二歳年少なり)、職原抄の著者にて舊格の保守家なり、其抄の准大臣に、先朝(後醍醐)御時、前大納  
言定房爲名家任之、可謂無念、雖然後日任内大臣之上者、無是非一歎とあり、名家とは諸  
大夫の才學を以て拔擢せられたる名望の家にて、代々才名の人相繼を名家譜第といふ、定房は諸大  
夫にて華族に非ず、後應安三年に同族の勸修寺經顯が任大臣の時、後愚昧記に、後醍醐院天下一統  
之時、吉田内府(房)爲御乳父、勞被任了、今度又被追彼例一歎、但後醍醐院御行事不限此一事、  
每事物狂沙汰等也豈可因准哉と見え、帝の改革は北朝には准用せざりき。定房の任大臣は親房  
が在奥州の時なり、尊氏が三位二位に昇進したるを正統記に論じて「頼朝ためしなき勳功ありしか  
ど、高位高官に昇ることは亂政なり、果して又子孫も早く絶えぬるは高官の致す所かとぞ申し傳へ  
たる、高氏等は頼朝實朝が時に親族など、て優恕するともなし、唯家人の列なりき、實朝の八幡宮  
に拜賀せし日も、地下前驅二十人の中に相加はれり、たとひ頼朝が後胤なりとも今更登用すべしと  
も覺えず、況や久しき家人なり、さしたる大功もなくかくやは抽賞せらるべきと怪み申す輩もあ  
りけるとぞ」とあり。是みな親房が本領の論にて、職原抄、正統記は皇道を輔佐するため書きた  
るものなり、公卿の多數は此主義に賛同したりしなるべし。帝の改革は物狂はしと評せられ、定房、  
宣房等の破格も今より見れば小異同にすぎざれど、例規の中に組織せられたる貴族の改革は、是さ  
へ非常の困難を感じたるに、國司を興し守護を支配し、公武合體の新政を試みるには、意外なる歴



力を受けて頓に破壊せられたりしなり。

### 第三十五節 北條黨煽起と恩賞局創設

奥羽北條餘黨の蜂起——鎮西北條餘黨の蜂起——關東亦蜂起す——關所安堵恩賞の處分——公武衝突の端——恩賞裁決、朝變幕政の實情——大内裏造營の延期——京師騷擾の兆

〔奥羽北條餘黨の蜂起〕 六波羅鎌倉の陥りたりとて諸國の靜定したるに非ず、北條氏關所地の處分は多數武士の生活問題にて、戰災は其中に燃え、干戈既に動いて亂機發したれば、武士は家子郎黨を率ゐて京都に馳參ると共に、鄉村には亂妨狼藉も亦起れり。六月七日に武澤親長より、越前國三國湊に於て千手寺の僧及び處の住人が、徒黨を結んで強盜及傷に及びたる注進を國衙に呈せり、〔大樂院〕此に類する騒動は所々に多かりしならん。十二月に至り、陸奥國津輕に出羽國秋田の凶徒侵入し、大光寺の合戦は翌年正月に連なり、曾我太郎光高の言上に據れば、朝敵餘黨人等、〔出羽〕小鹿島、並秋田城〔今〕、楯築所々、可亂入津輕中之由、有共聞之間、國中給主、御家人、令集會大阿本郷〔口〕之爲防戰、令相待凶徒云云とあり、又爰津輕大光寺合戦、光高〔家子〕等數輩負手被疵、半死半生之間、合戰奉行入早河禪門〔北島國司よりの奉行人なるべし〕、並工藤右衛門尉〔嘉曆に蝦夷征伐の工藤祐貞なり〕尾張彈正左衛門尉〔尾張は足利一族の尾張氏に、新波郡を領するもの〕、相共同所並陳屋之間、被載注進狀之上、守護人召人令參上之者、

仰上裁〔南部八戸文〕、と見ゆ。又岩城郡に鎌田孫太郎等數百人徒黨を結び、鎌田入道頼圓宅に押寄せて濫妨放火し、道圓より守護人に仰せて狼藉を鎮めらるべしと注進〔會津風〕、明年三月國宣を岩城郡に傳へて、朝敵與黨人等多く當國に落下る由につき、路次を警固し、其疑ひある輩は召捕ふる用意をなさしめ、尋て岩松經家が代官より、同族の岩松本阿彌が代官に行方郡、千倉莊に城廓を構へ合戦の企てをなすと報じ、檢斷岩城彈正左衛門尉隆胤國宣を傳へて討伐の用意をなす〔會津四〕、等の事あり。岩松經家は陸奥の泉荒田〔奉家〕、出羽の會津〔顯業〕を恩賞に賜はれり〔前節〕、是等の住人にて給主を離れたるもの、經家の一族を誘ふて兵を擧げたるにてあるべし、斯くの如く奥羽には北境南境みな北條の餘黨煽起せり。

〔鎮西北條餘黨の蜂起〕 鎮西の亂は、太平記に、「元弘三年〔建武元年の誤〕春の比、筑紫には規矩掃部〔カクモン〕、助高政、絲田左近大夫將監貞義と云、平氏の一族出來て、前亡の餘類を集め、所々の逆黨を招て、國を亂らんとす」とあり、高政貞義は探題金澤實政の孫にて鎮西奉行の家なり、豊前國規矩絲田〔田川〕を領し、に、探題滅びて後、筑前國遠賀の山鹿政貞に依て隠れしが、處の群士弓削、宗佐杉等を語らひ、帆柱山〔カシラ〕に城廓を構へ、規矩郡の長野一族門司城に據て相應ず、弟絲田貞義は、筑後國三池郡の堀口城に據り、國人黒木〔上妻〕、星野〔生葉〕、草野問注所〔竹野〕等を語ふて共に起りたり、三年の冬なるべし。大隅國福後院南俣一分地頭福後彌二郎〔種清〕へ十二月二日附にて、於知行分者、重下使者候程



者不可有相違との狀を掃部助(花)より遣はしたる文書(備後)あるは、高政が元の職事奉行にて出て徒黨を募りたるならん、日隅の島津莊は名越氏地頭にて、北條氏の餘黨多ければ、此も動搖し初めたり。元年正月高政政通は鄰郡宗像に押寄せ、宗像大宮司氏名これを葛嶽に防ぎ、夾撃せられて敗れ還る(一に宗像の兵帆柱山城を伐しに、長野の)、小貳の一族武藤頼村も豊前吉田を以て高政に付き、弟頼景は田中を以て少貳に屬し、筑豊動搖競ひ起りて少貳大友に叛く。三月少貳妙惠は新少貳頼尙をして、松浦、原田、宗像等筑前肥前の兵を將ゐて帆柱山に向ひ、太友具簡は舊臘京都にて卒して、庶子の左近將監貞載、筑後豊後の兵を將ゐて堀口城に向ふ(鎮西志、松)、肥後人相良祐長等も往いて會す(求麻)、兵結ばること數月なり。

〔關東亦蜂起す〕 梅松論に、翌年改元有て建武元年なり、元三節會以下の儀式は雲客花の袂を連ね、昔に返る體なり(大内造譽を)、然れども世の中の人々心も調らず、よろづ物騒がしく見えしかば、此儘にてはよもあらじと、怖しくぞ覺えし、去程に兵部卿親王護良、新田右金吾義貞、正成、長年潜に叡慮を請て打立事度々に及といへども、將軍に付奉る軍勢其數を知らざる間、合戦に及ば、難義たるべきによつて、已に師有べき日先事を延ん爲に、無異の體にて北山殿へ臨時の行幸度々に及びし也(前節の保曆間記を参考すべし、御方)、か様の事に付ても洛中穩かならざる時分、三月上旬關東に本間と澁谷が一族先代方として謀反を興して相摸國より鎌倉へ寄來る間、澁川刑部大輔義季を大將として、

極樂寺の前に馳向て責戰事數刻なりしに凶徒打負ぬとあり。將軍執權次第には、三月九日の事として、政所執事三河入道行證自<sub>證</sub>此合戰場<sub>證</sub>不知<sub>證</sub>行方<sub>證</sub>云々とありて、筑紫も鎌倉も北條氏再燃し、氣脈は必ず奥羽の亂に係連したりならん。此事京都へ注進しければ、斯くては不思議の事も有りなんとて、去年金剛山の討手の大將阿曾治時、陸奥直高、長崎高貞等大衣著たりしを召出して、東山阿彌陀が峯にて誅せらる、此外高時一族或は降參し、或は隱居したりしを、皆取出して首を刎られけり(梅松論にも)、蓮華寺過去帳に、三月二十一日夜半阿彌陀峯被<sub>誅</sub>人々注狀として十五人を録す。太平記に此君重祚の後、諸事の政未だ行はれざる前に、刑罰を專にせられん事は仁政に非ずとて、潜に是を切りしかば、首を渡さるゝに及ばず、面々の尸骸を便宜の寺々に送られ、後世菩提を弔はる。二階堂出羽入道道蘊は朝敵の第一武家の輔たりしかども、賢才の譽兼て叡聞に達せしかば、召仕るべしとて死罪一等赦され、懸命の地に安堵して(決斷所の四)居たりしが、又隱謀の企有りとして、同年秋の季(十二月廿八日なり)に終に死刑に行はれけりとあり。

〔關所安堵恩賞の處分〕 關所安堵恩賞の處分は、諸國の靜謐にかゝる事にして、本年の初め雜訴決斷所條規を定めらる、其趣は、諸國諸莊園狼藉、國司守護注進事と題して、注進狀到來者、則可伺<sub>決斷所</sub>、彼所上卿、差<sub>定</sub>奉行人、急<sub>速</sub>加<sub>評定</sub>、經<sub>奏聞</sub>、任<sub>勅答</sub>之趣、可<sub>召</sub>仰<sub>國司</sub>守護<sub>不<sub>叙</sub>用<sub>勅裁</sub>、構<sub>城</sub>、及<sub>合</sub>戰<sub>者</sub>、就<sub>國司</sub>守護<sub>等</sub>注進、懸<sub>濫</sub>妨<sub>之</sub>本人、嚴密<sub>可</sub>有<sub>其</sub>沙汰、於<sub>三</sub></sub>



在京之輩者、被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>決斷所、於<sub>レ</sub>在國之輩者差<sub>レ</sub>使節、各定<sub>二</sub>日限<sub>一</sub>、沙<sub>レ</sub>汰付當給人於下地、至<sub>二</sub>下手人<sub>一</sub>者任<sub>レ</sub>法可<sub>レ</sub>斷罪<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰含、此上猶不<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>、又知<sub>レ</sub>意之條有<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>收<sub>二</sub>公所領<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>斷罪其身。一於<sub>二</sub>惡黨人<sub>一</sub>者、注進到來之時、任<sub>レ</sub>法可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>國司守護注進不實之條、令<sub>二</sub>露顯<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>所職<sub>一</sub>之上、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>所領<sub>一</sub>。但<sub>二</sub>正員不<sub>二</sub>在國<sub>一</sub>者、召<sub>二</sub>上代官<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>所當罪<sub>一</sub>科、其身雖<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>在國<sub>一</sub>、知<sub>レ</sub>意之條有<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>者、共可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>、又國中狼藉乍<sub>二</sub>在知<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>者、罪同前(於<sub>二</sub>決斷所<sub>一</sub>可有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、條々あり、略す○建武記)、不<sub>レ</sub>叙用者は、裁決に服せずして遵用せざるをいふ、惡黨人とは前舉の三國湊及び岩城郡の鎌田が如く、亂妨狼藉して暴力に訴ふるをいふ、北條氏の末路に於ける訴訟の續れは、不<sub>レ</sub>叙用者を増多し、各地に惡黨人を製造し、其結果は蜂起して官軍となり、今は受恩賞者となり、而して前の治者は今の朝敵となり、社會變化の急劇なる恐慌は此簡短なる條規の底に湧起したりしなるべし。不<sub>レ</sub>叙用者、惡黨人、及び朝敵人は、所領地の處分に絶對の等差あれど、法理不<sub>レ</sub>發達の當時に在りては、恐くは明白に判決する望みなかりしならん、貴族中の識者たる北島親房卿さへ、武士を數代の朝敵と言ひし程なれば、以て京都の新政府に對する地方武士の恟擾を推想するに足るべし。されば人人の利害得失より打算して、源氏幕府を推立するに傾向する者多ければ、廢幕を確執して尊氏討伐の論潛に起り、各地には關所處分を受くる朝敵與黨の騷動を生じて、惡黨人と鼓和したるは一統後半年間の狀況なりとす。

〔公武衝突の端〕 公家は延喜天曆以前の大内裏を夢想すと雖も、其は藤原氏の皇室を擁して地方の富を吸収したる宴安の美境なれど、また天慶の亂を生じて盜賊横行となり、武士を徵集して京都を守護せしめたるも其時にあり。時運は發達し逆行を許さず、天慶以來武家の兵馬權を執りて諸國を牽制したる積勢は、延喜天曆の富より雲上宴安の費を痛減せざるを得ず、是公家の平氏政府源氏幕府に不滿なる根柢にして、今度の朝政復古は端なく公武の衝突する原因となれり。梅松論に(決斷所)「又侍所と號して、土佐守兼光、太田太夫判官親光、富部大舍人頭參河守師直等を召出して、御出有て聞召、昔の如く武者所を置間新田の人々を以頭人にして、諸家の輩を詰番せらる、古の興廢を以て今の例は昔の新義なり、朕が新踐は未來の先例たるべしとて、新なる勅裁漸く聞えける」とあり。侍所は一本に窪所、又は侍窪所に作る、是は天慶以來盜賊横行して、京畿物騒なるにより、公卿の家々に武士を侍所に詰番せしめて宴安を遂げたるに起り、盜賊逮捕の任務を有す、今の警視巡查を貴顯の家に雇ふが如し、武者所は武家の有力者を選びて詰番せしめ、守護の任務を帯ぶる所にて、鎌倉の廂番に同じ、是も白河法皇の比よりありしことなり。公武合體にて政をなすには、習例にのみ泥み難し、今の例は昔の新義、朕が新踐は未來の新例とは、時局變化に對する快刀亂絲を斷つの名言と仰ぎ奉るべきに、舊例先格に沈溺したる公卿は反てこれを怪訝し、終に帝を物狂はしき御舉動といふに至れり。一方には社會の趨勢に壓せられ、安堵恩賞の裁決も理想の如くなるを得ず、謂ゆ



る唱首の功は後に廻されて、晩起の強族に重賞あるの已むを得ざるに至りたるも、亦必然の勢なり。

〔恩賞裁決、朝變幕改の實情〕 梅松論に「爰に京都の聖斷を聞奉るに記録所決斷所を置く」といへども、近臣臨時に内奏を経て非義を申行間論言朝に變し暮に改りし程に、諸人の浮沈掌を返すが如し、或は先代滅亡の時に通來る輩、又高時の一族に被官の外は、寛宥の義を以て死罪の科を宥らる、又天下一統の掟を以て安堵の綸旨を下さるゝといへ共、所帯を召るゝ輩恨を合時分、公家に口ずさみあり、尊氏なしといふ詞を好みつかひけるとあり。内奏の事は前にもいひおけり、是帝が朕の新踐は未來の新例との英斷に不服を唱へたる聲なるのみ、第二第三の改革を経験したる今日より此文を看れば、政務の標準を失へる際に朝改幕變するは、即ち不經驗を表する者にして、改革の狀景は寧ろ斯くの如く演述するを適切なる言とやせん。神皇正統記にも亦「たま〜一統の世に返りぬれば、此度ぞ古き費を改められぬべかりしかど、夫迄は剩さへの事なり、今は本所の領といひし所々さへ皆勳功に混ぜられて、累家もほと〜其名計りになりぬるもあり、是皆功に誇れる輩君を感し奉るによりて、皇威もいと〜輕くなるかと思えたり、かゝれば、其功なしと雖も古より勢ある輩をなづけられんためにか、或は本領なりとて賜へるもあり、或は近境なりとて望むもあり、關所を以て行はるゝに足らざれば、國郡に附たりし地、もしくは諸家相傳の領までも競ひ申けりとぞ、治らんとして彌亂れ、安からんとして益危くなりける、末世の至りこそ誠に悲しく侍れ」とあり、

奥州に在りて半傍觀の位地に立ちたる親房卿の恨歎は建武の初め恩賞方の奏聞を経て裁決ありし實況を見るに最も可なりとす。

〔大内裏造營の延期〕 斯かる際に大内裏造營料として地頭御家人の得分廿分を徴したることは信じ難けれど、初め不經驗の理想にて訴主の請にまかせ檢注を行ひ、又綸旨を取消されし事あり、是も朝改幕變なるべし。建武記に三月十七日附にて、五畿七道に下されたる下文に大納言藤原朝臣宣房宣、奉勅、諸國諸莊園檢注事、就給主等請、雖被下綸旨、州郡未靜謐、民庶猶疲云云、今明兩年可開其節とあり。檢注とは、土地を丈量檢査し臺帳に注記する事にして、國司に檢斷所あり領主に檢注目録あり、總て得分の收納課賦は是にて整理せらる、孟子の言に、暴君汗吏必漫經界、經界不正、則井地不均爵祿不平といへり、理論は斯くの如し、實際に行ふは六かしきものなり。莊園は往古墾田の占有に起り、官の檢注にて分配したるに非ず、領主給民の間に檢注目録を作りたるものなれば、不均不平は固よりあり、轉傳久しうして訴論の蟻り、檢斷に苦しみたる地多かりしならん、公家の武家に不平を積りて主權を回復するの熱望は、領地の得分を満足するにありたれど、一統の後に給主の請を聽きて檢注の綸旨を下されたるは、均平の政に似たれど、檢注するは重大の事なり、必ず數をつゝいて蛇を出す如き事簇出したりしならん、因て是に至り、州郡未靜謐民庶猶疲勞とて二ヶ年を猶豫せられ、滿期には延元の大亂となり畢れり、公衆の生存にかゝる事は論豈



に容易ならんや。

〔京師驕泰の兆〕 一統の初め州郡また靜謐ならざるに、京師には驕泰を始めし事を、太平記に記すれど此には略す。但大内裏作らるべきためとて、昔より今に至るまで我朝には未だ用ざる紙錢を作り、諸國の地頭御家人の所領に課役を懸らる、條、神慮にも違ひ驕誇の端とも成ぬと、眉を顰る智臣も多かりけり」とあるは、建武記に三月廿八日の改錢詔を載せたるに、文曰「乾坤通寶、銅楮並用交易莫滯とあるにて事實なるを證す、幕府を倒して空權を收め、政費の實收なき間は、楮幣を發行して公衆より償すること、財政の權宜なり、何ぞ神慮に違ふと謂はん。かゝる困難の際にも、貴族貴僧の民情に無愁なる、早くも泰平を唱へて驕誇にわたる舉動は亦有りさうの事なり、口さがない京人の紙幣に慣れずして、驕誇の端といひたりとて、智臣の耳を傾くべきに非ず、かゝる事共に一ヶ年は暮れたり。

### 第三十六節 恩賞方擴張と北條餘黨の煽起

決斷所四番に増す——莊園と公武争端の根柢——右に對する批評——奥羽越後の亂——鎮西の亂——  
決斷所八番に擴張す——二條河原落書

〔決斷所四番に増す〕 恩賞方に雜訴決斷所を設け、三番に分ち結番せしより、諸國より京都に集

まる要請は日を逐うて忙劇になり、元年五月十八日四番に増さる。建武記の恩賞方番文に、

一番(申辰) 東海道東山道 (●は武家)

吉田一位定房(中御門) 經季朝臣頭宮内卿 良定朝臣中院中將 兼光(山城)土佐守

親光太田判官

二番(酉己) 北陸道

民部卿光經(甘露寺) 藤長藏人右少辨 職政兵衛大夫判官 秀清(中原)佐渡大夫判官

三番(寅午) 畿内山陽道山陰道

別當藤原(萬里小路) 宗兼朝臣頭中將 長年(名和)伯耆守 正成(楠木)河内大夫判官

四番(卯未) 北海道西海道 (每番に注したるは沙汰日割なり)

四條中納言隆資(岡崎) 範國左衛門權佐 頼元(中原)五條大外記 清原康基六位史

記録所寄人

四位左大史冬直(小槻)宿禰 清大外記(中原)頼元 弼大外記(中原)師利 新大外記(中原)師治

大判事(坂上)明清 主計大夫判官(姉小路)明成 兵衛大夫判官(中原)職政 佐渡大夫判官(中原)秀清

土佐守(兼光) 河内大夫判官(兼光)正成 伯耆守(長年)

公家を精選して貴賤を混じ、又武家も四名加はれり、三番の時は知るに由なけれど、専ら公家の世



といないで、諸國の地頭御家人の領地實地を定めんと試みたりしならん。

〔莊園と公武争端の根柢〕 北畠親房卿の神皇正統記に莊園にかゝる古來の歴史思想を述べて、「天下を治むといふことは國郡を専らにせずして、其事となく不輸の地を立らるゝことの無りしにこそ、國に守あり、郡に領あり、一國の内みな國命の下にて治めし故に、法に背く民なし、斯て國司の行跡を考へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指て行ひ易かりき、其中に諸院諸宮の御封あり、親王大臣また此の如し、其外官田職田とてあるも、皆官符を賜はりて其處の正税を受る計りにて國は皆國司の吏務なるべし、但大功の者ぞ、今の莊園など、て傳ふる如く國々に綺れずして傳へける。中古となりて莊園多く立てられ、不輸の處出來しより亂國とはなれり、上古には此法よく固かりければにや、推古天皇の御時蘇我の大臣我封戸を分て寺に寄むと奏せしを終に許されず、光仁天皇は永く神社佛寺に寄られし地をも永の字は一代に限るべしとあり、後三條院の御世こそ此費を聞かせ給ひて、記録所を置かれて國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より新立の地いよゝ多くなりて、國司の知るところ百分が一になりぬ。後さまには國司任に赴くことさへ無くて、其人にもあらぬ目代を差して國を始めしかば、いかでか亂國と成らざらん、況や文治の初め國に守護職を補し、庄園郷保に地頭を置かれしより以來は、更に古への姿といふことなし、政道を行はるゝ道盡く絶果にきき」(以下前舉の一統の世に返りに續く)とあり。是當時の公家が大權回復に熱中したる意を支

配したる主張なるのみならず、明治以前までの物知といふ人は皆此論旨に支配せられたり、因て公武の間に水火の如き争ひを生じ、南北黨の分裂は此に根柢をなし、遂に大亂とはなれり。

〔右に對する批評〕

抑國家の土地は天皇主權の下に其地の住民に分配するを以て、政令の根基とす、大化の詔に、其園池水陸之利與百姓俱とあり、又方今百姓猶乏、而有勢者分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年々索其價、從今以後不得賣地、勿妄作主兼并劣弱とあり、是律令の基なり。既墾地は田籍に登録せられて不輸の地なく、之を國郡にて管理し、未墾の地は其處の百姓(即土)に分配して開墾させ其利を俱にする主意なり。田令に、其官人(義解に官人者)於所部界内、有空閑地、願佃者任聽營種、替解之日還公と定め、義解に若以土人任爲田司并郡司、及百姓等營種者、即永爲私田とありて墾田の利は其土の百姓に利得を私有せしめて、他管の官人は領するを得ざるの法なりき。然るに莊園を立て、不輸地の多くなりたるは主權の下に環列したる有勢者、謂ゆる權門勢家、大社大寺が、劣弱を兼并し、上は法令を撓め、下は百姓の利を奪ひ、領家てふ者出來て、終に國司郡司の支配地まで私田に組入れたり。是に因て土著の百姓は武士と化し、首領を推立して、京都の有勢者が得分を侵奪して、劣弱を兼并するを拒みたるにより、武家の地主と公家の領主と諍論起り、其の結果として守護地頭を設くるに至れり。故に大化の詔に立返り、田令の主意を究むれば、公家は主權をかざして土人の私地得分を侵削する者にして、武家は土人の總代となりて公家の



侵削を制限せんとする者なれば、北畠卿の論は必ずしも正理にあらず、公家に偏したる僻説といふを辭するを得ず。一統の初めに雜訴決斷所を公家一手に專決せんと試みられたるは決して穩當の處置を得たるものに非ず、大權の回復の初めにまづ根基に謬解あるを以て、一年ならざるに、其土に住する地主の憤怒を惹起さしめ、首に朝敵人として關所にせらるゝの徒より戈をあげて起さしめたり。

〔奥羽越後の亂〕 本間澁谷の徒が敗北したりとて、敢て熾滅したるにはあらず、猶潛勢を養ひたり（明年の亂を伏す）、奥羽岩城の亂は、津輕と氣脈關連し、糠部郡（今の南の部地方）の工藤、横溝諸族の嘯起より、四月陸奥國司より攝津人多田木工助貞綱を使節となし、津輕に赴き鎮定せしめ、五月曾我光高等は石川の寨を落せり、凶徒は式部卿宮と稱して衆を募り、六月南部又次郎師行等往いて中條を攻む、安藤五郎二郎國司と足利氏との命を左右して、外濱の地を横領せんとす、平賀某安藤と結び、貞綱の不知案内に乗じて之を欺罔す、糠部や、定まれど、津輕は猶穩かならず（南部文書、多田文書）。越前の凶徒も亦瀬波郡に蜂起し、小泉左衛門二郎持長叛き、城を修めて之に據る、其黨大河彦次郎將長等、大河樺澤城の間に楯籠る、守護代官屋藏與一原大貳房を遣し、兵を催發し之を撃つ、七月十日大貳房は大河樺澤を陥め、十二日與一は持長の城を討落す（色部文書）、八月陸奥守北畠顯家、津輕凶徒追討として自ら發向せんとし、岩城諸郡の兵を催發し、六日伊賀三郎盛光等府中を發して（府中とは顯家に從へ

るなり）津輕に向ひ、南部師行等と持寄城を會撃し、月を互る（南部文書、飯野八幡文書）、と古文書に見ゆ。

〔鎮西の亂〕 鎮西には少貳大友の軍方に帆柱山溝口に對持し、日隅地方も亦動搖し、四月の末島津貞久を大隅守護となす、七月遠江掃部助三郎兄弟、野邊、竹井、橋口、肥後等の徒と、日向島津莊に嘯起し、南郷（諸縣郡）を濫妨狼藉す（薩藩舊記）、規矩絲田の族なり。莊の地頭名越氏は交名に見えず、地頭代肥後氏も加はれり、此結果は詳かならず、名越氏の裔は永く薩藩に存在す。少貳頼尙宗像氏を先鋒として山鹿に向ふ、麻生氏山鹿政貞と和せずして官軍に降り、政貞逃亡す、頼尙進んで帆柱山城を攻む、高政規矩城に退き、長野政通和をい（鎮西志）、中村、來島、松浦、龍造寺等肥筑の兵來會し、七月九日規矩陷あり、高政を斬る。大友貞載は堀口城を圍み、星野、黒木、草野、間注所等を誘致す、十二日城陷あり、貞義等自殺す、菊池武重は絲田を陥め、豊筑平らぐ（鎮西志）、時に安藝穩かならず、伊豫動搖し、西國なほ靜謐を失へり、事は次に述ぶべし。八月十一日、少貳頼尙兵百騎を隨へ參内して、捷を奏す、賊首を大路に渡さる（玉英）、太平記に「筑紫より少貳、大友、菊池、松浦の者共大船七百餘艘にて參洛す、新田左馬助、舍弟兵庫、七千餘騎にて上洛せらる、此外國々の武士共一人も残らず上り集ける」とあるは、誇張多けれど、新田左馬助兄弟の上洛は越後の捷を奏したるにや。

〔決斷所八番に擴張す〕 八月に至り、雜訴決斷所を更に八番に擴張せられ諸大名及び舊幕府の政



案に達したる人を選まれ、公武混合の衙門となれり、其結番交名は、  
一番五畿内山城、大和、河内、  
二番東海道伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、  
三番東山道近江、美濃、飛騨、信濃、  
四番北陸道若狹、越前、加賀、能登、  
五番山陰道丹波、丹後、但馬、因幡、  
六番山陽道播磨、美作、備前、備中、

一日、二日、五日(中庭)十一日、十二日、十三日、廿二日、廿五日(越訴隔月) 頭宮内卿

前源宰相國資卿 經季朝臣

今出河前右大臣兼季公 別當藤原房卿 三條少外記 宇津宮兵部少輔 兼光

五條大外記 正親町大夫判官 佐渡大夫判官 清原康基 公綱

類元 章有 秀清 飯尾彦六左衛門入道 三宮孫四郎入道 道守

二番東海道 伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、

一日(中庭)二日、三日、十二日、十三日、十六日、廿二日、廿三日(越訴隔月)

久我前右大臣 長通公 左衛門督實世卿 右大辨宰相清忠卿 宣明朝臣

藏人判官 官長者四位大夫 冬直宿禰(小槻) 師利奉行 四條坊門大夫判官 是圓房 道昭 常陸前司(小田) 時知

三番東山道 近江、美濃、飛騨、信濃、

三日、四日、八日(中庭)十三日、十四日、廿三日、廿四日、廿五日(越訴隔月)

堀河大納言具親卿 中御門前中納言冬定卿 左大辨宰相實治卿

内大臣 公賢公 壬生大夫史 冷泉大夫判官 藤原宗成 長井左近大夫將監 佐々木佐渡入道 如覺

宗兼朝臣 匡遠 章興 藤原宗成 高廣

高委河權守 師直 藤原基夏 圓忠

四番北陸道 若狹、越前、加賀、能登、

四日、五日、六日(中庭)十四日、十五日、十六日、廿四日、廿五日(越訴隔月)

儀同三司 定房卿 前藤中納言實任卿 日野前宰相資明卿 藤長

藏人判官 藤原清藤 言春 師右 主稅頭三條大外記 大宮大夫判官 二階堂外記 中原重尙 道藏

高貞 佐々木信濃判官 飯尾左衛門大夫 海老名五郎左衛門尉 飯河播磨房 光瑜

五番山陰道 丹波、丹後、但馬、因幡、

六日、七日、十五日(中庭)十二日、十七日

前宮内卿範高卿 葉室新宰相 長光朝臣

一位宣房卿 大貳經顯卿 勢多大夫判官 真惠是圓舍弟 道要?

右中辨 師治 伯耆守 長年 藤原信重 西阿

六番山陽道 播磨、美作、備前、備中、

七日、八日、九日(中庭)十七日、十八日、廿六日、廿七日、廿八日(越訴隔月)

葉室前大納言長隆卿 大藏卿惟繼卿 前平宰相宗經卿 式部權大輔 在登

章香 師香 章顯 前大史 安倍成定 道大 親光(結城)

南北朝時代史 第二編 南北朝の發端 第五章 大權回 第三十六節 恩賞方擴 三三一



津戸出羽權守入道

字波太郎 大江貞重

復、中先代の亂 攝と北條條黨の煽起 門真左衛門入道 寂意

七番南海道紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐。

九日、十日、十一日(中庭)十九日、廿日、廿八日、

(九條) 民部卿 光經卿

中御門前宰相經宣卿

吉田前宰相實房卿

光守朝臣

大判事 明清

泰尙 藤原康清

佐々木備中大夫判官 時信

長井丹波前司 宗衡

對馬民部大夫 行重

三須雅樂 倫篤

國年

行圓

八番西海道筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬。

十日、十一日、十九日(中庭)廿日、廿一日、廿九日、

侍從中納言公明卿

四條前中納言(隆實)

堀河前宰相光繼卿

範國

近衛大夫判官 職政

高倉大夫判官 章緒

左大史 小田筑後前司

佐々木佐渡大夫判官 貞知

明石民部大夫 行連

飯尾兵部右衛門尉 頼連

引田 妙玄

道譽

梅松論に謂ゆる 八番に分けられ先代引付の沙汰立所也とは此擴張なり。●印は大名中に於て政務の心得ある人の選、●印は先代政所の員なり、此外の法師は寺家に縁故ありしものもあらん、是迄は公家の世になさんとして、武家及び法師を加へざりしに、事情に餘儀なくせられて此に至りしなり。昔し鎌倉開府の初め、三善康信の紹介により、中原大江の政治家が招待せられ、藤原行政など、共

に政所に列して土地の處分を主辦し、其權勢に憑依して所領を取廣げ、長井、毛利(江)、攝津、大友(中)、町野、太田(善)、二階堂の大名となり、今は百餘年を経たれば、是等の政務家を交えずして、諸國の土地を支配せんことは、到底不可能の事なるを以て、一年餘の間、朝紳の不知案内を欺き、轉倒錯誤の處分簇生し、終に此政體を創めたりしなり。

〔二條河原落書〕

建武記に記したる去年八月(建武元年)二條河原落書は、當時京都の状態を描き出せり、曰く、「此比都にはやる物、夜討強盜謀論旨、召人、早馬、虚騒動、生首、還俗、自由出家、俄

大名、迷者、安堵恩賞、虚軍(虚軍を申立るを云ならん)、本領離る、訴訟人、文書入たる細葛、追從、讒人、禪律僧、下克上する成出者(二句は決断所新加者を評す、下克)器用の堪否沙汰もなく、漏るゝ人なき決断所、著つけぬ冠、上のきぬ、持も習はぬ笏持て、内裏交はり珍しや、賢者顔なる傳奏は我もくゝと見ゆれども、巧なりける詐は、愚なるにや、劣るらむ、爲中美物に飽滿て、まな板烏帽子歪めつゝ、氣色めきたる京侍、黄昏時に成ぬれば、浮れて歩く色好、幾ぞ許ぞや數不知、内裏をかみと名付たる、人の妻靴の浮れ女は、餘所の見る目も心地あし、尾羽折歪むるせ小鷹、手毎に誰も居たれど、鳥捕ことは更になし、鉛作の大刀、太刀より大きに拵へて、前下りにぞ指はらす、婆佐羅扇の五骨(建武式目に、號婆佐羅、嗜好、過)ひろごし瘦馬薄小袖、日鏡の質の古具足(具足は甲冑の揃、關東武士の)籠出仕、下衆上臈の際もなく、大口にきる美精好(精好は織)鎧直垂猶不捨弓も引得ぬ犬追物、落馬矢



數にまさりたり、誰を師匠となけれども、遍くはやる小笠懸、事新き風情なり、京鎌倉をこきませ  
て、一座揃はぬるせ連歌、在々所々の歌連歌、點者にならぬ人ぞなき、譜代非成の差別なく、自由  
狼藉の世界也、犬、田樂は、關東の滅ぶる物と云ながら、田樂は猶はやる也、茶香十炷の寄合も  
（茶寄合、香寄合は、鎌倉釣に有鹿と、都はいと、倍増す、町毎に立簀屋は、荒涼五間板三枚（二に法量間、  
鎌倉時代よりあり））  
福にこそ成にけれ、適殘る家々は、點定せられて置去ぬ（建武式目に點定弱之力、構造之私宅、忽被點定、又  
荒涼の狀）  
非職の兵仗はやりつゝ、路次の禮儀辻々はなし、花山桃林さびしくて、牛馬華洛に遍滿す。  
四夷を鎮めし鎌倉の、右大將の掟より、只品有し武士もみななめしだらにぞ今はなる、朝に牛馬を  
飼ながら、夕に變ある功臣は、左右に及ばぬ事ぞかし、させる忠功無れども、過分の昇進するもあ  
り、定めて損ぞあるらんと、仰きて信を取計り、天不統一統珍しや、御代に生れて様々の事を見聞ぞ  
不思議共、京童の口遊十分一を漏すなり。是は其比京師に於ける社會の有様にして、一統の後未  
だ一年計りなるに、はや解弛して華奢遊惰に趨き、檢束なき情景を見るべし。九月七日に、衣服の  
制を定められ、又近來諸人、童僕、諸司、下部背法服之制、表過差之儀、已非儉約、可謂倍上、  
自今以後、綾羅錦繡、金銀珠玉之服飾、永從停止との宣旨を下さる（英）玉、太平記に千種殿、並文觀  
僧正奈修の一節を演ず、亦悉く架空の談には非ざるべし。

### 第三十七節 中先代の蜂起

初志齟齬、公武兩派の争——鎮西治定——奥羽治定——石清水等へ行幸——藤原頼出家——出家の動機——中先代の餘黨益熾起す——京師の形勢益險惡——鎌倉の形勢——諸國の叛亂

〔初志齟齬、公武兩派の争〕 中先代とは足利氏は鎌倉家を相繼して先代と稱へ、因て北條氏を斯く稱へたり、故に中先代亂を推言すれば、元弘以來北條氏の餘黨征伐は、みな中先代の亂といふべし。政治變化の經驗乏しき者は、帝權の回復は、六波羅、鎌倉、鎮西を倒さば足ると思ひたらん、果して然らば、帝權の下に一紙の詔にても倒すべし、但其然らざるは諸國迄幕府組織に附隨したる團體の散布し、之を改易することの難かりしなり、國家は諸國の士民上に立ちたり、六波羅、鎌倉、鎮西の陥りたるは帝業の初期にして、是より諸國の守護地頭の處置に智能を用ゐ、始めて成功を望むべし。譬へば惡木を除くが如し、本幹を切倒すは易し、其根株の搦みたるを他の良木を傷けず、初拔去らんと甚だ難し、少しく懈怠すれば萌蘖忽ち發生す、中先代の亂は即ち其萌蘖の發生なり。初め朝廷は承久の遺志を遂げ、公家一統の世となさんと、幕府を廢して、公家の決斷所を設けられたれども、數百年形成せる武家政所は復除くべからず、因て鎌倉府より陸奥府を分ち並に公武混合の政所を組織し、鎮西は少貳、大友、島津三氏に委ね、京都に侍所武者所を設くる等、數月を経るま



に公家の世と思ひの外、武家の世なりしとの失望となれり。諸國兵馬の權を執る任には、一方の公家黨は大塔宮を推し、一方の武家黨は足利尊氏を推し、はしなく軋轢を始め、國司の配布と守護地頭の更迭との齟齬を生じ、差向き死活問題たる北條黨關所地の處分より破裂して、中先代の亂を煽起したり。太平記に建武中興の破れは帝の内奏女謁に惑給ひしを咎むれど、何ぞ然らんや。六波羅鎌倉の陥落は中先代亂の初めなるに方針撓み、北條黨を寛宥し、幕府の政務家を選用し、唱始の功なき強族を賞し、所領安堵の途を廣むる等、社會の壓力に左右せられ、最初廢幕の希望は次第に薄らぎ、北條餘黨の囂起によりて京師恟擾し、公家方武家方の黨派鼎沸と移り行きたり。

〔鎮西治定〕 鎮西は、古來太宰府の管國にて特別政府の地なり、少貳、大友等が北條餘黨の捷を獻する後、少貳に筑前、筑後、豊前(守護職なり)を賜はり、大友に豊後、肥前を賜はり、故の如くに鎮西の事を司らしむ(鎮西志)、薩摩の山田聖榮自記に、先代とは北條九代の事なり、京都、關東、鎮西、同月に滅亡後は探題なし、貞久下向に付て、於九州者、大友、少貳、島津殿、奉行頭として國々可有談合之由被仰下、去に依て博多の松口と申所に屋形作有て、松口殿と申(中時)、道鑑も御老體に及候得者、薩州へ御下候とあり、此の如く九州は菊池が首功に依て肥後守となりし外は、元の如く三氏の權内に支配せり。

〔奥羽治定〕 奥羽は北畠國司が津輕の持寄城を攻むる累月の末、十一月十九日に陥り、巨魁名

越時如、安達高景(秋田城介なり、鎌倉陥り)其黨與と共に降參す(元弘日記裏書)是安藤、工藤、南部諸族奥羽北部に割據するに至りたる由來なり。此時東西諸國に北條餘黨の囂起せること散見すれど一々いはす。

〔石清水等へ行幸〕 京都は、九月に石清水東寺賀茂社の行幸ありき、神佛興隆の報賽をなして、僧徒宮司の心を攬らる爲めなりしなるべし。足利尊氏は勳功賞として正三位に昇りしが、十四日參議に任ぜらる(公卿補任)、其後石清水行幸を中納言萬里小路藤房を以て仰下され、二十一日臨幸あり、馬場殿を皇居となし、夜社頭に幸し神樂あり曉更に及ぶ、翌日護國寺供養を行はれ、左兵衛督(尊氏)隨兵を率ゆ、正成長年以下の武士兵具を帶て東西の山路に警固を致す(護國寺供養記)、又翌日東寺に幸し、塔供養を行はる、兩日(東寺塔供養記)、二十七日、賀茂社に幸す(賴元記)、亦尊氏廿一番の帶刀(武田信明、佐々木時綱等、四十二名)を率ゐて供奉す(文書)、太平記に「藤房も時の大理にておはする上、今は是を限の供奉と思はれければ(辭職の決、心ないふ)、御供の官人悉く目を驚す程に出立れたり」とあれど、供養記には見えす。保曆間記に「九月兩社行幸あり、天下一統也ければ、其儀式中古にも勝て目出かりけり、尊氏兵衛督にて供奉す、隨兵を召具す美々敷ぞ見えし」とあり、供奉の行装は總て美を飾りしなり。

〔藤房卿出家〕 公卿補任に中納言正二位藤房(三十一)、右衛門督、使別當(藤房)、建武元年十月五日出家とあり、賀茂より還幸の七日後なり。出家の事由は確實なる書には記するなし、只太平記、吉野拾



遺などの小説に、隱遁の跡を記して後人の感情を惹起し、今は妙心寺二世の住職授翁なりといふに至る、皆空中の樓閣なれど、少しく此に録出すべし。太平記に「風關の西二條、高倉に馬場殿とて俄に離宮を立られたり、天子常に行幸成て、歌舞蹴鞠の隙には弓馬の達者を召れ、競馬を番はせ、笠懸を射させ、御遊の興をぞ添られけれ(建武記に、十月十四日、藤房の出家後、於北山殿有之)其比佐々木鹽治判官高貞が許より、龍馬なりとて、月毛なる馬の三寸許なるを引進す、今朝の卯刻に出雲の富田立て、酉刻の始に京著す、其路既に七十六里(中略)或時主上馬場殿に行幸成て、又此馬を觀覽ありけるに諸卿皆左右に候す、時に主上洞院の相國(内大臣なり)に向て、此馬求めざるに出来る、吉凶如何と御尋ありけるに、相國中されけるは、是聖明の德に因すんば、天豈此嘉瑞を降し候はんや(以下周禮王慈童の故事)藤房卿申されけるは、今政道正しからざるに依て房星の精化して此馬と成て人の心を蕩さんとする者なり、其故は大亂の後民弊へ人苦て天下未安からざれば、執政哺を吐て人の愁を聞、諫臣表を上り主の過を正すべき時なるに、百辟は樂に姪して世の治否を見ず、群臣は旨に阿て國の安危を申さず(朝紳の語調に非ず、套語を陳れて内府を面斥する)之に依て記録所、決斷所に群集せし、訴人日々に減して(増し)、訴陳徒に開けり(中略)、公家被官の外はいまだ恩賞を賜りたるものあらざるに(中略)、大内裏造營有べしとて、諸國の地頭に二十分一の得分を割分て召るれば、兵革の弊の上に此功課を悲めり、又國々には守護威を失ひ國司權を重くす(必ずしも然らず)、在廳官人、檢非違使、健兒所等、過分の勢を高せ

り、加之、諸國の御家人の稱號は、頼朝卿の時より有て既に年久しき武名なるを(御家人は戸令に出づ公家武家並に有る稱なり)此御代に始めて其號を止められぬれば、大名高家いつしか凡民の類に同じ(御家人の稱を廢)、云云(中略)龍顔少し逆鱗の御氣色有て、御遊はさて止にけりとぞ聞へし」と。天馬の諫は固より虚誕にて、其中に時政の失を擧ぐるも浮汎多し、造内費は、建武記の、是月雜訴決斷所牒に、諸莊園卿保地頭職以下所領等、御年貢、並仕丁役事、任御事書之旨、不論本領新恩、當時管領田地分、任實正令注進之、以正稅以下色々雜物等所出廿分之二、守參期、可進御倉之由を、諸國衙に觸れらる、是を敷衍し、諫言を九月以前の事に演ぜり。さて石清水行幸の次に「御神拜一日有て還幸事散じければ、(賀茂社の變と知るべし)藤房致仕の爲に參内せられ、其事となく御前に伺候して、未明に退出し、陣頭より車をば宿所に返し遣し、侍一人召具して北山の岩藏と云所へ赴かれける、此にて不二房と云僧を戒師に請して、遂に多年拜趨の儒冠を解て十戒持律の法體となり、山川抖擻の身と成しは例少き發心なり、此事叡聞に達しければ、君限なく驚き思召て、其在所を急き尋出し、再び政道輔佐の臣と成べしと、父官房卿に仰下されければ(中略)、官房卿岩藏の坊に行給て左様の人やあると尋られければ、主の僧さる人は今朝迄是におはし候つるが、行脚の御志候とて何地へやらん御出候ぬるなりとぞ答へける」と。信がたき談なれど、跡を晦まし隱遁せりといへば、如何になりしやとの感情にて、藤房の行衛につきさまの浮説を生じたりしなり。



〔出家の動機〕

藤房は帝に信近せられ、名臣の嫡子にて有功の人なれば、出家はさり難き事情のありつらん、知るによしなけれど、當時京都には非幕府黨の潛熾燃上りて、帝と大塔宮との間に危険を生じたる事實あれば、或は此に苦心の餘りに出でたるかと推量す。其事實は梅松論に「十月二十日（藤房出家の十七日後）の夜、宮（大塔宮）御參内の序を以て武者所に居籠奉て、翌朝に常磐井殿へ遷し奉り、武家の輩警固し奉り、宮の御内の輩をば武者の番衆兼日勅命を蒙りて、南部工藤を初めとして數十人召預けられける、同十一月親王をば、細川陸奥守顯氏請取奉て關東へ御下向あり、思の外なる御旅の空、申もなかく、愚也、宮の御謀叛眞實は叡慮にてありしかども、御咎を宮に讓給ひしかば、鎌倉へ御下向とぞ聞えし、宮は二階堂の藥師堂の谷に御座ありけるが武家よりも君の恨めしく渡らせ給ふと、御獨ごと有けるとぞ承る」とある、是は押小路家の局務文書に、元弘（建武元）、兵部卿護良親王依御陰謀事、被配關東給、是則主上又御謀叛之所萌也とあるに吻合す、尊氏を除かんと陰謀露顯し、其罪を大塔宮に委せられたりと見ゆ。太平記に兵部卿親王「御望に任せ遂に征夷將軍の宣旨を下さる、斯りしかば四海の倚頼として身を憤、位を重ぜらるべき御事成に、御心の儘に侈を極め、世の譏を忘れて姪樂をのみ事とし（中略）、志貴に御座有し時より、尊氏卿を討ばやと連に思召立けれ共、勅許なかりしかば力なく黙止給けるが、尙讒に止ざりけるにや、内々隱密の義を以て、諸國へ令旨を成れ兵をぞ召されける、尊氏卿此事を聞て、内々繼母の准后に屬奉り、奏聞

せられけるは、兵部卿親王帝位を奪奉らん爲に諸國の兵を召れ候なり、其證據分明に候とて、國々へ成下さるゝ所の令旨を取て上覽に備へられけり、君大に逆鱗有て、此宮を流罪に處すべしとて、中殿の御會に事を寄（中略）、御參内有けるを結城判官伯耆守二人勅を承て用意したりければ、鈴の間邊に待請て之を捕奉り、則馬場殿に押籠奉る」と。是も例の似而非なり、大塔宮令旨は帝の遠遷中こそ繪旨の代になりたれ、今は將軍宮令旨を以て諸國の兵を興さるべきに非ず。但し尊氏を討たんと度々陰謀の企てありしは去年以來の事にて、今に始まれるに非ざれど、無勢にて武家の多數を制する能はず、在苜月日を送る間に黨與を語らひ之を遂げんとする所より、自然に初めの性質を變するに至りしなるべし、例へば初め尊氏獨り首功に居り、楠木、名波、赤松等に凌駕したるを憎みたらん人も、同じく晩起したる新田氏が、此に投合して足利と確執の様に成行きては衆心に允せらるまじ武家黨の勢益強盛にして、北條餘黨も亦煽起するに及んでは、公家黨の部分も勢を見てこれに附くに至る、斯くの如き形勢の變化にて、自然と公家黨の首に推されたる大塔宮を黨争の盤渦に陥むれたり。令旨を發して諸國の兵を徵されたる痕跡はなし、阿野三位局は東宮の母にて寵幸を得たれども、未だ准三宮の命なし、大塔宮の繼母といふも非なり、尊氏がこれに資縁して譖奏したりとは、演劇の脚色に近し。蓋し大塔宮の禍は、帝初め新田黨に傾き、事の不可なるを以て罪を委せられたりといふが眞相なるべし。



〔中先代の餘黨益煽起す〕 京都に公家武家兩黨の軋轢漸く増長するに従ひ、諸國に中先代の餘黨

ますく煽起し、是も亦京都に氣脈を通じ、同じ畿内に近き紀伊國飯盛山城に嘯起したり。太平

記に「又河内國の賊徒等々日憲法僧正と云ける者を取立て、飯盛山に城廓をぞ構へける（是は河

盛山と誤る）、是のみならず伊豫國（略す後）、俄に紫宸殿の皇居に壇を構へ、竹内慈嚴僧正を召れて天下

安鎮の法をぞ行はれける（慈嚴法親王）、此法の效驗にや飯盛の城は正成に攻落され」とあるは十月の

事にて（元弘日）、備後人太田信連（同注所の家世）を勅使とし、楠木河内大夫判官正成と共に討手に向ふ

（高野實）十一月に足利（尾張）高經も向ひて攻むると雖も、城兵強くして落ちざりけり（師茂記實）、佐佐目憲

法僧正とは往年笠置潛幸に興福寺衆徒が關東の一族西室顯實僧正を畏れて與力せずといふ其顯實に

や、又三井寺を騒がせし金澤貞顯の弟顯辨もあれど、彼は台徒なり。

〔京師の形勢益險惡〕 京都は十二月四日、工藤次郎、同次郎右衛門を六條河原に斬首し、廿八日

二階堂道蘊も子孫四人と同所に斬られ（蓮華寺）、又大塔宮の候人律師淨俊（名弟）も斬られ（分脈）、

金綱集第六卷裏書に（前條）、一南部殿可（略す）向（之）飯守城（之）之由蒙（之）勅（之）雖（之）上表候（之）及（之）度々（之）間、難

叶して、去極（之）廿七日被（之）向候（之）き、三井孫三郎（之）被（之）立寄（之）候間被（之）下候（之）、中野殿共十騎まで

候はず、無勢無（之）申計（之）候（之）、及（之）ばぬ其身に候へども、いたはしとこそ存候けれ。小田殿、西谷殿御

事は、中々申に及ばず候、便宜候は（之）現當共乍（之）恐憑（之）由申入てと、丁寧（之）に（之）大晦早旦（之）、自（之）城中（之）懸出

て數尅合戰、互盡忠功候ける中、今度の打手中には宗々の者少々、常陸前司蒙（小田殿）疵候、其外多軍

兵等、或被討或負（之）候ける後、朝敵等成（之）悦（之）、又城之内（之）引籠（之）、自（之）件城（之）上洛人語申候、愚身者南

部殿御事こそ承度候て雖（之）尋申（之）、さる御名子は未（之）承及（之）しと申候。凡（之）此城（之）以外強候間、路中煩（之）只此一

事に候、其外者諸國靜謐了、女性の御方様には都無事體可（之）有（之）御披露（之）候大方は無勢と申、城之體と

申、此方（之）御す（之）とさと申、いつよりも都無（之）心本（之）存候、今（之）一（之）し（之）も御祈禱丁寧にと存候て、如（之）此

申入候、定可（之）有（之）御意得（之）候歟小田殿、西谷殿狀した、め、於（之）屬（之）便宜（之）、可（之）進（之）御物語（之）候しかは、定可

然候はん歟。一出羽入道、山城入道、去廿八日於（之）六條河原（之）被（之）切（之）誠（之）以下不慮外に候、心事期（之）後

信（之）候、恐惶（之）（二年）正月八日僧日靜花押とあり、飯盛城は以ての外に強く、嫌疑者は六條河原

に斬首せられ、復險惡なる京都と成行きにけり。

〔鎌倉の形勢〕 鎌倉には北條氏の遺墟に、圓頓寶戒寺を建てらる、其緣起に建武始、雖（之）四海一統、

動多（之）惟異、寰中不穩、是知近年亡平家輩、在（之）死靈怨讐、因（之）茲建武元年冬勅（之）尊氏、於（之）高時舊跡、結（之）構

梵宇、可（之）救（之）遺骸、尊氏奉（之）勅、命（之）左馬頭直義（在鎌倉）、令（之）申沙汰、同霜月二十二日斧始、監營總司須

賀左衛門公能、明年春、梵閣已成、奏（之）乞（之）開祖、則勅（之）法勝寺圓觀（願）為（之）第一開祖、山名（之）金龍、寺號（之）圓

頓寶戒とあり。北條氏を滅ぼす最初の銳意も、亦餘黨の蜂起によりて鈍ぶり、死靈の怨讐を慰め

んとて此舉あり、而して六條河原には又新刑の死靈を生ず、時局の益非なるに従ひて迷誤を生じ、



かゝる事にて建武元年は暮れたり、飯盛城の外は諸國靜謐とは思ひよらず、東西諸國の變報尙繁し。  
〔諸國の叛亂〕 二年正月、北條越後左近將入道、上野四郎入道（上野介時直の子にて出家降参の者ならん）等、長門國府に蜂起し、佐加利山城に據る、守護厚東も手に餘りしにや、在京の小貳頼尙、追討使に下り、豊筑肥の兵を催し之を攻め（土佐盛簡殘）宗像大宮司氏範も往き（宗像）、細川皇海も伊豫の兵を催し、共に攻めて之を陥る（忽那）信濃上野にも煽起して、東國穩かならず。楠木正成、尾張高經等は、飯盛山城を攻めて年を踰え、正月晦（廿九日）に張本人六十谷彦七を高經の手にて斬り（師茂）、城竟に陥る。二月に伊豫また蜂起す（三島）、太平記に「伊豫國には赤橋駿河守が（時）子息駿河太郎重時と云者有て、立烏帽子峰に城をこしらへ、四邊の莊園を掠め領す」とあるは是なり、河野の一族得能又太郎通綱、元弘の功に因て曾祖の舊領を賜はり總領となりしに、一族和せず、河野四郎通任、野本式部太輔貞政と重時に應じ（豫章）、延いて讃岐に及ぶ（紫雲山）、通綱國中の兵を催して之を撃つ、賊楠窪、鉢野、赤瀧、白瀧（周敷）等の城に據り拒戦する數月、六月三日赤瀧城陥り（三島）、事平らぐを得たり。

### 第三十八節 中先代黨持明院に通じ鎌倉を回復

西園寺公宗の陰謀——信濃武藏の亂——大塔宮を害す——太平記の所説——駿河國手越河原の合戦——  
—兩天子の分立—

〔西園寺公宗の陰謀〕 六月十五日、京都には造大内裏行事所始めあり、外記廳を其所に用ゐらる、其比西園寺大納言公宗の舉動怪しきにより十七日二條師基（六條）千種忠顯を勅使となし、持明院殿に参り御幸を申成し、武士多く馳参りて、法皇兩上皇を京極殿に移し奉り、二十二日武士を遣はし、西園寺大納言、日野中納言入道（資）父子（光）、三人を召捕ふ、又楠木正成、高師直等、建仁寺前に向ひ隱謀の輩を捕ふ、猶所々にも捕はるべし（建武二年六月記）とて京師の人心恟々たり。太平記に西園寺家は「關東最負の厚恩なりと思はれるにや、如何にもして故相模入道が一族を取立て再び天下の權を取せ、我身公家の執政として四海を掌に握らばやと思れば相模入道の舍弟左近大夫入道を還俗せさせ刑部少輔時興と名を替て、明暮は只謀叛の計略をぞ運らされける（中略）、時興を京都の大將として畿内近國の勢を催さる其姪相模次郎時行をば關東の大將として、甲斐信濃武藏相模の勢を附らる、名越太郎時兼をば北國の大將として、越中能登加賀の勢をぞ集られける、如此諸方の相圖を同時に定て後、西の京より番匠數多召寄て、俄に湯殿をぞ作られける、其裏り場に板を一間、踏めば落つ



る様に構へて、其下に刀の蒺藜(刀を植みて障翳を植ゑられたり)を植ゑられたり、是は主上御遊の爲に臨幸成たらん  
する時、陥れ奉らん爲の企なり(中略)、竹林院の中納言公重卿馳参じて西園寺大納言公宗隱謀の企有て  
臨幸を勸申由、還幸成て橋本中將俊季、并奉衛文衛入道を召されて仔細御尋候べしと申されければ、  
とあるは信するに足らず、公宗の陰謀は北條氏の餘黨に係る事なれど、日野氏光は尊卑分脈に、依二公  
宗卿命書院宣、仍元弘三(建武二)八、二、被誅畢とあるを建武記と考へて、光嚴上皇の院宣に事を舉  
げんと企てしこと明白なれど、北山臨幸を申請ひ、湯殿に機を設けて弑せんと圖りたりとは捏造談  
なり、但し北條時興を匿したるは事實なるべし。廿六日、公宗俊季(橋本)、氏光、文衡法師、中原清景  
等、太上天皇の旨を奉じて國家を危うせんと謀り、資名法師は子息氏光の隱謀に與同を知りながら  
官司に告げざるを以て、公宗を流罪に處し(餘は所見なし)、弟右兵衛督公重に家門を管領せしめ、暫し事落  
着せしに、七月に至りて關東の一亂起れり。

〔信濃武藏の亂〕 梅松論に「同二年天下彌穩ならず、同七月の初、信濃國上諏訪の上の宮の祝安  
藝守時繼が父三河入道照雲(重頼)滋野の一族等、高時の次男勝壽丸相模次郎と號しけるを大將として  
國中を靡すよし、守護小笠原信濃守貞宗京都へ馳申間、御評定にいはいはく、凶徒木曾路を経て尾張黒  
田へ打出すべきか、然らば早々に御勢を尾張へ差向らるべき」とあり。守護貞宗は諏訪滋野一族等  
の起るとき、國中の兵を催し、十三日植科に打向ふ、翌日敵は保科彌三郎、四宮左衛門太郎と大

將として、青沼(船山)に押寄せしに追落され、守護の軍は篠井河原、四宮河原に轉戦して更科に  
入り、千熊川を渡り、十五日八幡、村上、福井河原に戦ふ(市川文書)、是は敵の牽制軍なるべし。梅松  
論に「かゝる所に凶徒はやく一國を相從へ(上野に響應したるべし)、鎌倉へ責上る間、澁川刑部、岩松兵部、  
武藏女影原(高麗)に於て、終日合戦に及ぶと雖も、逆徒手しげく掛りしかば、澁川刑部、岩松兵部  
兩人自害す(是は十六七日の事なるべし)、重ねて小山下野守秀朝發向せしむといへども、戰難儀に及びし程に、  
同國の府中に於て秀朝を初として一族家人數百人自害す(是は廿日此なるべし)、依レ之七月廿二日、下御所左馬  
頭殿鎌倉を立、御下向有し」とあり。難太平記に「刑部少輔殿範滿は同時武藏國小手さし原(入間)、  
にて討たれ給ひき、重病なりしを馬に昇乘せられて、力革に兩足を結付させられけるとかや、股を  
切落され給ひて、酒田左衛門と云ふ家人に頸を取せられき」とあるは武藏府の戰以前の事にて、凶  
徒轉戦して進みたる時なり。

〔大塔宮を書す〕 大塔宮を書したるは此時也、梅松論には「同日藥師堂谷の御所に於て兵部卿親  
王を失ひ奉る」といふ、鎌倉大日記には「廿三日、兵部卿於東光寺、爲直義生害」といひ、常樂記  
には廿五日に作れど、竺仙語錄に、貞和三年七月二十三日、爰值故兵部卿親王一十三回諱辰と  
あれば廿三日を是とす。藥師堂谷の御所は、即ち東光寺なり、貞和の十三忌に東光禪寺の住持友桂  
ために寶塔を建、應永の比、僧周信が次韻東光弔大塔兵部卿親王の七律ある等、御所は東光寺の谷



にありて、此處にて害し奉りたることを確實なり。鎌倉攬勝考に、大塔宮土牢□、東光寺舊跡の山麓にあり、石窟にはあらず土穴なり、是は太平記に因て此安誕は起りたるものならん、保曆間記、梅松論等も、尊氏將軍の爲に潤飾多けれども、是等の書には土の牢とは記さず藥師堂谷の御所に籠め置くとも、谷牢の御所とも書けり、四面を禁錮し入置き奉れば牢の御所なることは勿論なりと辨せり、按ずるに、後白河法皇も牢の御所に押籠め奉れり、蓋し檜木御所にあらぬ常の土壁造りの家を牢御所、又は土の牢と云ひたるならん。さて大塔宮殺害の事は、神皇正統記に「兵部卿護良の親王ことありて鎌倉におはしましたるをば、つれ申に及ばず失ひ申してけり、亂れの中なれど宿意を果すにや有けん」とあり、保曆間記には「其時預置奉る兵部卿親王、自元野心御座ければ、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>伴打ける、此親王は(中略)御心武く渡せ給ひて、還俗し御座て元弘の亂をも宗と御張本有しぞかし、然れども如何なる前業にて今角<sub>カ</sub>ならせ給らん、淺猿し、御骸をだにも取隠し奉る人も無りき、是偏に多くの人を失ひ給ひし悪行の故とぞ見えし」とあり。此宮に限り多くの人を虐殺せられし事を聞かず、又御骸は東光寺に正しく葬り年忌<sub>ノ</sub>も修行したり、雲頂院文書に、東光寺之事者大塔宮御菩提所、寺預那賀郷者自<sub>ニ</sub>京都<sub>ニ</sub>御寄進とありて寺領をも寄附し置かれしに、寺の頽廢したるは鎌倉成氏の亂後よりの事なり。

## 〔太平記の所説〕

大塔宮の最後を眉間尺の故事に尾鬣<sub>ヲ</sub>をつけて一齣の慘劇を書出だしたるは太平

記なり、其概略は「左馬頭既に山の内を打過給ひける時(山内は藥師、谷の郷なり)、淵邊伊賀守を近附て宣けるは(中略)當家の爲に始終響となるべきは兵部卿親王なり、急ぎ藥師堂へ馳歸て宮を刺殺し進らせよと下知せられければ、淵邊畏て山の内より主従七騎引返して、宮のおはしける牢御所へ參たれば、宮はいつとなく闇の夜の如くなる土牢の中に、朝に成ぬるをも知らせ給はず(全く土牢と)、猶燈を挑て御經遊ばして御座有けるが、淵邊を御覽して、汝は我を失はんとの使にてぞ有ん心得たりと被<sub>レ</sub>仰て、淵邊が太刀を奪んと走懸らせ給ひけるを、淵邊持たる太刀を取直し、御膝の邊りをしたゝかに打奉る、宮は覆に打倒され起上らんとし給ひける處を、淵邊御胸の上に乗懸り御首をかゝんとしければ、宮御頭を縮て刀の鋒<sub>ヲ</sub>をしかとくはへ給ふ、淵邊引合ける間刀の鋒一寸餘り折て失にけり(中略)、則御首を搔落す、牢の前に走出で明き所にて御首を見奉るに刀の鋒いまだ御口の中に留て、御眼猶生たる人の如し、淵邊是を見てか様の首をば主には見せぬ事ぞとて、側なる藪の中へ投捨てぞ歸りける」と干將莫邪眉間尺の物語を出せる結構は事實に非ざる事明白なり。次に「御介錯のために御前に候はれる南の御方此有様を見奉りて、餘りの恐しさと悲しさに御身もすくみ(中略)、遙に有て理致光院の長老かゝる御事と承及候とて、葬禮の御事取營給へり、南の御方は聽て御髮落されて泣々京へ上り給ひけり」とある。理致光寺は今謂ゆる土籠の東南にありて親王の尊牌を存すといへど、是は東光寺の事にして此寺の蛇足を畫くに及ばず、淵邊は一本に淵野邊に作り、天正本に甲斐守義博に作り、定



かならぬ人なり。

〔駿河國手越河原合戰〕

梅松論に(直)、「武藏の井出の澤に於て戰ひ暮しけるに、御方の勢多く討

れし程に、俄に海道を引退給ふ、上野親王成良義詮六歳にして同じく相伴ひ奉る」とあるは、廿三  
四日の事なるべし。常陸の密藏院文書に廿四日佐竹上總入道(義貞)因從と武藏國鶴見に戰ひ、子義直  
討死すと見ゆ、是は別手の敵なるべし。鎌倉大日記には先代の餘類相模次郎時行蜂起、七月廿五日  
入(鎌倉)とあり、保曆間記には、同廿八日相模次郎鎌倉に打入とある、廿八日を是とすべきか。直  
義が駿府に著せしも其比なるべし、梅松論に「手越の驛(駿府の西)に御著有し時、伊豆駿河の先代方寄  
來る間、扈從の輩無勢成といへども、武略を廻らして防戰ふ處に、當國の工藤入江左衛門尉、百餘  
騎にて御方に馳參て忠節を致ける程に、敵退散しけり」とあり。難太平記に、建武二年に「駿河國  
手越河原の戰に御方打負しに、錦小路殿御討死有べきよしを細川卿房勸申間、淵邊と云御年來の仁  
(大平記に大塔宮を殺せる淵邊とは是)申て云、先御前に討死仕べしと、唯一騎大勢の中に馳入てぞ討たれき、御方つゝ  
くに及ばず、今川名兒耶三郎入道此時討死也。故入道殿申されけるは、是は御打死のつばにあらず、  
御退有て味方をまとめられて後日の御合戰可(めだかま)目出(めだかま)之由申て、御馬の口を押返しければ、御馬回り  
の人々一同に御馬の尻を打てひかせ申けり、昏く成りければ、故殿計止られしか共、敵馳かゝらざ  
りければ、夜に入て御跡により興津の宿に追付申されけり」とあり。手越河原の戰とは、敵に此川

を遮られて進む能はず、因て數輩打死したるならん、興津驛は手越より四里餘の東なるに、追付と  
は地理違へり。

梅松論に「則字津谷を越て三河國に馳付給ひて、人馬の息を休め給ふ、爰に細川四郎入道義阿、湯  
治の爲にとて相模の川村山に有ける所へ、子息陸奥守顯氏の方より、是まで無異に御上洛の由使節  
を遣しけるに、我敵の中に有ながら、一功をなさらんも無念なり、又存命せしめば面々心元なく  
思ふべし、所詮一命を奉り、思ふ事なく子孫に合戰の忠を致さすべしとて、使の前にて自害す、此  
事將軍聞召れ、殊に御愁歎深かりき、誠に忠臣の道といへども、武くもあはれ成し事なり、されば  
にや合戰の度毎に忠功を致し、帶刀先生直俊、左近大夫將監將氏討死す」とあり。手越の苦戰は當  
月末來月初の比なりしなるべし。是より三河國矢矧まで四十里に及べば、尊氏と同じ比に著したり  
しならん。

〔兩天子の分立〕

京都には二十八日東大寺に五壇法を修めて、凶徒頼重法師以下の追討勝利を禱

り(東大寺文書)、八月一日、成良親王を征夷大將軍となし(相顯抄)、宮中に五壇法を修められ(門葉記)、さき  
に隱謀の嫌疑にて召籠められし西園寺大納言公宗、及び日野氏光等も此まぎれに誅せらる(國大曆傳)。  
神皇正統記に「弘仁に死刑を停められて後、信賴が時にこそめづらかなる事に申侍りけれ、戚里の  
寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりともあらはならぬ法令もあるに、承り行



ふ輩の過りとぞ聞えし」と論ぜり。公卿は軍事外に超然として刑辟を停められたれども、政權の争ひに其盤渦中に陥るも、亦自然の理といふべし、氏光は持明院の院宣を書きし人なり、三上皇も亦政争の渦中に近づかせ給ひ、聽て兩天子の分立となるに至りぬ、西園寺氏は戚里の親たる勢を失ひ、日野一門は足利氏と聯婚して權勢を得たり、實に此交迭の消息は中先代の騷動に起因せり。

### 第三十九節 京都の公家方武家方破裂

關東凶徒の鎌倉攻——陸奥北國に波動す——尊氏東下、直義西上——箱根山合戦——尊氏の鎌倉打入——鎌倉靜謐——諸國の守護を上落せしむ——尊氏新邸造營と勅使參向——花園上皇御落飾

〔關東凶徒の鎌倉攻〕 梅松論に「扱關東の合戦の事、先達て京都へ申されけるに依て將軍御奏聞有けるは、關東に於て凶徒既に合戦を致し、鎌倉に責入間、直義朝臣無勢にして、防戦ふべき智略なきに依て、海道に引退きし其聞え有上は、暇を給ひて合力を加ふべき旨、御申度々に及ぶといへども勅許なき間、所詮私にあらず、天下の御爲の由を申捨て、八月二日京を御出立あり、此比公家を背奉る人人其數をしらす有しが喜悅の眉を開きて御供申けり」とあれど、神皇正統記に「高氏は申請て東國に向ひけるが、征夷將軍並に諸國の總追捕使を望けれど、征東將軍になされて盡くは許されず」とあり、保曆間記にも、「京都の騷動不斜、其時尊氏可罷向一由仰らる、但頼朝が任例征夷將

軍の宣旨を蒙らんと申す處に、不叶して征夷（東は東の誤）將軍の官を送らる、無念に乍存既に高氏は發向しけり」とあれば、あながち勅許なかりしにはあらず。海道の早馬は三日著なれば、廿七日比よりの騷動なりしなるべし、尊氏が征夷將軍を望めるに、八月一日に成良親王へ宣下ありて、尊氏へ征夷將軍の宣下ありしは時態に於て頗る穩かならず、公家武家中先代の三黨並び争ひ、京都の恟擾は強迫の舉動多かりし故に、梅松論には勅許なくして出立せりといへるなり。

〔陸奥北國に波動す〕 鎌倉には、保曆間記に「相模次郎鎌倉へ打入、關東の侍并在國の輩は皆鎌倉に付て天下又打歸して見えける」とあれど、梅松論には「彼相模次郎再び父祖の舊里に立歸るといへども、幾程もなくして没落しけるぞ哀れなる、鎌倉に打入輩の中に、曾て扶佐する古老の仁なし、大將と號せし相模次郎も幼主なり（嘉曆の生れ、十歳に及ばず）、大佛、極樂寺、名越の子孫共、寺々に於て小僧喝食になりて適身命を助りたる輩、俄に還俗すといへ共、それも知れたる人なければ、烏合暴惡の類其功を成ざりし事、誠に天命に背く故とぞ覺へし」とあるが、北條餘黨の鎌倉を乗取りたる後の實景なるべし。諏訪照雲が結びたる佐久郡滋野の一族は、守護小笠原貞宗を防ぎ、八月一日貞宗は望月城を陥られて、城廓を破壊す（市河文書）、武相兩野に起りたる輩も守護方に破られたりしならん、此影響は陸奥に及び、白川郡長倉に嘯起し、結城攝津入道（盛廣法名道榮）等與同しければ、國司北畠顯家、伊達南部諸氏を催して長倉城を攻む（結城文書八戸系圖）。北國には名越太郎時兼起りて、越中能登加賀勢共多く



與同し(太平記)、中院中將定清(國司)兵を催して之を伐つ(妙嚴寺)其外諸國に中先代方と源家方と並び起りて互に抗爭するの勢と成行けり。

〔尊氏東下直義西上〕 尊氏は東下し直義は西上し、天正本太平記に八月六日、矢矧宿に著給ひ、此より取て返し、又鎌倉に發向とあれど、東西の里數を推せば八九日比三河に相會したる日程なり、結城文書に尊氏が高時法師一族以下凶徒等爲三追討所令發向也、早相三催一族不日可三馳參と十日付の狀あり、三河を進發する時の手配なるべし。梅松論に「三河の矢矧に御著有て、京都鎌倉の兩大將對面あり、今當所を立て關東に御下向有處に、先代方の勢遠江の橋本を要害に構へて相支る間、先陣の軍士阿保丹後守(光)入海を渡して合戦を致し、敵を追散して其身疵を蒙る」とあり。是を手初めとして難太平記に「式部大輔入道殿事(賴國)中先代合戦の時、海道の大將として自京都下向、遠江國さやの中山にて先代の大將名越と云者を討取き」とあり、橋本の敵を追散したる翌日の事ならん、名越は太平記に八月三日、「名越式部大輔鎌倉を立て、夜を日に繼で路を急げる間八月七日前陣已に遠江佐夜の中山を越けり」とある、名越に當る。

〔箱根山合戦〕 梅松論に橋本の「合戦を初めとして、同國佐夜の中山、駿河の高橋繩手(瀨名川、興津の間)、宮根山、相模川、片瀬川より鎌倉に到るまで、足をためさせず七度の戦に(太平記には、遠江の橋本より佐夜、此等十七箇度の戦)打勝」とあり。伊東祐持時行に與し、清見關にて懸合といへども、味方無勢故に

郎等餘多討れ、僅主從七騎に討なされて降人に成るとは(飯原伊東家譜)高橋繩手の戦なり。畑田文書の徳宿幹宗父子合戦目安に、「去八月(建武)十六日、馳參伊豆國府屬當御手(京極高氏なり)畢、同十七日、蘆河合戦とある蘆河は三島湯本の間なる驛にて、宮根山合戦なり。難太平記に「相模國湯本にて海道の敵要害を構え支ける間、北の山に打上りて、式部入道殿の手勢斗にて落されて、敵の大勢の中に馳入られしかば追破られき、今此難所を見るに、更に人馬の通ふべき道ならず、一谷よりさかしき岩崎を五町斗か落されき」とあり、畑田文書次には、同十八日、相模川合戦に旗差彌次郎、被射殺畢とあり、難太平記には「さて相模川にて又大水の時分にて敵支へけるを、上下の渡は佐々木判官入道(京極高氏)以下渡しけり、中の手殊更硬かりしを渡されしかば河中にて人馬ともに射殺されて討たれ給ひき、今川三郎と云しも、河畑といひし人も一所にて討たれき、式部入道殿は矢甘計立たりけり、後日に河底より此死骸を取出されけるなり、餘りにすゝとき人におはし、故にかゝる難所にて失給ひけるにや」とあり、随分苦戦にてありし。

〔尊氏の鎌倉打入〕 畑田文書次に、同十九日、方瀬河合戦に家人烏栖彦太郎討死畢、右合戦次第、上野太郎殿仁木三郎太郎殿、同所合戦之間、被見知畢、其上鎌倉御入之時、令供新御堂前彼所勤仕之條、不可及御不審候とありて、佐渡判官入道の承判あり、是を難太平記に合せ考ふれば、海道の大將は今川頼國、京極道譽等にて、上野仁木は道譽の手に軍監たりしもの、如し。尊氏の鎌



倉打入は、常樂記に八月十八日、二十日先代歿落、八月十九日諏訪祝等滅亡とありて、十八日相模河に防いで破れ、十九日片瀬の戦に葦名盛貞父子討死の事會津の塔寺八幡長帳に見ゆ、此抵抗までに先代方は歿落したるなり。梅松論に「八月十九日鎌倉へ攻入給ふとき、諏訪の祝父子、安保次郎左衛門入道道潭早自害す、相殘る輩或降參し或攻落さる、去程に七月の末より、八月十九日に到迄二十日餘(中略前に出、相模二郡再び父) 祖の舊里に立歸る云々に續く、是を中先代とも廿日先代とも申也」とあり、太平記(九)に「相模次郎時行は此の禪院、彼の律院に一夜二夜を明して隠れありきける」とあり、又(三)三浦介入道(海)一人は如何にして遁れたりけん尾張國へ落て、舟より上りける所を、熱田大宮司是を生捕て京都へ上せければ、則六條河原にて首を刎られけり、名越太郎時兼が北陸道を打從へて三萬餘騎にて京都へ攻上りけるも、越前と加賀との界大聖寺と云所にて、敷地、上木、山岸、瓜生、深町の者共が僅の勢に打負て、骨を白刃の下に碎き、末々の平氏共少々身を隠しありと雖も、今は平家の立直る事有難しとや思ひけん、其昔を忍びし人も皆怨敵の心を改めて足利相公に屬し奉らすと云者無りけり」とあるは小説の口調にて實を誤る、中先代の徒は、此の如く皆面を革めて足利方に屬せりと推想すべからず、廿日先代の成行は、或は足利氏に屬し、或は公家方に付き、諸國いよく、南北の旗幟を分つに至り、而して後に多くは南朝に附きたり。

〔鎌倉靜謐〕 斯くて梅松論に「去程に將軍御兄弟鎌倉に打入、二階堂の別當に御座有しかば、京

都より供奉の輩は勳功の賞に與る事を悦び、又先代與力の輩は死罪流刑を宥められける程に、先非を悔て、いかにも忠節を致さむ事をおもはぬ者こそなかりける、京都よりは人人親類を使者として、東夷誅伐を各賀し申さる」とありて、鎌倉は靜謐したり、鎌倉大日記などに、尊氏鎌倉に入て征夷將軍と自稱すといふは、源氏黨が推奉して將軍となしたる外形と見るべし。直義が成良親王を奉じて鎌倉を落ちたる後に、親王へ征夷大將軍の宣下ありたるは、二階堂に此將軍宮を奉じたる様なれど、元弘日記裏書に、直義歿落の時、大江好古奉抱成良親王歸洛とある、此日程を數ふるに、其歸洛は將軍宣下の數日後にあるべし。又尊氏へ征東將軍宣下の傳へも區々たり、公卿補任には、參議正三位源尊氏(三)、武藏守、左兵衛督、鎮守府將軍、八月卅日叙從二位勳功賞と記す、鎮守府將軍の上に征東將軍は重複なり、同じ比、成良親王の征夷大將軍宣下は、必ず一の誤傳あるべし。之を要するに、尊氏が鎌倉に入て先代を嗣ぎ、後に鎌倉大納言と稱し、將軍宣下なしと雖も、鎌倉征夷府の事を其まゝ行ひ、勳功賞などを處分したるは事實なり。九月廿七日付にて、右以人爲勳功之賞、所宛行也者、守先例可致沙汰之狀を小笠原貞宗三浦高繼等に與へて、遺跡闕所地を處分したる文書存す、鎌倉在留に決したる後の事なるべし。高繼は時行に與せし時繼の嫡子にて、初めより足利方に從軍せる者なり、因て相模國大介職等其他の遺跡を勳功賞に相續し、三浦家は依然故の如し。



〔諸國の守護を上洛せしむ〕 七月末の變は京都を震撼し、八月初めに信濃國凶徒の峰起より、繪旨御事書を諸國の守護等に下し、國中の兵を催して參洛しむ、因て廿日に大友貞載(具簡の嫡)、堀口貞政(新田族)等、繪旨を傳へて兵を催促し、追々と上洛したるべし。諸國の亂は未だ熄まず、小笠原貞宗は九月三日に國中の兵を催して、安曇、筑摩、諏訪、有坂以下の凶徒を退治し、また村上信貞は坂本北條城を攻落す、陸奥の磐城、越後の磐船なども動搖して兵を用ひたり。鎌倉も全く靜謐したるに非ず、三浦和四郎兵衛茂實の著到狀に、十月三日、三浦長澤へ爲<sub>二</sub>與黨人退治、侍所御代官被<sub>レ</sub>向候間、馳向畢、十月九日の相模のばん入にうへ爲<sub>二</sub>與黨人退治、侍所御代官被<sub>レ</sub>向候間、馳向了とあり。

〔尊氏新邸造營と勅使參向〕 尊氏は新邸を造營し(若宮小路な)十月十五日に徙りたり。是より先き京都より勅使下向したり、保曆間記に「故兵部卿親王(大塔)の御方臣下の中にや有けん尊氏謀反の志有る由讒し申て、新田右衛門佐義貞を招て種々の語ひをなして、左中將に申成て、上野國は尊氏分國也、義貞に申充けり(義貞は明年二月八日左中將に任ず、上野介は)。何なる明主も讒臣の計申事は昔も今も叶ぬ事にて、尊氏上洛せば道にて可<sub>レ</sub>打由を義貞に仰す、扱尊氏を京都より召る、勅使藏人中將源具光也」とあり、未遂の隱謀なれば信否を判じ難けれど、故大塔宮の臣下主謀となり、新田義貞を語らひて尊氏を除かんとの巧みは、最初よりの非幕府黨が、足利に次いで勢力ある新田を首領に推したるにて、

事情必ず然るべしと思はる。梅松論に「勅使中院藏人頭中將具光朝臣(職事補任に五位藏人なり、頭字冠)關東に下著し、今度東國の逆浪速に靜謐す。條叡威再三也、但軍兵の賞に於ては京都に於て繪旨を以て宛行べきなり、先早々に歸洛あるべしとなり、勅答には、大御所急ぎ參るべきよし御申有ける所に下御所仰られけるは、御上洛然るべからず候、其故は相模守高時滅亡して天下一統になる事は併御武威により、然れば頻年京都に御座有し時、公家並義貞隱謀度々に及といへども、御運によつて今に安全なり、たましく大敵の中を逃れて、關東に御座可<sub>レ</sub>然旨を以て、堅く諫め御申有けるによつて、御上洛を止られて、若宮小路の代々將軍家の舊跡に御所を造られしかば、師直以下の諸大名屋形軒を並べける程に、鎌倉の體誠に目出度ぞ覺へし」とあり。是は新邸造營以前なれば、勅使下向は八月中旬の事なるべし、是より三ヶ月の間、京都には大友貞載、堀口貞政など、信濃凶徒追討の兵を催して著到し、新田義貞以下の黨派は鎌倉を折<sub>レ</sub>密謀をこらし、鎌倉は直義を始め高師直等源氏黨を招納して京師の動靜を偵察し、公武兩黨の旗色を分ちたる時期なり。足利の族尾張高經は陸奥の斯波郡を領し、長子家長これに居る、其家譜に八月陸奥管領となるといふ、是尾張氏を斯波氏と稱する原因なれど八月までは尊氏に陸奥を管する權なし、蓋し家長に内意を含めて奥羽の源家黨を招納させ、其統領となしたるにてあるべし。其他細川氏の四國を招納したるも同様の手段なるべく、九、十、關の三ヶ月は公武共に隱謀の最中なれば後の顯はれを以て推想せんことを要す。



〔花園上皇御落飾〕 北條黨が西園寺大納言に依て持明院より院宣を請はんとして露顯し、終に此變亂の導火となり、爾後伏見宮の事は物に見えず、十月末に花園上皇は御領等を新院に進ぜられ、十一月廿二日に懸鎮上人を戒師として御落飾あり遍行と號せらる、御年三十九なり。院政は白河鳥羽の始めより法皇にて院政を聽せられたれど伏見宮には後深草上皇以來は法皇には政事を緯ひ給はぬ習となり、花園上皇も一度院政を聽給ひ、後伏見法皇の如く、落飾以後は世事を光嚴上皇に委ねて、全く佛乘文學にのみ心を寄給へり、斯くて程なく前坊の踐祚とはなり行きぬ。

### 第四十節 足利氏鎌倉に據て諸國の兵を催す

尊氏政務を直義に讓る——朝廷鎌倉追討の用意——上將軍の發向——海道之戰——遠駿相三州の合戰——箱根口の合戰——京軍駿河に引退く——伊豆國府合戰——諸國公武分爭——尊氏直義、義貞を追撃、西上に決す——東山道の官軍——北畠顯家國府出發、鎌倉に向ふ——尊氏京都に向ふ

〔尊氏政務を直義に讓る〕 足利氏が鎌倉府の命令にて諸國の幕府黨に兵を催發したるは十一月二日の事にて直義の沙汰なり、其狀に可被<sub>レ</sub>誅<sub>ニ</sub>伐新田右衛門佐義貞也、相催<sub>ニ</sub>一族可<sub>レ</sub>馳參<sub>ニ</sub>と認めて左馬頭(花)にて出せり、其文書は諸氏に多く存在す、是より京都方の者を新田義貞與同之仁と稱へたり。凡て君側の惡を除くといふは謀叛人の口實になりたれど、事の此に至れるは天下の趨勢傾注せ

る所にして、之を激成したるは義貞の確執に由るを免れず。尊氏が政務を直義に委ねたるは、梅松論に「將軍は先日勅使具光朝臣下向の時歸洛有べきよし仰られし處に、御參なき條御本意にあらざる間、此事に付て深く歎き思召れて仰られけるは、我龍顏に昵近し奉りて勅命を請て、恩言といひ、<sub>レ</sub>叙慮といひ、いつの世いつの時なりとも、君の御芳志を忘れ奉るべきに非ざれば、今度の事條々御所存に非ずと思召ける故に、政務を下御所に御讓有て、細川源藏人頼春、并近習兩三輩計り召具して潜に淨光寺に御座有し」とあるは全く事實なるべし。後醍醐帝の御行蹟は執拗に聞えさせ給へど天威に咫尺し奉る僧俗の有識者が盡く聖德に心醉するを見れば、尊氏と君臣の間は定めて此に言へるが如くならん、又尊氏の器局を見るに、宏量にして情誼を重んずるに因て諸將の死心を得たり、淨光明寺の退居は必ず士心を激動したりしならん。此時尊氏が直義に政務を讓りし事は、難太平記に「大休寺殿も又同じ御兄弟ながらも憐れなる御志どもにて、中先代の時箱根山よりして天下をも當家を譲申給ひし事を大御所は思召忘給はで、只いかにもして大休寺殿より寶篋院殿へ、うつくしく天下を讓與申させ給へかしの、御方便ゆへに」と見え、この今川了俊の言の如くんば、八月十七日箱根山に出陣の時より政務を直義に讓りたりしなり。

〔朝廷鎌倉追討の用意〕 京都に於て鎌倉追討の用意はいつの比より有りしや、保曆間記には、尊氏勅定に應じて上洛する所に、京都より内々此事を(道にて)告申ける人も有けるにや、又直義も東國



の侍も不審に思て留めければ、尊氏上洛せず、其時さればこそ謀叛の志有由、重て讒し申に依て討手を下さる」とは、勅使の京著後百餘日の事を約言したるにて、思ふに應に然りしなるべし。梅松論には、「今度兩大將(尊氏)に供奉の人々は、信濃常陸の關所を勳功の賞に宛行るゝ處に、義貞を討手の大將として關東へ下向の由風聞しける間、先義貞の分國上野の守護職を上杉武庫(直義)に任せらる、是を拜領して用意の爲に國に下る(上杉氏の土野)、かゝりし程に京都伺候の親類代官共はいそぎ京都へ上、關東に忠を存る仁は亦京都より逃下る間、海道上下の輩俄に織綺の如し、建武二年の秋冬より世上敢て穩かならず」とある、秋冬は九、十月なり、當年は閏十月あれば其比と見るべし。神皇正統記に高氏望む所達せずして謀叛を起すよし聞えしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし奏狀を奉る、則ち打手上りければ京中騒動す、追討のために中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々も餘多遣さる、武家には義貞の朝臣を始とし多くの兵を下されし」とあり、元弘日記裏書に尊氏狀到來十一月十八日 建武二年十一月十九日、尊良親王以下東征とある等を參考するに、上將軍以下の命は必ず十八日以前にてありしなるべし。公卿補任に、源顯家(八)十一月十二日爲鎮守府將軍とは尊氏を奪ふて顯家に與へられたるなり、されば朝廷も征東の用意は十一月初めより既に生まれり。太平記の尊氏義貞互に奉狀を上りし十月付の文面は月も違ひ、亦文も似ず、古文書學の發達したる今日の人を欺罔するに足らず。

〔上將軍の發向〕

上將軍の發向は十九日なること、園太曆に十八日の夜依兵革被仰警固事とあるに合はず(警固は左大臣近衛經忠の任大臣節會による)保曆間記に、上將は中務卿親王(主上)公卿殿上人其數、武士には義貞を大將軍として、さるべき侍、在京武士、西國畿内の勢數萬騎發向す、奥州より顯家卿後追に責上るべき由宣下(宣下は鎮守府將軍の事)太平記に、正彈尹宮(顯王)洞院左衛門督實世等搦手の東山道に向ふとあり。廿一日天皇清涼殿に出御あつて、醍醐の道祐僧正聖觀音法を修め(醍醐座、主次第)、明日慈道法親王大威德法を修め、是より連日修法して靜謐を禱らる。又繪旨を西國に發して鎌倉に發向せしむ、其文に、足利尊氏、同直義已下輩、有反逆之企之間、所誅罰一也、令發向鎌倉、可致軍忠者、天氣如此とあり、廿二日以後連りに下されたり。

〔海道の戰〕

海道の戰は、廿五日に三河の矢矧河より生まれり、多田院文書高橋彦六茂宗軍忠狀に十一月廿五日、馳參三河矢矧河、屬于足利上總五郎入道御手一致合戰、同廿七日渡河、致散々戰、抽軍忠訖とあり。梅松論に「去程に數萬騎の官軍關東に下向するよし聞えければ、高越後守を大將として、大勢を差添て海道へ遣さる、師泰に仰られけるは、先三河國に下て矢矧川を前にあて、御分國たる間驅催して當國の軍勢を相待べし、努々川より西へ馬を越べからずと、將軍の命を請て當所に陣を取處に、爰に義貞大勢にて河の西岸に陣を取、兩三日相支て雌雄未だ決せざる處に、東士三手に分て、先づ上下の手は河を渡りて西の岸に於て火を散して相戦ければ、中の手は



兩陣共に進ざりけるに、剩へ中の手義貞の陣より堀口大炊介と云ける者乗出て、四方八方を討めぐり武略を盡して戦ける、西の陣より河を渡して合戦難義に及ける間、師泰引退とあり。公卿補任に、廿六日尊氏の官職を止めらる。太平記に、讃岐國に細川定禪起り、備中の佐々木(鮑)田井等これに應じ、越中國に守護普門利清起りて、國司中院定清を攻めたりとあるは、皆同じ頃なり、斯くて是月は暮れぬ。

〔遠駿相三州の合戦〕 高橋茂宗軍忠狀次に、同十二月遠江國國府(見)、上野、駿洲、手越河原、宮根山、御合戦致忠節二者也、梅松論に「其後遠江の鷺坂(見附)駿河の今見村にて相支といへども、爰も防ぎがたかりければ、是に依て建武二年十二月二日、下御所數萬騎を卒して、同五日手越河原に馳向て、終日入亂て戦けるに討死手負數を知らず、御方利を失ひし間、武家の輩多く降參して義貞に屬す、然る間下御所は箱根山に引籠り、水飲(三島口)を堀切て要害として御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰以下相殘、一人當千の輩陣を取」とあれど、直義が二日に鎌倉を發向したるは矢矧の敗軍を聞きての事にて遠江府以下の戦は十二月に入り即ち直義の進軍と同時なり、五日駿府手越に出會して大敗し、背進して箱根口の水飲に陣したるは七八日なるべし。

〔箱根口の合戦〕 梅松論に將軍は「潛に淨光寺に御座有し程に、海道の合戦難義の由聞召て、將軍仰られるは、守殿命を落されば我有ても無益なり、但遠勅の心中に於て更に思召さず、是正に

君の知處也、八幡大菩薩も御加護有べし先達て諸軍勢をば向られしかども、御遠慮有けん、小山結城長沼が一族をばおしみ止らる(略中)、其勢二千餘騎仰を蒙りて將軍の先陣として、建武二年十二月八日鎌倉を御立ありければ、諸人箱根の御陣に加て御合力あるべきと思處に、將軍謀り仰られるは、我水飲に至、其敵を支る計にて利を得る事有べからず、此新手を以て、箱根山を越て發向せしめ合戦を致さば、敵驚騒がむ所を誅伐せむ事案の内なりとて、同十日の夜、竹の下道(足柄越にある)夜をこめて天の明るを待ほどに、辰の一天に一宮新田脇屋を大將として、戀せばや契らじと詠せし足柄の明神の南なる野にむかへたり、御方の先陣は山を下りて野山に打上るに、坂の本(足柄明神の御坂なり)にてかけ合戦しに、敵泳へすして引退所を、御方勝に乗て三十餘里(古里)攻詰て藍澤原(豆野野)に於て爰を限と戦しに、敵數百人討取間、御威に堪ず」とあり、尊氏が軍足柄越より出で上將軍の軍と御坂より藍澤原までに掛合ひて戦ひたり。同日箱根口には菊池武重(武朝)阿蘇惟時等の京軍垣楯まで攻寄せ(阿蘇)、吉良仁木徒防戦の事(相馬)古文書に見ゆ。

〔京軍駿河に引退く〕 梅松論次に「翌日十二日京勢駿河に引退き(足柄御坂の)、佐野山に陣を取處に、大友左近將監官軍として其勢三百餘騎にて下向したりけるが、御方に參すべき由申けるが子細有まじき旨仰られける程に、當所の合戦矢合の時分に、御方に加りて合戦の忠節を致しければ、敵陣早く破れて、二條中將爲冬を始として京方の大勢討れぬ、其夜は雨降しかば、伊豆の國府(三)を見



下して山野に御陣を召る」とあり。野上文書野上彦太郎清原資頼代言上に、去年十二月十二日、屬于左近將監貞載手、於伊豆國(實は駿河國)佐野山、參御方致合戰之條、戶次豊前太郎被見知畢とあり。貞載は父貞宗の後を相續し、少貳と共に無二の源家黨なり、彼が京都に馳參り官軍に屬したりしは、始めよりかゝる巧みのありたればなるべし。

〔伊豆國府合戰〕 梅松論「次に通夜雨ふりしに、あくる十三日霽間をも待ずして伊豆の國府に攻入給ふ處に、義貞以下の輩水呑の陣を引拂て通夜没落しけるが、三島明神の御前を過て海道へ出る時分に味方馳合て辰巳二時の間合戰有り、関の聲矢叫び戰合ける、曳也聲六種震動に異らず、爰に於て島山安房入道討死す、義貞殘る勢僅にして富士川を渡しけるとぞ聞へし、味方は竹の下、佐野山、伊豆の國府、三箇所の合戰に打勝て、敵大勢討取る」とあり。此に戶次頼尊軍忠狀に、一去年十二月十二日、於佐野山最前參御方致三軍忠事、一同十三日於伊豆國府、致散々合戰、令三太刀打、分取頭三、若黨手負十四人とあるに吻合す。義貞は一宮と共に足柄越に向ひしに、尊氏の勢に出會して佐野山に退陣し、自身は箱根口に向ひしに、大友が裏切に因て總敗軍となり、十三日未明に雨を衝て三島佐野を引揚て、富士野まで追撃せられたり。梅松論次に「今日十三日足柄箱根の兩大將一手に成て、府中より車返し、浮島原に至るまで、陣を取すといふ所なし、翌日十四日御逗留有ける評に云、是より兩大將鎌倉に御歸有て關東を御沙汰有べきか、又一議に云、縦關東を全く

し給ふとも、海道京都の合戰大事なり如かじ惟一手に御立有べしと有ければ」とあれど、大友文書に、十三日付にて尊氏より大友千代松丸(兵部)に宛可被誅三新田右衛門佐義貞也、相催一族、不日馳參可致三軍忠との狀を出し、翌日大友貞載より守護代へ、關東御教書如此早任被仰下之旨、率一族可被參上との狀を出し(立花家藏)、又少貳頼尙へも同じ御教書を發し、廿三日には肥筑へ觸れ(深堀文書)たれば、海道を追上ることは前日既に内定したりしなるべし、此手配りは來春九州へ逃下りて再舉するの遠因となるものなり。

〔諸國公武分爭〕 此戰にて全國の動亂を引起し、日向記に「天下も宮方將軍と二つに引分れて、宮方には新田右衛門佐爲三太將軍、彼方與力の者も當國に多かりければ同年十二月十三日、關亂依有(伊豆)其間、祐持(比佐)も土持(ヒヂ)一族を相伴ひ、一同に欲令上洛之處に、義貞に與しける人々には、伊東藤内左衛門尉祐廣、同彌七、彌八、益戶孫四郎行政等、國富莊其外所々に亂入し、同十五日、穗北郡司平三郎以下、國富莊、河北富田卿政所に楯籠り、薩藩舊記に尊氏義貞爭權交惡、十月帝召義貞、詔討尊氏云々、正成既奉詔爲帝深竭忠策、以討賊軍、十二月、兼重亦遙奉其詔、乃據三侯院高城、菊池播部助武俊據肥後菊池城、伊藤藤内左衛門尉祐廣據諸縣莊八代城、皆一厥心、以應義貞軍(肝付兼重傳)土持宣榮軍忠狀に、去年(建武)十二月十三日、世上關亂之由依有其間、一族相共欲令上洛之處、伊東藤内左衛門祐廣(新田右衛門佐爲)同彌七、同彌八、益戶以下凶徒等令亂入國富莊以